

衆議院  
大蔵委員会

議録 第二十四号

(二八六)

平成十年五月六日(水曜日)  
午前九時三十分開議

出席委員

委員長 村上誠一郎君

理事 井奥 貞雄君

理事 坂井 隆憲君

理事 池田 元久君

理事 石井 啓一君

理事 鈴島 忠義君

岩永 峯一君

奥山 茂彦君

河井 克行君

菅 義偉君

園田 修光君

正志君

和明君

目片 信君

渡辺 具能君

喜美君

北脇 保之君

中川 正春君

藤田 幸久君

石田 勝之君

西田 鐵磨君

佐々木陸海君

出席政府委員

出席國務大臣

出席經濟企画庁調整局長

出席経済企画調査局長

出席大蔵大臣官房長

出席大蔵大臣

出席大蔵政務次官

出席武藤敏郎君

出席同日

出席新保生二君

出席小池百合子君

出席並木正芳君

出席渡辺博道君

出席佐々木憲昭君

出席浜田健一君

出席松永光君

出席大蔵大臣

出席大蔵政務次官

出席武藤敏郎君

出席同日

出席新保生二君

出席小池百合子君

出席並木正芳君

出席渡辺博道君

出席佐々木憲昭君

出席浜田健一君

出席松永光君

出席大蔵大臣

出席大蔵政務次官

出席武藤敏郎君

出席同日

出席新保生二君

出席小池百合子君

出席並木正芳君

出席渡辺博道君

出席佐々木憲昭君

出席浜田健一君

出席松永光君

出席大蔵大臣

出席大蔵政務次官

出席武藤敏郎君

出席同日

出席新保生二君

出席小池百合子君

出席並木正芳君

出席渡辺博道君

出席佐々木憲昭君

出席浜田健一君

出席松永光君

出席大蔵大臣

出席大蔵政務次官

出席武藤敏郎君

出席同日

出席新保生二君

出席小池百合子君

出席並木正芳君

出席渡辺博道君

出席佐々木憲昭君

出席浜田健一君

出席松永光君

出席大蔵大臣

出席大蔵政務次官

出席武藤敏郎君

出席同日

出席新保生二君

出席小池百合子君

出席並木正芳君

出席渡辺博道君

出席佐々木憲昭君

出席浜田健一君

出席松永光君

出席大蔵大臣

出席大蔵政務次官

出席武藤敏郎君

出席同日

出席新保生二君

出席小池百合子君

出席並木正芳君

出席渡辺博道君

出席佐々木憲昭君

出席浜田健一君

出席松永光君

出席大蔵大臣

出席大蔵政務次官

出席武藤敏郎君

出席同日

出席新保生二君

出席小池百合子君

出席並木正芳君

出席渡辺博道君

出席佐々木憲昭君

出席浜田健一君

出席松永光君

出席大蔵大臣

出席大蔵政務次官

出席武藤敏郎君

出席同日

出席新保生二君

出席小池百合子君

出席並木正芳君

出席渡辺博道君

出席佐々木憲昭君

出席浜田健一君

出席松永光君

出席大蔵大臣

出席大蔵政務次官

出席武藤敏郎君

出席同日

出席新保生二君

出席小池百合子君

出席並木正芳君

出席渡辺博道君

出席佐々木憲昭君

出席浜田健一君

出席松永光君

出席大蔵大臣

出席大蔵政務次官

出席武藤敏郎君

出席同日

出席新保生二君

出席小池百合子君

出席並木正芳君

出席渡辺博道君

出席佐々木憲昭君

出席浜田健一君

出席松永光君

出席大蔵大臣

出席大蔵政務次官

出席武藤敏郎君

出席同日

出席新保生二君

出席小池百合子君

出席並木正芳君

出席渡辺博道君

出席佐々木憲昭君

出席浜田健一君

出席松永光君

出席大蔵大臣

出席大蔵政務次官

出席武藤敏郎君

出席同日

出席新保生二君

出席小池百合子君

出席並木正芳君

出席渡辺博道君

出席佐々木憲昭君

出席浜田健一君

出席松永光君

出席大蔵大臣

出席大蔵政務次官

出席武藤敏郎君

出席同日

出席新保生二君

出席小池百合子君

出席並木正芳君

出席渡辺博道君

出席佐々木憲昭君

出席浜田健一君

出席松永光君

出席大蔵大臣

出席大蔵政務次官

出席武藤敏郎君

出席同日

出席新保生二君

出席小池百合子君

出席並木正芳君

出席渡辺博道君

出席佐々木憲昭君

出席浜田健一君

出席松永光君

出席大蔵大臣

出席大蔵政務次官

出席武藤敏郎君

出席同日

出席新保生二君

出席小池百合子君

出席並木正芳君

出席渡辺博道君

出席佐々木憲昭君

出席浜田健一君

出席松永光君

出席大蔵大臣

出席大蔵政務次官

出席武藤敏郎君

出席同日

出席新保生二君

出席小池百合子君

出席並木正芳君

出席渡辺博道君

出席佐々木憲昭君

出席浜田健一君

出席松永光君

出席大蔵大臣

出席大蔵政務次官

出席武藤敏郎君

出席同日

出席新保生二君

出席小池百合子君

出席並木正芳君

出席渡辺博道君

出席佐々木憲昭君

出席浜田健一君

出席松永光君

出席大蔵大臣

出席大蔵政務次官

出席武藤敏郎君

出席同日

出席新保生二君

出席小池百合子君

出席並木正芳君

出席渡辺博道君

出席佐々木憲昭君

出席浜田健一君

出席松永光君

出席大蔵大臣

出席大蔵政務次官

出席武藤敏郎君

出席同日

出席新保生二君

出席小池百合子君

出席並木正芳君

出席渡辺博道君

出席佐々木憲昭君

出席浜田健一君

出席松永光君

出席大蔵大臣

出席大蔵政務次官

出席武藤敏郎君

出席同日

出席新保生二君

出席小池百合子君

出席並木正芳君

出席渡辺博道君

出席佐々木憲昭君

出席浜田健一君

出席松永光君

出席大蔵大臣

出席大蔵政務次官

出席武藤敏郎君

出席同日

出席新保生二君

出席小池百合子君

出席並木正芳君

出席渡辺博道君

出席佐々木憲昭君

出席浜田健一君

出席松永光君

出席大蔵大臣

出席大蔵政務次官

出席武藤敏郎君

出席同日

出席新保生二君

出席小池百合子君

出席並木正芳君

出席渡辺博道君

出席佐々木憲昭君

出席浜田健一君

出席松永光君

出席大蔵大臣

出席大蔵政務次官

出席武藤敏郎君

出席同日

出席新保生二君

出席小池百合子君

出席並木正芳君

出席渡辺博道君

出席佐々木憲昭君

出席浜田健一君

出席松永光君

出席大蔵大臣

出席大蔵政務次官

出席武藤敏郎君

出席同日

出席新保生二君

出席小池百合子君

出席並木正芳君

出席渡辺博道君

これからふえるといふことでございましょうけれども、一方では、自由というのは、フリーというのは自己責任というものを伴つております。そういうふういった意味で、この危険性に対してもう一つの観点から質問をさせていただきたいと思います。

うことから質問をさせたいだきたいと思いま  
す。御説明の中に投資信託の新商品とかそういう  
たもののがいろいろと紹介されておりますが、どう  
いったものがあるのか、この種類等について御説  
明をまずいただきたいと思います。

また、いわゆる会社型投信でございますが、現行の証券投資信託というのは契約型と言われております。つまりして、いわゆるこの契約型投信というのは、あらかじめ結ばれる信託契約で商品内容が定められますいわばレディーメード型であるのに対しまして、この証券投資法人制度によるいわゆる会社型投信と申しますものは、投資家が会社の株主として出資をして、成果を会社からの利益配当の形で分配することを通じまして、いわば株主たる投資家のニーズにきめ細かくこたえるいわばオーダーメード型のスキームであるといふものでございます。

も、主に歐米系の会社なんかが開発してきたといふ話を私も聞いておりますけれども、日本ではそういうふた商品の企画というのですか、そういうことは、法律上もそれは許されていなかつたし、そういうふうなコンセプトで商品を認めてほしい、そういうふうな欲求といいますか、そういう要望というのは民間側からは過去出ていなかつたのでしょうか。

○山本(晃)政府委員 今お答えいたしました私基投資信託あるいは会社型投信、いずれにつきましても民間の方からは前々から強い要望が出されておりました。

まず、私募投資信託につきましては、現在の証券投資信託法といいますものが、不特定かつ多数の受益者のための投資商品、こういう形でもつて構成されているということから、いわば特定かつ少數といいましょうか、具体的に言いますと、一人から四十九人までの部分がいわば法的に欠缺をしていましたということをごさいます。これに対しましては、特に年金関係の需要が非常に強いというふうに言われております。

また、会社型投信につきましても、これまでいろいろな議論がなされてきておりまして、幸

に、これはいわば欧米では主流になっているわけですが、そこでございます。それに対しまして、この会社型投資信託ということになりますと、商法上の問題等いろいろ

○末松委員 そうしますと、この少数特定型といふのですか、それから不特定多數型、そういううな考え方の違いなんですねけれども、このピッグバンの機会じゃないとやれない仕組みになるのか。あるいは、私が言いたいのは、これから新しいコンセプトの商品が生まれてくる、あるいはそこからういうふうな要望が、先ほど民間からずっと要望が多くたたという話がございましたけれども、これからはそういうふうな商品が、例えば、何か法律にも個別の承認事項から届け出制に変わるといふ

うようなこともちよつと私も見たのですけれども、その届け出制という話になるならば、それは、新しい例えは民間の方々が発想したもの、本あるいは新しい商品、そいつたものがどんどんなれるといふのは、それほど複雑な手続を経ずに開発されていくって、それが認められていくというふうな手続をこれから踏むようになるのか。それと、また別途、さらに自由化というような大きな波も、その辺のシステム上のことについてはいかががどうか。でしようか。

は、今まででは事前承認制ということでやつてまいりました。今回お願いをしている法案では、「これを届け出制に改めるとともに、いわゆる証取法上のディスクロージャーをかけるということによるまして、いわば自由な発想でもつていろいろな商品というものができる。そういう仕組みにしたい」ということでござります。

○末松委員　そうしますと、それは投資信託に限らず、デリバティブも完全に認めるという話なので、そういうふうな投資信託的な発想とかデリバティブ的な発想とか、あるいは日本の市場で新しい商品、そういうコンセプトができたときに、これを日本から認めてそれが世界に広まるといふような商品も出るということによろしいのでしょうか。

○山本(晃)政府委員 今までの世界というのはどうやらかといいますと、歐米で開発された商品に対する対応として、それがいろいろな角度から検討が加えられて、まあいいだろうということである。商品が構成される、いわばそういうコンセプトだったわけでござります。

そういう意味からいいますと、どうしてもその商品そのものもいわば横並び的になっていたわけですが、さいますけれども、これから世界といつづるのは、まさにそういう資産運用業者の創意工夫といふのは、うのものが發揮される世界にしていこう。たゞ、フェアといいましょうか、公正取引ルールは

きちんと守っていただき、あるいはきちんとディスクロージャーもしていただき、これが当然のことながら重要でございますけれども、基本的には、そういう商品開発につきましても創意工夫を発揮できるような、そういう環境を整備したいと、いうものでございます。

したがいまして、今委員がお話しになられましたように、日本が商品を世界に向けて発信するということもあり得る、また、それを期待したいと、いうふうにも思っております。

○末松委員 なかなか頼もしい御回答であります。

そういう意味で、日本の金融技術というのは世界に比べて何年も何十年もおくれているといつた指摘について、私も本当にそうだなという気概とするわけですね。特に日本のビジネスというと例えば海外に出た日本の銀行なんかも、どちらともいっては、中心は海外に出た日本の企業のための銀行であって、その地域における会社をどんどん入り込んでいくというような状況でもございません。それで、そういう意味で、これは、資本主義の根幹となる証券市場が、日本から発想される金融技術をこれからどんどん開発していくようなシステムになっているという理解でよろしいですね。牛ほど局長が言われたとおりだと思うのですけれども、そういうふうに私は理解しました。

は、システム的に保証されていますねというふうに  
なんですけれども。  
○山本 恽 政府委員 基本的にはそういう理解  
よろしいかと思います。  
○末松義典 一方、そうしますと、例えばデリバ  
ティブで何十億ドル損をしたとか、世界的に見  
ば大変ないろいろな事件も起つてているわけで  
ね。そういったときに、今度は、一般の国民のシ  
イドから見て、やはり窓口販売がかなり自由化  
されると聞いておりますから、そうしたときには  
取り扱うリスクについてもあらかじめ投資家あ  
いは一般の国民の方々が知つておく必要があ  
る。

し、それがわかりやすくなないと、今度は訴訟という形でどんどん裁判に持ち込まれるという事件が多発することになりますが、そのことを避けるためにも、リスク、危険性について周知徹底するような、そういった仕組みというのをこここのシステム改革ではどういうふうに明示されておられますか。

○山本(晃)政府委員 今の大松委員の御質問は、今話題になっております投資信託の関係のことかと思います。また、それ以外の一般的の議論もあつたわけでござりますけれども、基本的には、今までの枠組みというものは、例えば投資家保護という場合に、投資家からいわばリスクを遠ざけるというような形で投資家保護が図られていたという面は否めないわけでございます。むしろ、今大松委員お話しのように、投資家にリスクを周知徹底させるということ、これが投資家保護の眼目であろうというふうに思います。そういう意味で、例えば投資信託を銀行の窓口で販売するということになりますと、これは、元本保証のないいわばリスクキャピタル、これを銀行等で販売をするということになるわけでござりますので、当然のことながらこの商品性の違いについて十分認識をしていただいた上で販売あるいは購入をしていただこういうことが重要であるというふうに考えております。

このような観点に立ちまして、証取法上では、有価証券の販売に係ります誠実公正義務等の販売ルールというもの、これが当然のことながらこういった投資信託にもかかってまいります。また、銀行法等におきましても、顧客に対する預金との誤認防止ルール等が適用できるような手立てを講じておるわけでござりますが、それを講じた上で銀行などの金融機関による証券投資信託の窓口販売を導入することとしているところでござります。

○末松委員 そういった形のルールを引けば、かなり個人の責任でやつたと。日本人というのは、どちらかといふとそういったときに自己責任を意

外と否定して、それは政府が悪いあるいはシステムが悪かったんだということになりがちなように評価されやすい国民というふうに私も考えておりますけれども、そのシステムがあれば基本的に裁判所に頼らざるともある程度防げるという自信のはどはいかがでしょうか。

○山本(晃)政府委員 基本的には、こういったフリーという面で制度的に自由になつてしまりますと、むしろ、先ほどから申し上げていますように、フェアという面、これがまた重要な面になつてまいります。恐らく民事的な紛争というのも起こり得る。増加するかどうか、この辺はわかりませんけれども、当然それに対する備えというのもしておかなければいけないわけでござります。そういう意味におきまして、不公平取引規制あるいはディスクロージャーの徹底をするとともに、業者については、利益相反等の行為規制、こういったものもきちんとやつていかなければいけませんし、いわば紛争処理の体制というもののきちんと整備をしていかなければいけない。そういう意味におきまして、例えば証券の世界では、こういった民事紛争というものにつきましてもできるだけ円滑に、また通常、裁判ということになりますとなかなか時間がかかりますので、証券業協会によるあつせん制度というものを法的にもきちんと確立した上で充実をしていきたいというふうに考えております。

○末松委員 紛争処理というか、言葉は大きくなりますけれども、係争処理ですね。この辺、迅速な処理ができるよう、そしてそれがきちんとしたシステムでやっていけるように、早急にお願いをしたいと思います。

今、局長の方からお話をございましたディスクロージャーなんですかね。この前、私も年末に、銀行のディスクロージャーで任意でやるといふのは不徹底で、義務化すべきであるということを申し上げまして、今度それが法案に入っているようですので、私もそこは非常に評価しておりますが、そのディスクロージャーのレベルなんです

けれども、欧米の窓口でディスクロージャーがなされているレベルと、これは金融商品とか、あるいは金融機関のディスクロージャーも含みますけれども、そのディスクロージャーのレベルでは、今度のシステム案はそれと比較するとどういうふうな位置づけになりますでしょうか。

○山口政府委員 お答え申し上げます。私も記憶しておりますが、昨年の臨時国会で末松先生と大分長時間にわたってディスクロージャーのあり方の議論をさせていただきました。議論すべきではないかという御指摘をいただきました。私の方は、一方で、自主的なディスクロージャーというものがより推進する原動力になるのではないかという御指摘もさせていただきました。これから自己責任を預金者、投資家にとってもらうという時代になる以上は、やはりディスクロージャーのうち、どうしてもこれだけはやってもらわなければいけないというものは義務化させていただきたいというふうにしたわけでござります。

その後、いろいろ私どもも検討を重ねまして、これから自己責任を預金者、投資家にとってもらうという時代になる以上は、やはりディスクロージャーのうち、どうしてもこれだけはやってもらわなければいけないというものは義務化させていただきたいというふうにしたわけでござります。

また、その内容でござりますけれども、これも当委員会でも御議論ございましたが、やはりおくれているのではないか、特に不良債権の状況についての御指摘がございました。したがって、それでは世界で一番進んでいるところは何か。それはアメリカのSECの基準であるということで、これも急ぎ、昨年のちょうど臨時国会が終わつた直後だったと思いますが、全銀協の方に強く働きかけまして、これも今度の三月期から実現をする。それで、来年の三月期からは連結ベースでもこれが義務化すると同時に、この不良債権の公表についていろいろな進展を図るというふうにしておるわけでござります。

一方、商品等につきましても、これはある意味では金融機関がいかに自分をPRするかという面もあるわけでございます。したがつて、最低限、商品の性質というものの顧客の皆様に説明をする

ことをやはりこれも義務化させていただきました。ただ、それ以上どういう魅力的なものがあるかということになりますと、これはむしろ自主的に、P.R.の話でございますから、これはディスクロージャー誌に創意工夫を持つ各金融機関がディスクロージズするというふうにさせていただけたわけです。

こういった諸措置をとりますと、私どもの感じとしては、これまでおくれがちであったディスクロージャーというものの概念が、少なくとも制度的には国際的に比肩し得るものになるのではないかというふうに思うわけでござりますけれども、実際それをやる金融機関の姿勢も重要な要素だと私は思いますので、各金融機関には、このディスクロージャーの大切さというのをぜひわかっていたくよう努めていきたいと考えております。

○末松委員 消費者サイドへのわかりやすさ、配慮、それが工夫を凝らされるようなことをシステムとしてある程度できるかできないかというのが私の次の質問だったのですけれども、今山口局長が言われたように、それはある意味では各社の自助努力といいますか自己P.R.、そのわかりやすさが商品になるのである、あるいは商品の一部であるというような認識だというふうに私も今理解させていただきました。それが、欧米との間で比較しても比肩し得る。今の局長の言葉で言えば、比肩し得るというのは、欧米と同等レベルであるという認識であるという位置づけでよろしいですね。

○山口政府委員 そのように考えております。

○末松委員 今までの質問は、どちらかといふとフリーといふことについて話を進めてきたわけですがれども、あとフェアとグローバルといふことについて、ちょっと私も問題意識を持ったところを質問させていただきます。

特にビッグバンを進めるに当たっては、日本の金融会社と外国の金融会社、ここで別に対応に差をつけていませんね。例えば、ダブルスタンダードというようなことがあるのかないのか、そこの

点についてはいかがでしようか。

○山口政府委員 これも、さきの臨時国会で先生と大分長く御議論させていただいた例の預金保険の取り扱いの問題は、ひとつ検討課題として私も意識しておりますところでございますけれども、それは引き続き検討をさせていただきます。

今回の金融システム改革法におきまして、外国の金融機関の在日支店と我が国の金融機関とは同様に扱うということを原則にいたしております。

なぜ原則と申し上げるかといいますと、在日支店に特有の事情 支店であるがゆえに同一にならないもの、例えば株式を保有する、出資するというときは支店ベースではやらない、これは本店ベースになりますから、そういう形での規定は適用にならないということありますけれども、それ以外のものについてはこれは日本の金融機関と同様に扱うというふうに、その性格上、同等に扱えるものは同等に扱うというふうにしてございました。

○末松委員 私も、この前質問したときに、預金保険機関との関係で、外国の支店と日本の金融機関が差があるではないかという、その点は本当にまた御検討を進めていただきたいと切に願うわけです。

○末松委員 支店であるがゆえに同一にならないもの、例えは株式を保有する、出資するという

ときは支店ベースではやらない、これは本店ペー

スになりますから、そういう形での規定は適用にならないということありますけれども、それ

以外のものについてはこれは日本の金融機関と同

様に扱うというふうに、その性格上、同等に扱え

るものは同等に扱うというふうにしてございま

す。

○末松委員 私も、この前質問したときに、預金

保険機関との関係で、外國の支店と日本の金融機

関が差があるではないかという、その点は本当にまた御検討を進めていただきたいと切に願うわけ

です。

○山口政府委員 今お尋ねのとおりで結構だと

○末松委員 次に、ちょっとテーマを移しまし

て、まさしく一つの根幹なかもしません。

ビッグバンの根幹ともいってべき垣根を外そう、銀

行と証券と保険の相互参入を促進しようというこ

とがこの法律案でうたわれているわけですから

も、ちょっと私自身が、このキヤツチフレーズは

非常にいいし、いかにも自由化しているなという

気はするわけですが、実際に相互参入といった場

合にどこをどういうふうに変えていくのかという

ことがやや気になるところであります。

ちょっとと分けて、つまり、銀行と証券、あるいは銀行と保険、あるいは証券と保険、この相互参

入のイメージを具体的にこの法律案のシステムに

沿つて説明をいただきたい。これも三者三様に言

われる三者三様に言わるとまたわかりませんから、まず、銀行と証

券の相互参入がどういうふうな形で行われるの

か、そこからお聞きをしたいと思います。

○山口政府委員 銀行と証券との相互参入でござりますが、まず先ほどと同じような形で申し上

げます。

本体では、銀行が保険業をすることはできませ

んで、バツでございます。

それから子会社、つまり銀行が保険子会社をつ

くるという場合はマルでございますが、当面の間

は破綻保険会社の子会社化だけでございます。そ

れで、二〇〇〇年度末までに完全に参入が可能と

いうふうにしてござります。

それから、三番目のジャンルの兄弟会社として

並ぶ場合はマルでございますが、これも一応マルでござ

いますが、当面の間は破綻保険会社の兄弟会社化

のみでございまして、これも二〇〇〇年度末まで

に完全参入が可能、こういう形になっております。

ちょっとごちやごちやして申しわけございませ

ん。逆に、今度は保険会社が銀行業へ参入をする

場合について申し上げます。

本体、つまり保険会社が銀行業を本体でやるの

はバツでございます。

同じよう九九年下期中に業務制限の撤廃といいうことでござりますので、行く行くはこれもマルでございます。

これは、今回の制度改正をお願いしている結果でございます。

○末松委員 では次に、銀行と保険の相互参入、これについて説明をお願いします。

○山口政府委員 銀行による保険業への参入でござりますが、まず先ほどと同じような形で申し上

げます。

本体では、銀行が保険業をすることはできませ

んで、バツでございます。

それから子会社、つまり銀行が保険子会社をつ

くるという場合はマルでございますが、当面の間

は破綻保険会社の子会社化だけでございます。そ

れで、二〇〇〇年度末までに完全に参入が可能と

いうふうにしてござります。

それから、三番目のジャンルの兄弟会社として

並ぶ場合はマルでございますが、これも一応マルでござ

いますが、当面の間は破綻保険会社の兄弟会社化

のみでございまして、これも二〇〇〇年度末まで

に完全参入が可能、こういう形になっております。

ちょっとごちやごちやして申しわけございませ

ん。逆に、今度は保険会社が銀行業へ参入をする

場合について申し上げます。

本体、つまり保険会社が銀行業を本体でやるの

はバツでございます。

子会社、つまり保険会社が銀行を子会社として

持つことについてはマルでございます。しかし、

それで、子会社、つまり銀行が子会社として証

券会社を持つてはマルでございます。

手持つことについてはマルでございます。しかし、

当面の間は破綻銀行の子会社化のみでございまし

て、一九九九年度末までに完全な参入が可能とし

てございます。

それから、兄弟会社でやる場合、これもマルで

ございますが、当面の間は破綻保険会社と銀行の

兄弟会社化のみ、二〇〇〇年度末までに完全参入

が可能ということになつてござります。

ただ、銀行における保険の窓口の一部の解禁が

定めございます。

○末松委員 では最後に、証券と保険、これの相

互参入について御説明をお願いいたします。

○山口政府委員 お答えいたします。

証券会社による保険業への参入でござりますが、これは現在でも、子会社形態あるいはいわゆ

る持ち株会社の子会社としてのいわば兄弟会社でござりますが、いずれも参入は可能でございます。

（末松委員「すべて」と呼ぶ）はい、保険業の引受け業務への参入につきましても、マルでございます。

逆に、今度は保険会社による証券業への参入につきましては、現在は子会社形態で保険会社が証

券業に参入することは認められておりませんが、今回お願いをしております法律によりましてこれ

を可能にすると、いうことでござります。また、持

ち株会社の子会社という形で兄弟会社になること

につきましては、現行でも可能でございます。

逆に、今度は保険会社が銀行業へ参入をする

場合について申し上げます。

本体、つまり保険会社が銀行業を本体でやるの

はバツでございます。

子会社、つまり保険会社が銀行を子会社として

持つことについてはマルでございます。しかし、

それで、子会社、つまり銀行が子会社として証

券会社を持つてはマルでございます。

手持つことについてはマルでございます。しかし、

当面の間は破綻銀行の子会社化のみでございまし

て、一九九九年度末までに完全な参入が可能とし

てございます。

それから、兄弟会社でやる場合、これもマルで

ございますが、当面の間は破綻保険会社と銀行の

兄弟会社化のみ、二〇〇〇年度末までに完全参入

が可能ということになつてござります。

ただ、銀行における保険の窓口の一部の解禁が

ありますので、私は最初にバツと申し上げました

が、一部そういうものが本体でも可能になる規

利用者の保護とか、あるいは業務の健全性確保の

思ひます。

それから、持ち株会社の子会社、つまり兄弟会

観点から必要な弊害防止措置というものをきちっと定めておかなければならぬ、ということがござります。それから、金融システムの安定性確保といふことにも十分な配慮を払う必要があるわけでございます。

そういうことを踏まえまして、競争条件の公平性の確保という点で見ますと、比較的問題が少なければ保険会社から銀行業へ参入する場合。これは、銀行の日本におきます非常に強い立場、融資を通じた強い立場等々がございませんから、それについてはできるだけ速やかに参入を認めるといふことで、先ほど銀行局長が答弁申し上げましたように一九九九年までに実施できるということになつております。

銀行から保険業への参入につきましては、今申し上げましたよう競争条件の公平性の確保等の観点でいろいろ配慮すべき点がございますので、やや時期がおくれる。そういう環境が整い次第実施するわけでございますが、総理の指示に基づきまして、ビッグバンの完成年度のしりでございまして、二〇〇一年には必ず行うというふうになつてゐるわけでございます。その辺の事情がちょっと違つて、ということを申し上げたわけでございまして、末松委員 そうしますと、競争条件で不利があつてはいかぬというのも一つの考慮にはなつてゐる、でもデッドラインは区切りましたということで、業界を挙げて頑張りましょうという話ですね。

そのときに、これはつまらない質問かも知れませんけれども、例えば名前なんかも、保険会社で、三井銀行保険とかそういう名前も当然許可されるんでしょ。親会社、子会社の関係をきちんとすると、例えば第一生命銀行とか、というような話で、わけがわからなくなるかもしれませんけれども、原則としてはそれは了承されるんですか。

○福田政府委員 かつて、銀行、証券の相互参入のときにも名称をめぐつて問題になつたわけでございました。

ざいますが、基本的な観点は、やはり利用者保護の観点から誤解のないようにといふことがござりますし、それから、先ほど申し上げましたようなものをおきませんで、名称のいかんも含めまして、いろいろの商品を販売するようになるわけでございます。それで、例えば役員の兼職禁止とか、いろいろな行為面での、例えば融資とのセット販売とか、いろいろなものを弊害防止措置として検討しなければなりませんので、名称のいかんも含めまして、今後その辺については検討してまいりたいと思います。

○末松委員 今言われました弊害防止の弊害なんですかとも、弊害についてちょっと詳しく述べてください。

○福田政府委員 お答え申し上げます。いろいろな審議会等で議論が行われましたが、例えれば銀行から保険業に参入する場合の弊害としては、日本におきます銀行等のいわゆるメーンバンク制による影響力あるいは情報力が格段に違うと云ふことがあります。そのほか、預金商品を持つている保険商品との混同がないように、あるいはそこを責任体制をきちっとできるようなどいうような、そのようないろいろな問題があるかと存じます。

○末松委員 その情報力とか融資力、それからその責任体制というのがよくわからぬのです。最後に言わたった点、ちょっとまた説明していただきたいたのです。これは一般の国民から見て、その辺はどうでもいいぢやないか、要するに、きちんと我々の財産が守られて、しかも資金運用の手立てがいろいろと利用が拡大されるということであればいいぢやないかと思うのですけれども、その点についてもう少し説明いただけますか。あなたの説明ではまだわからぬ。

○福田政府委員 やや例示的でございますが、例えば銀行については顧客の家計も含めた資金の状況を全部情報として持つてあるわけでございまして、ですから、例えば何らかの理由で住宅ローン

とか設備投資のお金とかを借りたいときに、その融資を受けたければ保険に入りなさいといふことがありますし、それから保険商品そのものの販売チャネルの多様化といふこともございます。それから、それに、名称の問題も含めまして、やはり異なる業態が異なる商品を販売するようになります。それで、例えば役員の兼職禁止とか、いろいろな行為面での、例えば融資とのセット販売とか、いろいろなものを弊害防止措置として検討しなければなりませんので、名称のいかんも含めまして、今後その辺については検討してまいりたいと思います。

そして、やや御説明不足だったかもしれませんのが、この銀行、保険の相互参入については、当初からフルビジネスといいますか、業務に制限をつけずにして参入ということになりますので、例えば銀行、証券ですと、その辺、例えばアローカレッジは最初禁止していたというようなこともあって、やはりそれは、フルビジネスで開始する以上は万全の体制がとれるように、そのような銀行の優越的地位を利用したゆがんだビジネスが行わないような措置が必要であろうということをございます。

○末松委員 弊害の話を聞けば聞くほど、余り相互通じない方がいいのかなという気にもちょっとなつてくるんですね。

先ほど言われたんですが、ゆがんだビジネスですか。確かに銀行は、今は個人の預金機能をよく把握していますから家計が非常によくわかるのです。それにあえて保険が子会社をつくつて銀行に参入する道を開いたわけですね。でも、本当を言えれば何か弊害が多いのです。でも、これは保険会社が、要するにかなり自分の足元を強くするということにもこれからつながるだろう。嫌々やるんであればやらない方がいいわけですが、そういう点を含めて、これをなぜやるのかという理由について、私自身、ちょっと今よくわからなくなつてしまつたところなんですが、何かまだ説明がありますか。

○福田政府委員 今まで御指摘について御答弁申し上げてきたのですが、もちろんメリットもございまして、銀行等による保険商品の販売につきましては、やはり利用者利便から見ますと、ワンストップショッピング、銀行に行けばいろいろな

商品が買えるというようなメリットもございます。それから保険商品そのものの販売チャネルの多様化といふこともございます。それから、それに基づきまして商品の改善といいますか、より利用者にとって価値の高い商品が開発される等々、諸外国のグローバルという点から申しましても、相互参入そのものについてのメリットはやはりあることを存じます。

そして、やや御説明不足だったかもしれませんのが、この銀行、保険の相互参入については、当初からフルビジネスといいますか、業務に制限をつけずにして参入することになりますので、例えば銀行、証券ですと、その辺、例えばアローカレッジは最初禁止していたというようなこともあって、やはりそれは、フルビジネスで開始する以上は万全の体制がとれるように、そのような銀行の優越的地位を利用したゆがんだビジネスが行わないような措置が必要であろうということをございます。

○末松委員 そつしますと、預金サービスもあれば預金サービスもあれば何らかんらあるということで、それだけで総合的なサービスを受けられるところが、そこを大臣にお伺いしたいと思います。その辺で、銀行も全部、キャッシングサービスもあれば預金サービスもあれば何らかんらあるということがあります。それから、消費者にとつて一番便利なのは、銀行も全部、キャッシングサービスもあれば預金サービスもあれば何らかんらあるということがあります。それで、それだけで総合的なサービスを受けられるところが、そこを大臣にお伺いしたいと思います。

○松永国務大臣 お答えいたします。先ほどから委員と事務官との質疑応答を聞いておりまして、消費者の保護、消費者の利便性、これが一番大事なことはなからうかといふうに私は思いました。例えば、銀行の窓口における投資信託の販売などは、ややともすれば、投資信託は元本保証はない、しかし、一般的の消費者からすれば、預金と同じように元本はちゃんと保証されてしまうし、それには利息がつくんだという認識の人が多いだろうと私は思う。したがって、銀行の窓口における投資信託の販売などについては、先ほど委員から御指摘がありましたように、元本保証は元本保証ではない、しかし、一般的の消費者からすれば、預金と同じように元本はちゃんと保証されてしまうし、それには利息がつくんだという認識の人が多いだろうと私は思う。

○福田政府委員 まさにその通りであります。それが、預金とは違つんだといふこと、そういうふうに感じました。そこで、そういうふうに説明をして、少なくとも誤認が起こらぬようことをきちっとやってもらわぬことには混乱が起るだろう、私はこういうふうに感じました。

今、相互参入の問題もそれと同様でありまして、結局、消費者の利便性という観点から容認す

務方の答弁の中にもありましたけれども、弊害があるのが妥当であろう。しかしそれには、先ほど事

していくのかというような視点から監督のあり方を考えていく。

形態が出てくる

おりまわ

2

○末松委員 大臣がそういうた考へでやられることが私は非常に重要であろうと思想います。今の大臣の御発言を評価します。

ただ、まだこれは緒についた考え方でございまして、まだ私自身も答えを持つておりますんけれども、だんだん我々の金融行政もそういう方向になっていく、業界自身もそういうふうに脱皮せざるを得ないのじやないかというふうに考えております。

考え方を奨励して研究させていただきたいと思います。すながれ、どうぞよろしくお聞かせください。

今もあるからあれなんですかけれども、これは  
ちょっと私が今思いついた質問なので、答えられる  
方がいれば答えていただきたいのですが、そ  
うすると、業界って一体何だろう、そういう疑問が  
ふとわいてくるんですね。銀行業界、証券業界あ  
るいは保険業界、今までにははっきり分かれてい  
た。でも、それがみんながみんなできるようにな  
なっていくというふうになると、どういうふうに  
その業界というのを認識しておられますか。そ  
の点をちょっと、答えられる方。

○山口政府委員 今先生の御指摘の点は、これか  
らの行政を見る視点としても大変重要じゃないか  
という感じがしております。

私も共有しているところがあつて、ゆえに、外国の企業と日本の企業を区別しないというグローバルあるいはフェアという位置づけになるのかなと思う。つまり、コングロマリット化したものが、今度は海外も含めたものが一挙に大きな形で来る。あるいは、消費者のサービスそのものを中心に置けば置くほど、総合的でいろいろな多機能を備えたものが便利なことは事実なんですね。大臣も御指摘のように、そうすると、それをやればやるほど、日本だけではなくて今度は海外においても巨大なもの、これをどういうふうに行政がコントロール、あるいはコントロールするという発想がそもそも間違いなんでしょうけれども、マネーが

○松永国務大臣 金融業界における外国の日本の企業界への参入、これはもう自由化時代でありますから、当然のことながら日本に支店ができる、日本の本来の企業と自由な立場で競争するという事態、これは認めざるを得ないわけですね。その場合に、当然のことながら、消費者保護のためのいろいろな義務があります。あるいは措置があります。そういうものはきちっと、外国企業の在日支店がその義務を履行しておく、その措置を受けておくことが自由な立場での競争である基本だろうと思う。日本における企業活動をする場合の予定されておる義務を履行しないといふ場合のもう二つは、もう一つは、そういう視点であるならば、破綻が起こつた場合のものによる不買運動による影響は、もう二つは、

それは、例えば国際的な監督者の問題意識といふものの最近出てきている傾向は、コングロマリット化した組織をどういうふうに監督していくのかということです。狭い意味の、例えば銀行だ証券だ保険だということをやつておっては本当の意味の金融業というものがつかめない。また、その三業態だけでもないわけです。リースもある、クレジットもある、貸金業もある、いろいろあるわけですね。それを今度は、せんだつての持ち株会社もお認めいただきましたし、今回の子会社展開もかなり弾力的な措置を御審議願っているわけですから、そうしてみると、私どもがいる国際的なそういう監督者と同じ立場に立てるを得ない。そうすると、同じ金融業をやつてしまつて、商品は仮に名稱は違つても、切つてみればすべてリスクとリターンの関係に帰着するからではない。しかし、それをどうやってリスク管理を

するということなのかもしねませんか。そういったときに、私自身もちょっとまだよくわからなかったのですが、どういうふうにマネージングするかということですね。

だから、イギリスみたいに、ルールだけあってあとは何でもありよという話が一つの整理の仕立てであろうし、フリーリー、フエア、グローバルのほかに、例えば、先ほどちょっと保険部長の方が言なれましたけれども、業界自体に情報量の差があるとかなんとか、業界の発展あるいは日本の企業の発展という形をそこに持ち込んでいけば、どちらかというとナショナリスティックな、日本のとくうふうなことをやっていけば、また大きなルールのもとではそういうものははじかれますよ。あるいは裏に回りますよ。そういったところ、つまりメガコンペティションになればなるほど、海外で含めた大きな企業形態、新しいコングロマリットのことですね。

相互参入といつた場合、例えにナハーラでない銀行の形態を非常に限定して、安定性が一番重要なんだよ。だから余分なことは一切やつちやだめだよ、あるいは、ほかの業務に手を出してそれで足を引っ張られて銀行本体の経営が危うくなることは絶対避けなければいけないということで、非常に銀行そのものの経営の安定性を重視していると私も聞いておりますし、ヨーロッパでは、どちらかというとユニーク・サルバンキングといいますか、ある程度いろいろな多業務がいいじゃないかというふうなことで銀行をとらえているという位置づけでありますけれども、今回の法案を見ますと、どちらかというとヨーロッパ型のユニーク・サルバンキングシステム、これをかなり意識して金頭に置いていた中で、銀行の本体が直接ほかの業種に参入しにくいという面をつくっているということであれば、アメリカ型もやや考慮したのかな。

させて打ちかたせたいというようにまさしく行政の方々が望むのは、それはある意味では当然のことだらうと思うし、私も日本の議員ですからそつとうふうには希望しているわけですけれども、ある意味では、ルールと/orのものはそれ以上に冷徹な形でないと機能しなくなつて、それ以外のものではすべてはじき飛ばしてしまつといふ非常に冷徹なものがありますから、その辺はぜひ研究に研究を重ねていただければありがたいと思います。ちょっとと残りの時間、実は保険契約者保護機構のところも質問したいと思ったのですが、議論の流れから、もうちょっと今の議論を続けさせていただきたい。

その中間型のような氣もするのですが、日本の行政として、どこに銀行業のモデルあるいは考え方があるのかということについてはつきりさせたいと思います。

○山口政府委員 相互参入について御紹介しましが、これがアメリカ型かヨーロッパ型かということがあります。

ことに分けて考えてみますと、ちょうど中間、や

やアメリカ型に近いかなという印象を持つております。

具体的に申し上げますと、例えば銀行と証券との関係でいいますと、ヨーロッパは、御紹介ありましたように、ユニバーサルバンクで何でもできるという感じになつておりますけれども、アメリカはかなり制限されております。この場合も、日本本の場合は自分でやることはちょっと困るよといふことなので、だからどちらかというと、アメリカと同様に少し制限した形かなという感じがします。

それから銀行と保険との関係からいいますと、これは世界各国ともかなり制限的にしております、この点からいふと、しかしどちらかといふと、よりそれが厳しいのはアメリカでございますので、そうすると、銀行と保険との関係からいふとヨーロッパにちょっと近いかなという感じがします。もちろん、本体ではやつていませんけれども。

それから最後に、証券と保険との関係からいいますと、これは大体歐米と同じという感じでございます。だから、少しずつ違っておりますけれども、たゞ、基本的には、子会社あるいは兄弟会社という形での相互参入というのを認めた形での展開ということを認めているという意味では、ある程度のグローバル化された姿と言えるんじやないかと思うわけでござります。

○末松委員 これで質問を終わります。どうもありがとうございました。

○村上委員長 この際、参考人出頭要求に関する

件についてお諮りいたします。

各案審査のため、本日、参考人として日本銀行副総裁原作弥君、日本銀行人事局長横内龍二君及び日本銀行審議役引馬滋君の出席を求める意見を聽取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村上委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○村上委員長 質疑を続行いたします。上田清司君。

〔委員長退席、井奥委員長代理着席〕

○上田(清)委員 民主党の上田清司でございま

す。

本日は、日銀の副総裁並びに関係の皆様、御苦労さまでございます。また、鶴志田理事におかれましては、大変な御不幸がありましたことを大変お悔やみを申し上げます。そういう悲しみを乗り越えて、日銀の本來のあり方あるいは国民から期待される日銀の運営方法についてもしっかりと議論させていただきたいと思います。

ただ、きょうは、連休中でもございましたし、そうした御不幸もございましたので、質疑の中身についてはお知らせをしていたもの、担当者が御不<sup>幸</sup>があつたということをございましたので、答弁は結構でございます。どうしても答弁したいといふことであれば構いませんけれども、きょうは答弁は要りませんので、私なりに問題点を指摘させていただいて、後日、きっちりとした御報告なり、あるいはまた次の委員会できっちりと答弁していただければいいかというふうに思つております。

それから、平成五年度の一人当たりの職員給与推定額、しばしば私は、実人員で簡単に割り算をすると一人当たり一千百万円ぐらになりります。ということを申し上げおりましたら、とんでもない、一千万なんかならないよ、こういうことを言つてあります。

それから、年度末の人員が百二人、六十九人、六十四人、五十五人、三十四人。これで割りますと一千万を超えたりしますが、という御指摘をしませんで、どうぞ中身だけ丁寧に聞いていただきたい、こんなふうに思つております。

それで、どうぞよろしく御配慮のほどをお願いいたします。

それでは、早速お伺いいたします。

実は、日銀から出されましたが平均給与でございました。

ます。平均年齢三十四歳、勤続年数平均十三年、平均給与月額四十七万七千円。これは、多分賞与ベースは入っていないものだというふうに私は理解しております。そういう説明が出ておりましたのでしたので、賞与ベースの平成七年度の六・一七五カ月を掛け合わせまして年収を把握いたしました。十二カ月に六・一七五カ月を加えまして十八・一七五カ月で約八百六十七万円、こういう数字でございます。

ところが、この平均年収から職員の数を掛け合わせてきますと、必ずしも決算上の職員給与の総額に当たらなくなつてしまします。例えれば、日銀から出されました予算管理上の職員数が五千九百七十人、実人員は五千九百六十七人。あるいは、この中から嘱託を引いた部分においても必ずしも六百二十七億にならない、こんなふうになつております。約百億から数字が変わつてしまます。

こういう私なりの試算がござりますことをあげ申し上げておきますので、資料も添えておりま<sup>す</sup>から、よろしく計算をしていただきたいと思<sup>います</sup>。それはなぜそつたつてありますかといふと、この間御説明がありました。特別嘱託の数が多いときは三百六十人ぐらいおられまして、平成四年度は百三十八人、そして平成五年度は百二人になりました。百二人で割りますと一人頭は一千万を超えますよと私が申し上げましたら、とんでもない。前年の百三十八人がすうっとぎりぎりまで統いておりまして、それがいましたから、資料で出でおりますが、実は平成五年度で百十九・九人という数字を、日銀の特別嘱託の給与、資料二でございます。平成五年度から九年度までの特別嘱託の給与が九億三千九百万円、七億、四億九千万、四億六千万、こういうことで総額が出ております。

それから、年度末の人員が百二人、六十九人、六十四人、五十五人、三十四人。これで割りますと一千万を超えたりしますが、という御指摘をしましたら、実は、嘱託月平均人員が百二十九・九人であるとか、前の年の人たちがきりぎりまでいたという、こういう想定になつております。しかし、この特別嘱託の月平均人員の人たちが少なくてはいけないことになりますよ。三月じゃなくて、ほとんどの人が二月いっぱいまでござり勤めておいて、二月にやめたらこういう数字が出てきますよ。こういう数字は、たまたまこの割り算でなければ通常で考えられる特別嘱託の職員の

違つてきます。この問題についても明らかにしていただきたい、こんなふうに思います。

これは、同じように平成七年度であります。こちらもやはり、逆に嘱託の数を減らしてこれらの方の皆さんの給与もどんどん減らされてきている、五年よりも六年が少ない、六年よりも七年が少ない、七年よりも八年が少ないことになつておるんです。が、実員から嘱託の数を減らすことによってあります。このこともあわせて申し上げたいと思います。

年収に匹敵するかもしませんが、しかし、突然二月ぐらいになつてどかつとやめるというのもなかなか解せない。年度末だけは極端に数が減る、そういう数字ですよ。この部分で数字を合わせていくところになつてまいります。計算は合うかもしれませんけれども、全体の流れで見ると、先ほど見せましたように今度は逆に給与が高くなつたりいたしますよ、こういうことを御指摘申し上げたい。

それから、もう一つ申し上げますが、この特別嘱託の人数で総額を割つておきますとどうしても一人当たりの特別嘱託の給与が高くなつてしまつていますので、年度末ですと、

いう言い方をされておりますが、一番最初に出されました資料の一ですが、「日本銀行の人員推移」、この中で、百一人という平成五年度の数字は予算管理上の人数においてありますよ。あるときは予算管理上の人数になり、あるときは年度末のぎりぎりの数字になるというような矛盾を資料の中で同時に出されております。資料の二の中では、この特別嘱託の人は年度末の人員だと言つております。資料一の中ではこれは予算管理上の員数。ダブルスタンダードになつております。このことも御指摘申し上げております。こういうところが常に疑惑を持たれる原因の一つになつていて、そのことも申し上げなくてはいけないと思います。

それで、幾つか数字を計算していきますと、こういう疑問点が出てきていますので、今申し上げました疑問点と同時にあと二点だけ、次なる機会のときにはきちっとした御答弁ができるよう申し上げたいと思います。

先日も申し上げましたように、当委員会の砂田議員から昨年の四月二十五日、松下總裁に対し

て、職員の給与の中で二千万円以上の方は何人おられるのですかという御質疑があり、そのとき、八十人ぐらいだという御答弁があつた。しかし、

職員の中で局長、支店長クラスだけで九十人が二千万円以上を現に報酬として受け取つておられる

こと、それから課長級のクラスが百五十人の人数

がいて、代表的な層で平均一千九百九十六万円の報酬をいただいていますと、そうしたことの計算するならば、明らかに、昨年の委員会、しかも専かなか解せない。年度末だけは極端に数が減る、そういう数字ですよ。この部分で数字を合わせないと、先ほど見せましたように今度は逆に給与が高くなつたりいたしますよ、こういうことを御指摘申し上げたい。

それから、給与については民間銀行の給与に準じておられるということではありますが、民間銀行

といつてもピンからキリまでございます。都市銀行の平均なのか、それとも都市銀行の中で一番高いところの給与なのか、こんなこともあわせてお伺いしておきたいと思います。

それから、なぜ七年間だけの資料しかないのでありますか。私は日銀というものは普通の民間会社とは違うという立場で、七ヵ年だけの資料を保存しておいてその他の廃棄処分するということで本当に

いいのだろうかという疑問を持つております。このことも含めてお伺いしたいと思います。

最後になりますが、私は一貫してまだ日銀に

は、例えばリゾートのさまざまな施設がどのぐら

いあるのかとか、いろいろ程度を超えている部分

があるのではないかという議論をこの席でしましたことはございません。資料はいたしております。

それとも、したことはありません。

私の目的はそこではありません。むしろ、日銀

が国民から与えられた最大の権限というのは、通貨に対する独占的な発行権であります。この独占的

発行権によりまして得られる利益というの

は、年二兆円に上るはずです。この二兆円を正しく使

い、国民に還元する。例えばアメリカの連邦準備

金では、法律にのつて九五%きちんと国庫に納付するような仕組みができております。そういう

う国民の利益を確実に国民に還元する、こういう

仕組みを日銀は責任として負わされている。こう

いう視点からすると、いろいろな意味でもう

立

本当にわざかの疑惑も生じるようなことがあってはならない。できるだけ国民に開示する、そのこ

とによって大蔵省と堂々と対等の立場で渡り合

う。あるいは金利政策、通貨政策、さまざま

な点

においても国民の利益のために独立性を断固守つ

ていく、そういう姿勢を貫いてほしいからこそ、

一点に至るまでも豊

りが

あつてはならないし、そ

ういう豊

りを大蔵省からお目こぼしをいただくこ

とによってあなたの方のいわば独立性というものが失われていく、このことを危惧するからであります。

この点をぜひ踏まえていただいて今後対応していただきたいということを再度申し上げますと、何か申し上げることがございましたら、改めて問題点について、時間がなかつただろうということで、私なりの配慮で、生つちよいと思われる同僚議員の方もいらっしゃるかも知れませんが、とりあえずはこんなところではなかろうか、そう思つておられますので、もし御感想があれば御感想を述べていただき、そして退出いただいて結構でござります。

この点をぜひ踏まえていただいて今後対応して

いただきたい

と

思

ります。

鴨志田理事も、今先生のおっしゃったような独立性と透明性のためにその職責を一生懸命果たされました。心身の疲労からああいうような事態になりましたが、心身の疲労からああいう事態になりました。私ども、彼の遺志を受け継ぎ、か

つ、新しく発足する日本銀行の使命感に御指摘の決意であります。

当委員会におかれまして、そういう日銀の立

場を理解され、これからも御支援、御鞭撻、よ

ろしくお願ひいたしたいと思います。どうもあり

がとうございました。

○上田(清)委員 ありがとうございます。

それでは、幾つかの疑問点について、事務的な

レベルで片づくものはまた後で結構でございま

すし、幾つかはきちんと委員会で御報告をして

いただきたいというふうに思つておりますので、ど

うぞ御退出いただければ結構だと思います。

それでは、本題の金融システム改革関連法案に

つきましてお伺いをさせていただきます。

まず、総じてそうであります。今回の金融

ビッグバンに伴うさまざまな安全装置

といつ

うよ

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

ありますし、今日は特に二〇〇一年まで、二〇〇〇年まで、あるいはこれから二〇〇一年以降どのような形で利用者取引者を保護しようかという論点が用意されてきているわけですが、この消費者保護法の二条の中に、「国は、経済社会の発展に即応して、消費者の保護に関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。」同六条にも、「国は、この法律の目的を達成するため、必要な関係法令の制定又は改正を行なわなければならぬ。」とござります。こういう視点でいくと必ずしも十分じやないというふうに思ひます。

この投資者保護基金と保険契約者保護機構については後でまた申し述べますが、例えば電子資金の取引、これからますますこういう時代になるわります。今のところ、いわゆるカードによりますところの電子決済は全銀協のマニアルによつて行なわれているというふうに私は理解しておりますけれども、この点についていかがでしようか。

○山口政府委員 電子取引につきましては、今カードの形態のものが若干ございますが、そいつたものは先生おっしゃったような形でやつておる段階でございます。

○上田(清)委員 以前に私は大蔵委員会で、たしかこんな事件がござりますと、五十ccのバイクの免許証を割と簡単につくれます。その免許証を持つて他人に成りかわり、紛失したといつてすぐカードをつくつてどんどん抜かれる、盗まれる事件が多発しております。しかし、これは消費者、利用者にもう全く責任がない。しかし、銀行も注意義務をきちっとやつたことであれば補償の義務がない。結局、このカードを持つた方が泣きを見るという仕掛けになつております。

こういうのを何らかの形で保護できないだろうかという問題意識は私にもございまして、やはり約款上だけの権利義務関係ではなくて、法的にきちんとそれぞれの関係者が責任を分担するよう仕掛けというのをつくる必要があるのではない

か、こんなふうに私は思つております。

特に、貸金業法や割賦販売法の中では、規制法

の中では、必ず利用者と被利用者の責任分担の仕

掛けができる

ます。

この投

資者

保

護

基

金

と

は

ど

う

か

と

い

う

だ

と

い

う

か

と

い

う

か

と

い

う

か

と

い

う

か

と

い

う

か

と

い

う

か

と

い

う

か

と

い

う

か

と

い

う

か

と

い

う

か

と

い

う

か

と

い

う

か

と

い

う

か

と

い

う

か

と

い

う

か

と

い

う

か

と

い

う

か

と

い

う

か

と

い

う

か

と

い

う

か

と

い

う

か

と

い

う

か

と

い

う

か

と

い

う

か

と

い

う

か

と

い

う

か

と

い

う

か

と

い

う

か

と

い

う

か

と

い

う

か

と

い

う

か

と

い

う

か

と

い

う

か

と

い

う

か

と

い

う

か

と

い

う

か

と

い

う

か

と

い

う

か

と

い

う

か

と

い

う

か

と

い

う

か

と

い

う

か

と

い

う

か

と

い

う

か

と

い

う

か

と

い

う

か

と

い

う

か

と

い

う

か

と

い

う

か

と

い

う

か

と

い

う

か

と

い

う

か

と

い

う

か

と

い

う

か

と

い

う

か

と

い

う

か

と

い

う

か

と

い

う

か

と

い

う

か

と

い

う

か

と

い

う

か

と

い

う

か

と

い

う

か

と

い

う

か

と

い

う

か

と

い

う

か

と

い

う

か

と

い

う

か

と

い

から悪いことはしないはずだという前提に立つて云々という話がございましたが、確かに今までにはそうだったと思う。しかし、バブル経済当時、あるいはその後のことを見ますというと、しばしば間違ったこともあつたということを、これは認めざるを得ない事だ。

実は、銀行に対し訴訟を起こすというケースはかつてはほとんどなかつたのです。銀行の方が融資先に対して返済をしないから訴訟を起こすといふのはたくさんございました。ところが、数年前から、銀行を被告として銀行に対して訴訟を起

うに私は聞いております。そして、しばしば銀行側が敗訴したという例も私は承知しております。それは、いわゆる変額保険をめぐる銀行あるいは保険会社と消費者との争いでございます。

う見地に立って、銀行といふども、まあこれは銀行の第一線で営業活動をしている人のミスというか、故意または過失による不法行為だと思うのでありますけれども、そいつったことがあり得るという前提に立って消費者保護というのは当然考えていかなければならぬというふうに思います。

今委員御指摘のところに、金融機関と一般消費者との取引の間に生ずるトラブル、それぞれの業法において消費者保護の規定が存しておるわけでありますけれども、一般的に、全部の金融機関、銀行も保険も証券も、あるいは現在通産省の所管に

者保護の統一的な保護ルールをつくるべしといふ  
委員の御指摘も、これは無理からぬ点があろうか  
と思うのであります。しかし、非常に幅広い消費  
者保護の法律になるということになりますので、

な検討を行つた上で対応しなければならない課題だというふうに私は思います。  
○上田(清)委員 どうもありがとうございます。  
最も適切な御発言ではなかつたかなとどうふうに  
思います。

ただ、最後にちよつと申し上げますが、消費者保護法の第二条に、「国は、経済社会の発展に即応して、消費者の保護に関する総合的な施策を策定し。」ということがござります。恐らく個々のケースにおいて若干無理からぬところもあるかもしれません、しかし、よりどころがない消費者にとってみればそれぞれの法をマスターしてどうわけにいきませんので、包括的な法があればそこでカバーができるということが非常に消費者と金融機関関係者との信頼関係をつくっていくものにつながるのではないかとうかといふ視点を私は持っておりますので、引き続き積極的な研究をしていただきたいということを申し上げて、次の問題に移させていただきます。

それでは、投資者保護基金の問題でございます。

三洋証券が破綻したときに、顧客の預かり資金の保護について、私の記憶ではたしか百億ぐらい足らなかつたのではなかろうかというような記憶があるんですが、そのときに、たしかあちこちから提出していただいたような記憶があります。この三洋証券の事例を見ますと、三百億からのスタートで本当にいいのかという心配がございます。ちょっととこの話は急な話ですので、必ずしも十分御答弁いただかなくとも結構ですが、三洋証券のときは一体どうだったかしらという記憶が私もちよつと定かでなくなつてしまひましたので、もしそのことを教えていただければこの論点はもう少しお話をしやすいので、教えていただければありがたいのですが。

題に移させていただきます。それでは、投資者保護基金の問題でございま  
す。二年半ほど支定してございまして、預金の頭がかりを金

の保護について、私の記憶ではたしか百億ぐらいたるなかったのではながろうかというような記憶があるんですが、そのときに、たしかあちこちから抛出していただいたような記憶があります。この三洋証券の事例を見ますと、三百億からのスタートで本当にいいのかという心配がございます。ちょっとこの話は危な話ですので、必ずしも十分御答弁いただかなくて結構ですが、三洋証券のときは一体どうだったかしらという記憶が私もちよつと定かでなくなつてきましたので、もしそのことを教えていただければこの論点はもう少

○山本(晃)政府委員 お答えいたします。  
　三洋証券が会社更生法の適用申請をしたのが十一月の三日でござります。今お詰りをしておりま  
がたいのですか。

法人でございます寄託証券補償基金、これがこういった投資者保護業務をやっているわけでございましてけれども、当時の寄託証券補償基金は、破綻をした場合の補償の限度額が一社当たり二十億ということになつておりました。ところが、三洋証

券のような準大手クラスになりますと、顧客から預かり金の残高等でもう四百数十億ぐらいが見込まれていたわけでございますので、この一社当たり二十億の限度でということが到底無理であったということもございまして、顧客財産について会社更生法の適用除外に裁判所の判断をさせていたただいたわけでございますが、その際に、寄託証券補償基金が顧客の資産をすべて肩がわりするということが条件になつたわけでござります。その際には、約三百六十億円程度でございました。

それで、一体この三洋証券の、いわゆる破綻とあって言わせていただきますけれども、破綻によりましてどれくらい寄託証券補償基金からの補償額が出ていくかという点については、現時点においてもわからないわけでござりますけれども、いずれにいたしましても相当程度の金額が出ていくことになるであろうということがございまして、実は当時の、山一証券も含めてでございますが、四社に基金への拠出方を要請した、こういう経緯がございました。

○上田(清)委員 ありがとうございます。たしか、私の記憶では百億ぐらい提出していただいたのではなかろうかというふうに思っております。

それで、そういうことも考えますと、こういう基金の三百億からのスタートで本当に足るのかしらというふうな疑問を持つておりますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○山本(晃)政府委員 三洋証券の場合に一番問題になりましたのは、保護預かりの有価証券、これは顧客に所有権があるわけでござります。また、それ以外の預かり金等につきましては、経営破綻ということになりますと、この場合には一般債権化してしまうということがございまして、結局、最終的にはまだわかりませんけれども、相当額の補償が必要る、こういうことになるわけでござります。

今回の法案でお願いをしておりますのは、この預かり金等のこういった資産につきましても分別

あえて言わせていただきますけれども、破綻によりましてどれくらい寄託証券補償基金からの補償額が出ていくかという点については、現時点においてもわからないわけでございますけれども、いざれここしまっても当座程度の金額が出ていく

ことになるであろうと、いうことがございまして、  
実は当時の、山一証券も含めてでござりますが、  
四社に基金への拠出方を要請した、こういう経緯  
がございました。

になりましたのは、保護預かりの有価証券、これは顧客に所有権があるわけでござります。また、それ以外の預かり金等につきましては、経営破綻ということになりますと、この場合には一般債権

最終的にはまだわかりませんけれども、相当額の補償が要る、こうしたことになるわけでございます。

義務」というものを法律上求めまして、これを徹底させるということによりまして、こういった全体としてのいわば補償額というものが、これが相当減殺されるであろうということを考えておるわけでございます。そういう意味からいいますと、当初三百億円で一応スタートするということになつておりますけれども、もちろん、この分別管理の定着度いかんによっていろいろかと思ひますけれども、こういったことを前提とすると、あるいはアメリカやイギリスのこの投資者補償制度の支出実績、こういったものを勘案すれば、基金の発足に当たりましては、証券界として目指すべき基金の規模としては妥当なものではないのかなというふうに考えておる次第でございます。

○上田(清)委員 おっしゃるとおり、分別管理がうまくいけばさほど問題でないだろ、私もそう思います。

そこで、分別管理されないで流用された場合は、罰則はどんなふうになつておるのでしょうか。

○山本(晃)政府委員 懲役二年、罰金三百万ということがあります。

○上田(清)委員 それ相応に重いですね。それはあるいは担保になる可能性は高いですね、そのことがあれば、それをぜひきちっと徹底することによって、比較的少ない基金でもつて投資者の保護が可能になるかなというふうに思います。

ただ、そうした問題があつた、それをクリアしたものとしても、世の中のことですからいろいろなことがあります。突然まさかといったような、山一証券みたいなのが自主廃業するというようなこともありますので、いざというときの担保のために日銀から政府保証の借り入れが可能になるというようなことを法律の中に明記されてあるわけでございます。

しかし反面、いつでも日銀からの借り入れについて政府保証がなるということ 자체が、また逆に言えば業界のモラルハザードになるのではなかろうかというような懸念もあります。例えば七割と



もあるうかと存じます。日産生命の場合は、もう御案内のとおり、バブル期に大変高利回りのものを充ててしましましたので、やむを得ざかなりの引き下げになつたということです。

○上田(清)委員 現在の状況でもし破綻した場合、積み立ての部分はいいとしても、この予定利率が引き下がつていく形になつたときに、一般的には、個々の保険会社の財務内容等も見なくてはいけませんが、例えばどのくらいのイメージですか。八割ぐらい確保できるのではなかろうかとか、そういうのはありますか。

○福田政府委員 お答え申し上げます。これも大変難しくうございますが、破綻した保険会社がどのような商品をどのくらい持つていたかということをございますし、そして、今また高利回りの商品は毎年毎年契約が終了しては落ちていているわけでもございます。他方で、金利環境等が保険業界にとって最も厳しい状況にございますが、今後その辺が好転する可能性もございまして、やはりどのくらいかということにつきまして現時点を見通しを申し上げるのはなかなか難しいかと存じます。

○上田(清)委員 やむを得ない答弁だと思います。そこで、一番大事なのは、やはり情報開示だという形になつてくると思います。消費者にとってどの保険がいいのか、あるいはどの企業がいいのか、そういうものをきちっと把握する中身があまりせん。いわば早期是正のための一つの目安になつておりますソルベンシーマージン比率においても、これは開示されているわけでもございませんし、今回、法案の中で、いろいろ店頭で経理の内容を観察されるようにならなければなりません。というのがござりますが、例えば、約款上に見られるようなああいうものが店頭に置かれていても、果たして利用者はそれをもつてこの企業は非常に安定的な経理内容であるとかそういうことが本当に把握できるのだろうかという疑問がござります。

○上田(清)委員 それは大変結構なことだというふうに思います。それでは最後に、大蔵大臣、生保関係、損保関係、それぞれ基金がございます。損保で五百億、生保で六千九百億、これではちょっと不安だとい

このマニュアルというのはどんなふうなイメージなのでしょうか、経理について縦覧に供しなければならないというの。そういうのがきちっと本当にできるのだろうかというのが私は非常に疑問があります。せめてこのソルベンシーマージンにおいては政府として、特に大蔵省としてはどのようにおこなえるのか。私はいかがなものかと思つておりますが、大臣はどんなふうに御理解されておりますか。最後でございますので、事務的にあれば相当わかるかと思いますが、今の改革開

本店及び支店等に備え置き、公衆の総覽に供しなければならないこととする、こういう文言だけでイメージがなかなか出てこない。もう少し利用者に情報開示ができる仕組みというものをきちっとできなきゃだらうかというのが率直な疑問でありますので、この点についてお答えください。

○福田政府委員 お答えいたしました。今般御提案申し上げている法案におきまして、ディスクロージャーについても、今までの調査規定から義務規定に移行することになります。そして、具体的な開示項目については今後省令で確定することになるわけでございますが、現時点で考えておりますのは、当然のことながら財務諸表あるいは不良債権の状況、有価証券の時価情報等に加えまして、やはり関心の高まつております。そして、具体的な開示項目についても、今までの調査規定から義務規定に移行することになります。

○上田(清)委員 ありがとうございます。質問を終わります。

○村上委員長 次に、北橋健治君。

○北橋委員 民主党の北橋健治であります。

さきに、金融システム改革四法案の審議に入るに当たりまして、野党側といたしましては、ことの年初以来、大蔵省の不祥事に内外が大きく揺れてまいりました。これに対する内部調査をきちんとさせていただいて、これに伴う処分というものをけじめをつけていただく、それがこのただいま提案されました法案審査に入る条件だと申し上げてきました。既に衆議院本会議においても質問がされました。そしてまた、当委員会におきましても、同僚委員よりこの不祥事につきまして、けじめにつきまして、基本的には甘過ぎるのではないかという観点からある質疑があつたわけでござります。重複するところがあるかもしれません、私も、この法案審査に当たりまして、けじめを強く求めた一人といたします、まず冒頭にお伺いをさせていただきたいと思います。

以上でございます。

〔井奥委員長代理退席、委員長着席〕

○上田(清)委員 それは大変結構なことだといふふうに思います。まず、大蔵大臣、今回の処分をもつて一連の大蔵不祥事にまつわる事件は決着がついた、そのよ

うにお考えでしようか。この中に出資をしていただいた方がいいのじやないかというような要請がありますが、この点については政府として、特に大蔵省としてはどのようにおこなえるのか。私はいかがなものかと思つておりますが、大臣はどんなふうに御理解されておりますか。最後でございますので、事務的にどうでもお答えしたいということであれば。

○福田政府委員 お答えいたしました。今御指摘の点も法案提出までいろいろ議論があつたところでござります。しかし、本質的にこの破綻保険会社の処理に要する費用は、保険契約者保護機構が会員から負担金を徴収して充てるということが基本でございますので、機構に対する政府出資は考えておらないところでございます。

○上田(清)委員 ありがとうございます。質問を終わります。

○北橋委員 次に、北橋健治君。

○上田(清)委員 ありがとうございます。質問を終わります。

○村上委員長 次に、北橋健治君。

○北橋委員 民主党の北橋健治であります。

さきに、金融システム改革四法案の審議に入るに当たりまして、野党側といたしましては、ことの年初以来、大蔵省の不祥事に内外が大きく揺れてまいりました。これに対する内部調査をきちんとさせていただいて、これに伴う処分というものをけじめをつけていただく、それがこのただいま提案されました法案審査に入る条件だと申し上げてきました。既に衆議院本会議においても質問がされました。そしてまた、当委員会におきましても、同僚委員よりこの不祥事につきまして、けじめにつきまして、基本的には甘過ぎるのではないかという観点からある質疑があつたわけでござります。重複するところがあるかもしれません、私も、この法案審査に当たりまして、けじめを強く求めた一人といたします、まず冒頭にお伺いをさせていただきたいと思います。

○北橋委員 既に民主党としましては、ほかの部局についても、ぜひこの際大蔵省に対する信頼を確かなものにしていくためにもやつていただきたいという要求をしております。

○北橋委員 既に民主党としましては、ほかの部局についても、ぜひこの際大蔵省に対する信頼を確かなものにしていくためにもやつていただきたいという要求をしております。

さて、この処分につきまして同僚委員から指摘されていただいておりますが、今回辞表を出して受理された方について、国民の受けとめるところは、高額の退職金を受け取るというのはいかがなものか、この受け取りを辞退するぐらいの勧告をするべきではないか、そういう声がやはり国民の間には強いと思います。この点についてははどうお考えでしようか。

○松永國務大臣 杉井前審議官、長野前証券局長については、その会食等の実態が非常に過度にわざであります。

的高いにもかかわらずそういう行いがあつたということ、そしてまた平成八年の十二月に倫理規程が発出された後に一部そういうことが見られるということ等を考え、国家公務員法に基づく懲戒処分としては、過去の事例に比べてみれば非常に重い処分をしたわけあります。その提出を受理をいたしましたので国家公務員としての身分を失つたというのがこの両名であります。

国家公務員退職手当法によりますと、国家公務員法第八十二条の規定による懲戒免職の处分またはこれに準ずる処分を受けた場合には退職手当を支給しないことになります。しかしながら、委員御指摘がありますが、それ以外の処分、停職、減給、戒告等々の懲戒処分を受け、みずから申し出て辞職した場合には退職手当は支給するということになります。法律の規定はなつております。しかし、委員御指摘のように、退職金をもらるべきじゃない、そういう世間の声があることも私は知らないわけではありません。

しかし、こうなつてまいりますと、退職金というのは、ある意味では職員が長年公務員として奉職したということに対する退職規程に基づく言葉なれば請求権を持つておるという立場になります。国の方はそれに対して、支払わなければならぬという債務者の立場にあります。したがつて、債務者の側から物を言うではなくして、まず退職金を受ける言うなれば請求者の側の気持ちを先に聞くのが筋だろう、こう思つておるわけであります。両名の気持ちは、どういう気持ちでおるのかということをまず聞いてみたい、こう考えておるところがございます。

○北橋委員 衆議院本会議における答弁でもそういふ御趣旨のことと言われましたが、連休もあつたわけですけれども、まだそのお二人の気持ちを確認されていないわけでしょうか。

○松永国務大臣 国家公務員法上の懲戒処分をして、そして御両名が過去のみずから行動の行為を省み

て辞職をされた。その後は心の動揺もあるだらうということも考えてすぐは聞けなかつたわけあります。そして、連休に入つたということがあつたのでまだ聞いておりませんけれども、近いうちに本人の気持ちを聞いてみたいというふうに考えております。

○北橋委員

いずれにしても、これから大蔵省が再生を期して新たな気持ちで再出発をするために関係者は、確かに胸中察するに余るものがありますけれども、きちんととしたはじめをぜひひと

もつけていただくのが私は国民世論だと思ってお

りますので、その点での引き続いての努力を大臣にお願いしておきたいと思つております。

いずれにしても、今回の処分がありまして、私

はどうしてもやはり秋然としない点があります。

基本的にには、昔から政官業という言葉がありますが、この不明朗な関係といふものが、例えば大蔵

の場合は護送船団方式といふ言葉もありますよ

うに非常に強過ぎたのではないか。そこに今回過

剰接待という温床といいますか、そういう原因が

あると思ひます。

ようと思うのです。そういった天下り問題についての大臣の御所見をまず承りたいと思います。

○松永国務大臣 私は、いつかのこの委員会でも申し上げたわけありますけれども、どうでしょ

う、天下りという言葉はもう使わぬようにしよう

じやないですか。天下りという言葉が今まで使わ

れてきたのでしようけれども、天下りといえば、

大蔵省が天で民間の会社の方が下みたいなことになつておるわけあります。私はこれは転職者

あるいは再就職者というふうに呼ぶのが筋だろう

と思うのです。天上がりもおかしい話でございま

すし、そういう観点にみんなが意識を持つ必要が

あります。

ただ、御承知のとおり、退職後二年間は関連あるところに行く場合には人事院の承認が必要でござりますので、その手続は私どもでとらせていました。それから、現時点におきましては、自衛措

置がいろいろ講ぜられておりますので、その自衛

措置に沿うようなそういうお話をさせていただ

くこと

て辞職をされた。その直後は心の動揺もあるだろ

う。天下りという言葉はもう使わぬようにならう

じゃありませんか。天下りという言葉が今まで使

れてきたのでしようけれども、天下りといえども、

天下りは余り使いたくないと思つてお

ります。

○北橋委員 私は、いつかのこの委員会でも申

し上げたわけありますけれども、どうでしょ

う、天下りという言葉はもう使わぬようにならう

じゃありませんか。天下りといえども、天下りとい

うことは、天下りといふべきだ

うに思つておるところがござります。

○北橋委員 その問題に關連した公務員制度に關する

検討委員会といいますか、そこでの検討状況を厳

密に見守りつつ対応していくのが妥当であると

いうふうに思つておるところがござります。

少なくとも、大蔵省にかつて在職したというこ

とをかさに着て、從来から民間機関で努力をして

上に上がつてきた人のつくボストを大蔵省から

転職者が奪つてしまつようなることは、そ

の民間企業のためになりませんし、また世間一

般から見ても、いつまでも使つてはならぬ言葉で

ある天下りは云々といふふうに言われかねない。

ここらあたりで天下りといふ言葉をなくす。少な

くとも民間で苦労してきた人の職を奪うような形

での再就職は慎むという形にいくのが望ましい姿

ではないかといふふうに私は思います。

○北橋委員 名称は天下りは余り使いたくないと思

うことなんですが、名前はどうでもいいのです

けれども、民間の職を奪つとかそういうことではな

いから、そこが問題なのであります。

○北橋委員 民間企業といふのは、採用する民間の企業

との間のことです。もちろん、例えは民間の企業の方から大蔵省に何かこう

いう条件で適任者がいないかといふことが問

い合われさせてくることもありますので、その意味で、いろいろこうい

う人物がいますといったようなことをお話し申し

上げることもございますが、基本的には当事者同

士のお話。

ただ、御承知のとおり、退職後二年間は関連あ

るところに行く場合には人事院の承認が必要でござりますので、その手続は私どもでとら

官房にいらっしゃる方の一つの大好きな仕事として、先輩の次の再就職をお世話するということが大きな仕事だ、こう聞いておったわけございりますが、今のお話では必ずしもそうでないようでございます。

要するに、やはりMOF担というのは金融業界

は持つていて、今回の事件を契機としてもうやめるというふうに民間の方も変わってきているわけです。何でMOF担があるかといえば、やはり情報もある、いろいろなことを監督者でありますし、検査なんかのことでも手心を加えてほしいという思いがあつたかもしれません、要するに強い監督権を持つているからこそ民間企業は受け入れているのではないでありますか。

そういう意味におきましては、民間企業もMOF担というのは廃止していくということをみんな社言つてきているわけでありますから、これを機会に大蔵省も再出発を期すのであれば、検討委員会で官房長官のもとで議論されていることは知っておりますけれども、その後も自肅をするという形ならば、官房長が決断すればできるわけでございまして、今後、金融業界に天下り、再就職はしない、それぐらいのことをおっしゃっていた臣。

○松永国務大臣 世の中大いに変わつてまいりますして、来月以降になりますといふと、金融機関等に対する監督権は大蔵省にはない形になつてしまります。そういう意味では、六月以降は大蔵省といたしまして、大蔵大臣も就任早々ここでおっしゃつたものであります。そういう意味では、大蔵省の職員として非常に有能だった人柄もいい、人生が退職するそつた、ならば、あの人的能力を生かしてもらって自分の会社で働いてもらいたい、そういう要望があつた場合にまで拒否しなければならぬのかという問題になつてまいりますと

いうと、それまで拒否するということは私は言つてできません。少なくとも、監督権限がある大きな仕事だ、こう聞いておつたわけございりますが、これはいいことではないということございます。

○北橋委員 いずれにしても、官房長官のもとで

研究されるということなんですかれども、やはり定年までしっかりと官庁で働いていただくということが基本であるべきだと思います。

ここで、再就職について、大蔵省として他の省庁に先駆けて、今回の接待不祥事を契機に踏み込んだ方針が出ることを期待しておりますけれども、この点について大変残念でありますけれども、この点については、やはり民間もMOF担をやめる、そして金融ビッグバンが始まつて、そして護送船団方式の企業はどんどん入つてくるわけであります。海外からの注文も多くなる。そういう中において、やはり監督官庁から金融機関に対しても天下りをしておりまますけれども、この点についてお

りますので、今後とも引き続き政府の動向を見守つてしまひたい、こう思つております。

最後に、大蔵大臣、就任早々のこの大蔵委員会におきまして、同僚の日野委員の質問に対しまして、今後新たな不祥事が出た場合には自分としても身の処し方を考えるという御発言がありました。今日までは、この不祥事問題を決着つけるために内部調査の徹底といふ、その監督という仕事があつたと思つますけれども、一段落した時点におきまして、やはり行政の最高の長である方が道義的、政治的な行政の責任をとるということは、私はこれは必要ではないかと思っております。現に大蔵大臣も就任早々ここでおっしゃつたものでありますから、御所見を承つておきたいと思いま

す。

○松永国務大臣 私が就任した以降、新たな不祥事に該当するような行為をした人は、私はいないものと思つております。

○松永国務大臣 私が就任した以降、新たな不祥事に該当するような行為をした人は、私はいないものと思つております。

私は、前三塚大臣の後を受けて、既に開始されおつた内部調査、それを徹底してやつた上で、責任のある者について厳正な処分をして大蔵省の再出発を図る、そのことのために努力するというのが私の責任だと思います。こう申し上げたつもりであります。私は私なりにその責任を果たしてきたというふうに思つております。

同時にまた、今御審議を願つておるこの法案にござつたので、再就職について、大蔵省として他の省庁に先駆けて、今回の接待不祥事を契機に踏み込んだ方針が出ることを期待しておりますけれども、この点について大変残念でありますけれども、この点については、やはり民間もMOF担をやめる、そして金融ビッグバンが始まつて、そして護送船団方式の企業はどんどん入つてくるわけであります。海外からの注文も多くなる。そういう中において、やはり監督官庁から金融機関に対しても天下りをしておりまますけれども、この点についてお

りますので、今後とも引き続き政府の動向を見守つてしまひたい、こう思つております。

最後に、大蔵大臣、就任早々のこの大蔵委員会におきまして、同僚の日野委員の質問に対しまして、今後新たな不祥事が出た場合には自分としても身の処し方を考えるという御発言がありました。今日までは、この不祥事問題を決着つけるために内部調査の徹底といふ、その監督という仕事があつたと思つますけれども、一段落した時点におきまして、やはり行政の最高の長がきちんととけじめをつけることがやはり私は一番最善ではないかと思っております。これに対しては、大臣の見解とは意見が違つてございまますので、大変残念であります。

さて、今回の金融システム改革四法案につきまして、以下質問をさせていただきたいと思いま

す。

この法案が政府・与党内で固まり、そして閣議決定される段階に当たりまして、マスコミはどのように報道したかといいますと専ら消費者保護しかし、同時にまた、そうであつても、大蔵省の職員として非常に有能だった人柄もいい、あの人のが退職するそつた、ならば、あ人の能力を生かしてもらって自分の会社で働いてもらいたい、そういう要望があつた場合にまで拒否しなければならぬのかという問題になつてまいります。

○松永国務大臣 私が就任した以降、新たな不祥事に該当するような行為をした人は、私はいないものと思つております。

○松永国務大臣 私が就任した以降、新たな不祥

思いますが、例えば、金融破綻が起つたとき、あるいはこれまでよく訴訟になつております元本割れの商品、こういった問題を考えると消費者保護を充実する必要がある、金融サービス法を急げという趣旨があります。新聞によりましても、複雑な取引に免疫はない、不祥事で対応もおくれているけれども消費者保護の整備を急ぐべきだ、ビッグバンで金融商品があふれ出る、金融サービス法を急げ、あるいは、ブローカーリスクを抑制せよ、そういう趣旨の論評というものが一齊に出ているわけであります。

私も、今回の法案を見るに当たりまして、その内容におきましては一部評価できる面もあるわけでございますが、やはり基本的に、ビッグバンが進んでいく、そして世界じゅうが注目する千二百兆円の個人資産というものがあるわけでありまして、どう私は思つております。

○北橋委員 この責任感という言葉は、人によつて、党によつて物差しが大分違うようございます。百名を超える処分者が出了、そして世論的一般的な受けとめとしては、甘過ぎるのではないかという声がいまだにある。そういう中にありますて、大蔵省が過去の不祥事と決別をして新しい体制で再出発をするというときに当たりましては、大きな山を越えた時点におきまして行政の長がきちんととけじめをつけることがやはり私は一番最善ではないかと思っております。これに対しては、大臣の見解とは意見が違つてございまますので、大変残念であります。

さて、今回の金融システム改革四法案につきまして、以下質問をさせていただきたいと思いま



して、過去の訴訟がどういうふうにして行われてきているか。

今回は銀行の窓口販売というものが一つの大きな特徴になっています。証券会社だと信託銀行とかそういうことになりますと余り普通の庶民は行かないかもしませんが、いつも行きなれない銀行の窓口でいろいろな商品が売られるわけですか。それは訴訟というのはふえるかもしれないといふお話をされども、間違いなくこれはいろいろなトラブルが起きるのじゃないでしょうか。日産生命のときもそうでありますけれども、銀行の方からそういう資金を提供して、そして一時払い養老保険であるとかそういうものにたくさん勧説していたわけでしょう。そういう事例を見てもわかりますよう、銀行が提案するような形での商品というのはトラブルは結構起つていていますね。

少なくともこの法案作業が頭から否定はされていないと思うのだけれども、欧米のピックパンが進んでいる国の実態もあわせて、そして日弁連等の訴訟に携わってきた人たちの言い分もよく聞いた上で、この法案が成立して施行するまでに、この国会にぜひも出していただきたい。その約束がなければ、消費者保護というものを軽視したまま、供給側の立場だけでこの法案を成立させるわけにはいかない。大臣の答弁を求めます。

○松永国務大臣 先ほども私は申し上げたのであります。日産生命の破綻は、これは国民全体にとりましては大変ショックなことでありました。生保は銀行の預金と違いまして一生の問題でございまして、途中で解約などになりますと、保険料の誤認防止ルール、こういったのがきちっと行われる、そういう手立てを講じた上で証券投資信託等の窓口販売を導入する、こうしたことにしておりまして、私は必ずしも委員御指摘の包括的法律をつくらなければ窓口販売は認めないとおもいますので、私は必ずしも消費者の保護は果たされるというふうに思っております。

消費者保護のための一般的なルールづくりといふのは、先ほども上田議員の質問に対してもお答えいたしました。中長期的な課題として対処していくべきところを考えておるところをございます。

○北橋委員 大臣の話を聞いておりまして、もう一度お聞きしたいことがあります。そこで、もう少し詳細に検討した上で、この問題になり得るところはどこかというと、銀行における有価証券の販売、これが相当注意しないと問題になり得るところがあるな、私はそれほど研究はしなかつたけれども、そつ直感的に感じたのです。

何となれば銀行というのは、預金者から見れば元本保証で間違いないという信頼感を持つておる。大体今まではそう間違はないなかつた。こう言えども、証券業界に対する失礼な言い方になるかもしれませんけれども、銀行はかたい、証券は株屋だ、こつちはかたくないというのが大体の国民の認識だろうと思った。ところが、最近は、かたい

銀行も少しかたさが少なくなってきたかもしませんけれども、そういうことでありますから、銀行の窓口で有価証券の販売がどんどん行われることになりますといふと、よほど注意しなければ被害を受ける人が出てくるおそれがある。もつとも、有価証券には細かい字でいろいろなことを書いてあるはずなのです。しかし、消費者は必ずしもそれは読まないかもしれませんし、それからまた、窓口の人が言葉巧みに、これも元本保証と同じようなものですよといふふうに言わぬとも限りません。そこが問題だと思うのであります。

そこで、有価証券の販売に係る問題につきましては、証券取引法上の誠実公正義務に基づく販売ルール、こういったものがきちっと守られていないければなりませんし、また、顧客に対する預金との誤認防止ルール、こういったのがきちっと行われる、そういう手立てを講じた上で証券投資信託等の窓口販売を導入する、こうしたことにしておりまして、私は必ずしも委員御指摘の包括的法律をつくらなければ窓口販売は認めないとおもいますので、私は必ずしも消費者の保護は果たされるというふうに思っております。

消費者保護のための一般的なルールづくりといふのは、先ほども上田議員の質問に対してお答えいたしました。中長期的な課題として対処していくべきところを考えておるところをございます。

○北橋委員 大臣の話を聞いておりまして、もう一度お聞きしたいことがあります。そこで、もう少し詳細に検討した上で、この問題になり得るところはどこかというと、銀行における有価証券の販売、これが相当注意しないと問題になり得るところがあるな、私はそれほど研究はしなかつたけれども、そつ直感的に感じたのです。

何となれば銀行というのは、預金者から見れば元本保証で間違いないという信頼感を持つておる。大体今まではそう間違はないなかつた。こう言えども、証券業界に対する失礼な言い方になるかもしれませんけれども、銀行はかたい、証券は株屋だ、こつちはかたくないというのが大体の国民の認識だろうと思った。ところが、最近は、かたい

い。まずは、具体的な現場でのトラブルといつものがどの程度あるか、それも恐らく冰山の一角だと思いますけれども、そこから議論を始めします。私は、この法案が施行されるまでの間に金融サービス、消費者保護の法制化は絶対に不可欠だ、こういう立場でございますので、改めて来週も限ります。そこが問題だと思うのであります。

今回、大きな制度改正の中で、生保の問題がございます。日産生命の破綻は、これは国民全体にとりましては大変ショックなことでありました。生保は銀行の預金と違いまして一生の問題でございまして、途中で解約などになりますと、保険料が上がったり、いろいろと不利益というものが出てまいります。そういう意味では、日産生命の破綻というときに、しかも途中で解除をするときのペナルティーがついておりますだけに、大臣はあのとき、契約者は守ると一たん大見えを切つて、その後泣きを見ているものですから、余計に私は、日本の生保に対する国民の信頼が動揺したという意味においては大事件だった、こう思つたわけです。

そういう意味では、国民ひとじく皆生命保険に入っていると思いますから、国民にとっての社会保障的な見地からも、この制度を、もしも不幸にして破綻するような場合に万全の措置をとるというために政府がいろいろな対策を講ずることは当然であります。去年、日産生命が破綻してから今まで、その制度が空白のまま來ている。幸いにも、その後に生保といつものが破綻するものになかったからよかったです。そういう意味では最近、生保の契約者が物すごく激減しているとお聞き合ひする必要もないのではないか。

きょうは時間が限られておりますから、私ども一人四時間要求しておりますので、またチャンス夜なべする気持ちもなくなりましたね。ここまでしておつき合ひする必要もないのではないか。

あると思いますが、これまで金融商品をめぐつてどういう訴訟があつたか、それを全部、それも元本保証で間違ないという方になるかもしませんけれども、銀行はかたい、証券は株屋だ、こつちはかたくないというのが大体の国民の認識だろうと思った。ところが、最近は、かたい

んできたこと自体は私は評価をさせていただきました。こう思っています。

ところが、具体的にどこまで守られるのか。そして、逆さやのために超低金利が数年間続いているとありますから、業界全体だけでも十八兆円だとばかり、窓口の人が言葉巧みに、これも元本保証と同様のものですよといふふうに言わぬとも限りません。そこが問題だと思うのであります。

まず、負担金率の引き下げでございますけれども、これは法案の二百六十五条の三十四、六項にありますと、保険会社の経営の健全性が維持されなくなるときは負担金率を一時的に引き下げることができるという、そういう条項でございます。

では、この保険会社の経営の健全性が維持されなくなるときのはどいう状況を言うのでしょうか。保険会社の健全性にはさまざまな指標があると思いますけれども、あらかじめここで特定することは困難かもしれません、具体的な基準を今後どのように設定するのか、お考えがあれば聞かせていただきたいと思います。

○福田政府委員 お答え申し上げます。

ただいま御指摘の規定は、支払い保証機関が負担金によって運営されるわけでございますが、負担金の納付の結果、会員である保険会社、健全な保険会社の経営が維持されなくなる場合には一時的に負担率を引き下げるができるという条文でございます。

これは、いわゆる共倒れを防ぐというような趣旨でございまして、御指摘の、どのような事態かということになりますと、それはやはり個々の状況に応じて判断されるものと考えております。例えば、今後どうなるかはわかりませんけれども、将来、業界全体について経営環境が著しく悪化したまして、まさに負担金の納付 자체に耐えられないような状況になるというようなことが考えら

れるわけでございますが、いずれにしましても、この点につきましては、今後第一義的には機構においてそのような種々の状況を勘案して、その時点で検討すべきものでございますので、現段階で具体的な基準のよつたものを想定することは困難でございます。

○北橋委員 機構といつても、大蔵省が全く閑知しないところで運営されるわけではないわけでしょう。この法案が通つてから、政令なり省令なり、機構でとなるのだけれども、やはりそういうふうな裁量の範囲といいますか、重要なことをこの国会の場で、成立する段階において明言できないといふのは、これは極めて問題だと思うのです。そういう従来の発想をやめて、やはりきちんと法律で、論議するときにもやりましょう。ですから、この問題については、保険契約者に対する配当金が減少する場合とか、そういう場合は確かにひどいから該当するとか、具体的に言つてください。

○福田政府委員 先ほど御答弁申し上げましたのが、支払い保証機構自体は保険会社相互間で保険契約者のために設ける機構でございまして、基本的に、契約者保護機構の運営等についてはできる限り機構の自主性を尊重して運営することになつておりますし、今御指摘の負担金率につきましても、具体的には、条文にござりますように、一定の算式に基づいて支払い保証機構が総会の議決を経て定めることになつております。そして、先ほど来たる条項の適用につきましても、やはりその時点での機構の判断が第一にあるというふうに御理解いただきたいと存じます。

○北橋委員 それでは、二番目に、年間負担額の水準につきましても、これも総会の議決を経て機構が定めるということになつているのですが、保険審議会の資料には具体的に数字がありますね。平成十二年度までは四百六十億円、十三年度以後は四百億円。具体的に法令にはこの年間負担額というのは規定されておりませんけれども、どの程度の水準を自安とすればよろしいか。先ほど申し

上げた保険審議会の資料というものが自安と考えてよいか。そしてその場合に、もし不幸にして保険会社が破綻した場合に十分対応可能な水準と言えるかどうか。こういった点についての認識をお尋ねします。

○福田政府委員 お答えいたしました。

どれくらいの金額が必要かということにつきまして、今後発生し得る保険会社の破綻を予測することは困難でございますが、あくまで本法案提出時の制度創設に当たつての考え方を申し上げますと、まず、十年間という期間を念頭に置きましたが、複数の破綻が起きた場合にも対応できるようになります。

年間の負担額につきましては、この今申し上げた必要額を念頭に置きまして、保険審議会の資料にも記載されておりますように、生命保険の場合

は、その四千億円程度を十年で除した、年間は四百億円程度、損害保険の場合は、五百億円を十年で除しました五十億円程度が一つの目安となるのではないかと、いうふうに考えております。

○北橋委員 その場合、今の御説明では、将来の破綻した場合の想定は難しぃといふのはわからぬ。この負担金の水準ではやつていけない、つまり、この負担金の水準の引き上げを余儀なくされるような場合、これは負担する側の生保もまた大変だと思うのですけれども、その場合の健全性の維持ということは、皆さんどう考へておられるのでしょうか。

○福田政府委員 お答え申し上げます。

まず、支払い保証機構自体は破綻した保険会社の契約者の保護の万全に当たらなければなりませんので、そちらを必ずお支払いするということになりますので、その時点で積立金が仮に不足していた、あるいは十分に積み上がりになかつた場合には機構が借入金で対応するということにな

ります。

ただ、その借入金も無制限にできませんので、先ほど申し上げたような規模を想定しているわけでも、それを超えるような、先ほどの御指摘のそれ以上負担金を納付する場合、健全な保険会社の方が維持できなくなるような場合には、先ほどのような負担金率の一時的な軽減ということも考えられるわけでございますし、さらに、破綻の規模が予想外に大きくなりまして、保険会社の負担能力あるいは機構の利用可能な資金の状況が著しく悪化してしまつたというような場合には、制度の見直しなどの必要な措置が検討され、適切な措置が講じられることになるわけでございます。

この見直し規定については、御提出申し上げてある法案の中に、大蔵大臣への協議規定として三百十一条の二といふのと、それから全体の検討条項として、金融システム改革法の附則の百九十一条、二カ所にその制度自体の見直し条項も含まれているわけでございます。

○北橋委員 今見直しというお話をされているわけですが、確かに法案にはそういう条項が含まれました。

銀行預金の場合には、三十兆円というものが預金者保護のためといふ名目で既に手当てが済んでいるわけですけれども、そうなると、このように生保関係会社が機構に積み立てをしていく場合に、どうにもならないいふような状況になつた場合には具体的にどういう措置を講ずるのですか、見直すとおっしゃつておられるけれども、例えば、預金保險機構に対するとつたような措置を考えておられるのですか。

○福田政府委員 その時点でのどのような措置をとるかというお尋ねにつきましては、現時点で特定することはできないわけでございますが、例えば、補償限度や補償対象となつておられる契約の範囲を見直すとか、あるいは公的支援、それから一時的に保険金の支払いの留保等々、制度自体の見直しと区別して整理することといたしております。

その機構が承継いたします基金の資産、負債の中には、当然基金に加入しておられた保険会社にありますので、その時点での現時点で機構が基金の資産及び負債を承継することができますが、この制度を維持するためのあらゆる措置が検討の対象となると考えております。

ます。

○北橋委員 もう一点聞いておきますけれども、借り入れることができますけれども、機構の借入金には政令で限度を設定するとありますが、機構の借入金には政令で限度を設定するところが出てくるのです。限度を設定することはいうことがなっています。ここでもやはり政令というのが出でてくるのです。

この法規が通らないと明らかにできないのでしよう。

○福田政府委員 政令についてのお尋ねでございますが、先ほど、十年間で生命保険の場合約四千億円程度を用意するというよなシミュレーションでございますが、想定をいたしております。したがいまして、借入金の限度額についても、今後、政令の段階で詳細を検討させていただきますが、やはり年間負担額の十倍程度といふものが一つの目安ではないかといふに考えております。

今回の法案によると、保護基金の資産及び負債は機構が承継できるということなんですかけれども、機構がその負債を承継した場合に、その負担はだれがどのように負担をするということにするのか、具体的に決めておられるでしょうか。

○福田政府委員 御指摘の点につきましては、金融システム改革法の附則の第百四十条の規定によりまして、現行の契約者保護基金の資産及び負債につきまして、基金側からの申し出、そして支払の認可がありますと、その際には、機構におきます他の経理と区分して整理することといたしております。

その機構が承継いたします基金の資産、負債の中には、当然基金に加入しておられた保険会社に

えておりますが、仮に基金に加入していなかつた保険会社がどうかということになりますと、そのような会社が負担することでは想定しておらな

いわけでございます。

○北橋委員 これから外資本の生保関係が相当入つてくると思います。去年話題になりましたのは、日本の生命保険会社と外国のGEキャピタルとが合弁子会社方式で設立した。これについてはいろいろな見方があると思うのですけれども、要するに、予定期率その他で比較的の良いお客様には、日本の生命保険会社と外國のGEキャピタルとが合弁子会社方式で設立した。これについてはいろいろな見方があると思うのですけれども、要

するに、予定期率その他で比較的の良いお客様には、日本の生命保険会社と外國のGEキャピタルとが合弁子会社方式で設立した。これについてはいろいろな見方があると思うのですけれども、要するに、予定期率その他で比較的の良いお客様には、日本の生命保険会社と外國のGEキャピタルとが合弁子会社方式で設立した。これについてはいろいろな見方があると思うのですけれども、要するに、予定期率その他で比較的の良いお客様には、日本の生命保険会社と外國のGEキャピタルとが合弁子会社方式で設立した。これについてはいろいろな見方があると思うのですけれども、要

するに、予定期率その他で比較的の良いお客様には、日本の生命保険会社と外國のGEキャピタルとが合弁子会社方式で設立した。これについてはいろいろな見方があると思うのですけれども、要するに、予定期率その他で比較的の良いお客様には、日本の生命保険会社と外國のGEキャピタルとが合弁子会社方式で設立した。これについてはいろいろな見方があると思うのですけれども、要

示されている基準に従つて審査していくわけですが、そもそも、既存の契約者が一方的に不利益となる形での提携は、そのような契約者を抱える保険会社自身が選択することは想定しにくいたところでございますし、私どももしましても審査等を行う場合には既契約者の保護が図られるように、今後とも十分に対応してまいりたいと思

います。

○北橋委員 先ほど日弁連の提言を申し上げたのですが、その中にも生保について指摘があります。それは、日産生命の破綻のときに、大臣が大見えを切つたにもかかわらず結局契約者がかぶつたということもあります。それで、続いて守らなければいけないのですけれども、私は、それはとてもいい暴論だと思うのですね。どうやつて守るんだと。生保が全部自分のところの経営努力によつて守られる状況があればいいのですけれども、今の状況で超低金利のもとでどうにもならない逆立ちしてもどうにもならない。そういう状況の中であつて契約者を守るということ、これに

対して、三塚大蔵大臣が日産生命の契約者を守ると言つたように、やはりきちんととしたポリシーといふものの大蔵がはつきりさせるということが、今後の政令、省令を決めていくのに重要なことだと私は思つてゐるのですね。

そういつた意味で、私は、保険契約者を守るといふことが日本金融システム全体にとっても重要なかわりのあることだ、そういう認識に立つて万全の体制を省令の整備の中でつくると明言していただきたいと思います。

○福田政府委員 大臣の前に、一言補足をさせていただきます。

今回の制度の本則、経過期間後におきましては、御指摘のように責任準備金の90%を保護することとなつておりますが、この辺につきましては、できるだけ手厚くすることが保険業に対する信頼の確保につながるということであります反面、保険会社の健全性、ほかの保険会社の健全性、あるいはその保険会社の契約者との公平の確保という問題もござりますし、やはりモラルハザードの発生を抑止するということもございま

す。

その場合に、私はここで、時間が参りましたので、大臣にも最後に聞いておきたいのですけれども、確かに、生保というのは金融機関なのかどうか、決済機能は持つてない、そういう議論はあるかも知れませんが、しかし、これは国民の社会保障という見地から見て非常に重要なシステムであります。そのような新会社の設立等に際しては、免許、認可等の申請が出された場合に、法令等で明

守られない、不安だとなつたときに、日本国民全体がこうむる損失ははかり知れないと思うのであります。

政府・与党内部で、この支払い保証制度をつくるときに随分議論があつて、決済機能を持つてない生保に対してなぜ公的資金を導入するのか、議論があつたのだけれども、私は、それはとんでもない暴論だと思うのですね。どうやつて守るんだと。生保が全部自分のところの経営努力に

守られない、不安だとなつたときに、日本国民全体がこうむる損失ははかり知れないと思うのにいたしておるわけでございます。

そして、保護機構そのものは、繰り返しになりますが、保険会社がその負担金において運営するところが基本でございますが、万が一、そのような保険会社で支え切れない事態が起きる場合は、先ほど申し上げた見直し規定を発動して、その時点で適切な対応をとつていくことが考えられてゐるわけでございます。

○松永国務大臣 保険契約者保護機構というのを、やはり日弁連の立場では、生保が長期的にりらきらんとすべきだということなんですが、私もその議論はわからないでもないのです。

しかし、現実に現在の生保の経営体力を見ていくと、どの数字を見ても大変に厳しい状況なんですね。そしてそれは、基本的に超低金利が続いているということだと思つてゐるのですよ。だから、そ

ういつた予定期率との間の逆さやというものがどんどん深刻になつていく。そして、生保に対する信頼感がこの間の政府の対応によって大分揺らいでいると思うのですね。そうなると保険料収入も落ちてくるとなれば、どんなに自助努力リストラをやつても追いつかないことだと思うのです。

○福田政府委員 大臣の前に、一言補足をさせていただきます。

この仕組みをスタートさせることによって、十二月一日を発足日に法律上決めてあるわけでありますけれども、これをスタートさせ、かつ、今申したように全保険会社に加入義務を課して加入をさせ、そして負担金の納付をさせることによって保険契約者の保護を着実に行うことによって保険契約者の保護を図つてしまつたりたい、こう考へてゐるところでござります。

○北橋委員 時間が参りましたので終わりますけれども、やはり銀行預金と違いまして、生保は人生設計、長い中での商品でございますから、そう簡単に解約だとそういうわけにはまいりません。そういつた意味では、日産生命の破綻というものが国民に与えた衝撃ははかり知れないわけでございまして、生保の契約者を保護するという見

地から今後とも努力をお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○村上委員長 午後一時に委員会を再開することとし、この際、休息いたします。

午後零時三十八分休憩

午後一時開議

○村上委員長 休憩前に引き続き会議を開きま

す。

質疑を続行いたします。藤田幸久君。

○藤田(幸)委員 藤田幸久でございます。  
まず、今回の金融システム改革法案について、概略的なお話をから質問させていただきたいと思います。

今回、政府が考える金融システムの改革法案によりまして最終的に政府はどんな形の金融システムといふものを考へておられるのか。つまり、この金融システム法によってどこまでそういう政府が描く金融システムの形といふものが達成されるのか。とりわけ、本法律案が仮に成立をいたしましたとしますと、その次の段階でどのような改革を行つのか。そういう見通しについて、まず大臣の方からお答えいただければ幸いです。

(委員長退席、浜田(靖)委員長代理着席)

○松永国務大臣 お答え申し上げます。

今回の金融システム改革の基本的な考え方には、国民が働いて蓄えたお金、そのお金を有利に運用できる、そういう選択肢を広げることによつて国民の利益を図りたいということが一つ。一方、事業者等は事業資金が必要なんでありまして、事業者にとっては我が国の金融市场から有利に必要な資金運用の機会を広げる一方においては事業家にその他の想定されるわけあります。そういうことを通じて一方においては国民の有利な資金を入手することができる。特にベンチャー企業にとっては事業資金を有利に必要な額を入手できる、こういう仕組みをつくることによつて国民の

利益を図り、我が国の経済の発展を図る、そういう考え方で今回の法案というものは制定していただくべく提案したものであるというふうに私は考えます。

○藤田(幸)委員 さらに、理想的にはどういったところを目指にし、そして、もしこれが成立した後、どのような改革をいつまでに行つていくのか

という後段についてもお答えをいただきたいと思います。

○松永国務大臣 まず第一は、先ほど申したよう

に、国民にとっては、持つていらっしゃる資産運用の手段を拡充、充実する。具体的には、新しい投資信託商品を入手できる、それから銀行等による投資信託の窓口販売、それを通じて投資信託の販売が促進される。一方においては、消費者はそれを買うことによって自分の持つてある財産の有利な運用を図る、こういったことがあります。あります。

二番目は、保険契約者保護機構というのを設立をして、そして保険契約者の方が一の場合の保護を図っていく。三番目には、投資者保護基金というのをつくることによって投資者の方が一の場合の保護を図る。こういった仕組みをつくり上げていこう、こういうことであるというふうに思つております。

○藤田(幸)委員 国民あるいは事業主あるいは投資者それぞれについてのこの金融システム改革法案が目標としておりますその結果について、見通しについてお答えいただきましたが、いずれにしましても、そういったことが実現されるためには

金融機関の情報開示というものが前提になつております。

○藤田(幸)委員 お答えいただきました。

○松永国務大臣 お答えいたします。

まず第一には、六月中に金融監督庁が設立されますといふと、金融業界の監督あるいは検査は金融監督庁の業務になります。したがつて、総理府省の手からいわゆる業界行政といふものはなくなつてくるわけがあります。

それを前提にして申し上げますと、今まで金融機関に対するかかわり方としては、委員御指摘の

のとおりでございまして、先般、全銀協において、グローバルスタンダードというか、正確にはデファクトスタンダードでありますアメリカのSEC基準に合わせた拡充が決定されておりまして、リスク管理債権に関する情報として本年三月より開示される予定であるというふうに聞いております。

また、ディスクロージャー制度そのものを抜本的に見直す必要があるという考え方から、この御審議賜っております金融システム改革法案におきまして義務づけをしておるわけでござります。しかも、来年三月より、SEC基準並みの不良債権額の開示を連結ベースで行うということにいたしまして、開示の内容の正確性や預金者等への確実な開示を担保していくといったうふうに考えておるわけでござります。

御指摘の外国との比較でいいますと、制度面でも、米国並みに透明性の高い金融機関の財務状況のディスクロージャーの拡充が図られていくものと期待しております。

○藤田(幸)委員 情報開示とともに一つ関係いたしましては、北拓銀行あるいは山一証券の破綻などによりまして明らかになつておりますけれども、いわゆる大蔵省の護送船団方式といいますか、あるいは裁量行政がもたらすいろいろな問題が出ております。今後、金融当局はどのような形で金融業界とのかかわりを持っていくおつもりなのか、この基本的な姿勢について、大臣の方からお答えいただきたいと思います。

○藤田(幸)委員 情報開示それから金融行政、政

府と金融機関とのかかわりのほかにもう一つや

くさんあつたことは事実であります。これからそれを徹底してなくしていこうというわけで、ま

ず、早期は正措置の導入に伴いまして金融機関は

みずから財務内容をみずから明らかにする。そ

して、公認会計士等の監査も受けて明らかにす

る。役所の方は、その金融機関等がみずからつ

くった書類が適正なものであるかどうか、法令に

従つておるものかどうか、それを事後のにてチェックするという形の行政に実はもう変わつておるわけなんなります。そういう前段の上に立つて

金融監督庁は金融機関に対する監督や検査をなさ

れるものというふうに私は理解をしておるところ

でございます。

○藤田(幸)委員 情報開示それから金融行政、政

府と金融機関とのかかわりのほかにもう一つや

くさんあつたことは事実であります。これからそれを徹底してなくしていこうというわけで、ま

ず、早期は正措置の導入に伴いまして金融機関は

みずから財務内容をみずから明らかにする。そ

して、公認会計士等の監査も受けて明らかにす

る。役所の方は、その金融機関等がみずからつ

くった書類が適正なものであるかどうか、法令に

従つておるものかどうか、それを事後のにてチェックするという形の行政に実はもう変わつておるわけなんなります。そういう前段の上に立つて

金融監督庁は金融機関に対する監督や検査をなさ

れるものというふうに私は理解をしておるところ

でございます。

○藤田(幸)委員 お答えをいたしました。

○山口政府委員 別個金融機関の不良債権のディスクロージャーが大変重要だということは御指摘

されておりまして、この法案でお願いしてござります。ものによってでありますSPC法案によりまして、特定目的会社を活用した資産の流動化といふのを促進させていただきたいというふうに考えておりまして、この法案でお願いしてござります。

またさらには、不良債権の早期処理のために、今御審議賜つておりますSPC法案によりまして、特定目的会社を活用した資産の流動化といふのを促進させていただきたいというふうに考えておりまして、この法案でお願いしてござります。

それを前提にして申し上げますと、今まで金融機関に対するかかわり方としては、委員御指摘の

よつて、事前指導型の裁量行政と言われる面がた

○藤田(幸)委員 先ほどの大臣の答弁の中で、投資者保護基金あるいは保険契約者保護機構ということが出てまいりましたが、大臣、こういったものに対し、将来、公的資金を導入するということはございませんでしようか。

○松永国務大臣 委員御指摘のように、今御審議を願つておる法律案が成立を見ますというと、投資者保護基金それから保険契約者保護機構というものが設立されることになります。

これは、消費者の保護のためにつくられる基金ないし機構であるわけがありますが、二〇〇一年三月末までに破綻した証券会社及び保険会社の処理に関する資金調達については、日銀借り入れ及び政府の債務保証を可能としておるのであります。この措置は、基金及び機構の資金調達の円滑化を目的としたものであり、調達資金についても証券会社及び保険会社が納付する負担金により返済されることが基本であると考えております。

○藤田(幸)委員 証券会社等が提出をする負担金が基本ということでございますが、基本はそうであっても、いろいろな状況の変化あるいは必要に応じて公的資金の導入ということもあり得るということでしょうか。

○松永国務大臣 先ほど申し上げましたように、二〇〇一年三月末までに破綻した証券会社及び保険会社の処理に関する資金調達については、日銀借り入れ及び政府の債務保証を可能としておるのでございます。

○藤田(幸)委員 この報道あるいは内部文書によりますと、一九九五年六月における大蔵省の検査にのつとった不良債権といいますのが、第二分類が二千七百六十億円、それから第三分類が三百六十億円、第四分類が三千三十億円、合計で四千四百三十億円。そのうち、損失見込み額というものを足しますと、結局二千八十億円以上ったと報道されておりますが、これは事実でしようか。

○原口政府委員 御指摘の数字を挙げての御質問でございます。つまり、一九九五年に大蔵省が北海道銀行に対する検査を実施し

たわけですから、この処理は、当然、当該会計年度中に行なうべきことである債権の償却を、九五から九年度の五年間に繰り延べるということを認めておったということが明らかになっておるわけでございます。この検査で判明した貸出債権の欠損見込み額が大体合計二千億円と見られておりますけれども、このまま行つて原則どおりにそれを五年に分けて分割償却をしたということが出でるわけです。これが事実であるということは大変ゆめしいことだらうと思ひますけれども、この関係について御質問をしてまいりたいと思います。

○山口政府委員 まず、北海道銀行の頭取ですが、藤田頭取、私は赤の他人でござりますけれども、その藤田頭取は大蔵省の元証券局長であった。それから、この北海道銀行の歴代の三代の頭取が全員大蔵省出身であるというふうに報じられておりますが、この藤田頭取の経験、及び過去三代の頭取が大蔵省OBであるという事実関係について、確認をしていただきたいと思います。

○山口政府委員 お答え申し上げます。藤田頭取は、昭和六十二年に大蔵省を退官なさつておりますと、平成一年に道銀の副頭取、平成四年に現職の頭取に就任されております。それから、二代さかのぼりました方、これも大蔵省の出身だと記憶しております。

○藤田(幸)委員 この報道あるいは内部文書によりますと、一九九五年六月における大蔵省の検査にのつとった不良債権といいますのが、第二分類が二千七百六十億円、それから第三分類が三百六十億円、第四分類が三千三十億円、合計で四千四百三十億円。そのうち、損失見込み額というものを足しますと、結局二千八十億円以上ったと報道されておりますが、これは事実でしようか。

○山口政府委員 先般、藤田先生からのお尋ねでは、琉球銀行の件では、風説の流布で大変な事態だということで、それを静める意味で日銀あるいは大蔵の出先が対応したということあります。

今度の御指摘の件につきましては、過去のことでもありますし、また、現にそういう取りつけが起きているとかそといった事態で政府あるいは日

しては、当委員会でも、ほかの金融機関でもお答えを差し控えさせていただいております。この点については御了解をいただきたいと思います。

ただ、一般論として申し上げますれば、金融機関を検査いたしました場合、業務の健全かつ適正な運営を確保する観点から、資産の内容その他について的確な実態把握に努めているところでござります。

○藤田(幸)委員 報道によりますと、当時のこの検査にかかわった一人が、東京地検に逮捕された大蔵省の宮川宏一容疑者であるというふうに出ておりますが、宮川宏一容疑者もこの検査にかかわっておったのでしょうか。大臣がおつやつたようなこととの整合性でいいますと、当然そういうことについてやはり開示をしなければいけないということになります。ただし、冒頭で大臣がおつやつたようなこととの整合性でいいますと、当然そういうことについてはございませんといふことでござります。

○藤田(幸)委員 個別の銀行の内容については答えないということでござりますけれども、私は、前も琉球銀行の件について質問をいたしましたが、そのときには琉球新報あるいは沖縄タイムス等におきまして新聞報道がされた。琉球銀行が非常に危ないということに対し、その風説の流布を否定するという意味で、沖縄総合事務局の財務部長あるいは日銀の支店長が銀行の会長と一緒に共同記者会見をして否定をしているわけです。

そういう論理からしますと、これは、北海道のこれだけの新聞にこれだけ出ているわけですか。当然、個別の銀行の内容について答えないと云ふようなことはなくて、むしろ、その風説の流布を否定するというようなことで、これを否定するような会見なりなんなり大蔵省の方でしているべきではないかと思うのですが、大蔵省はそういうことをしたわけでしょうか。

○山口政府委員 この新聞にも出ておりますけれども、「札幌市内のある公認会計士が『企業会計原則の上からも、当期中に償却することは当然。やむを得ず、償却の繰り延べをしなければならない場合、引き当てをやつたかということについては、ディスクロードがされるということになるわけですね」と言っているわけですね。

○山口政府委員 公認会計士あるいは監査法人が監査をして、企業会計原則のつとつていてるといふことを判断してこういった処理をするわけであ

るわけですが、いかでいけないような事態ではないわけございまして、そういう意味では琉球銀行のケースとは違うというふうに思います。

○藤田(幸)委員 先ほど大臣の方から御答弁がございましたけれども、国民が金融で有利な情報を得て適切な対応をしていくという観点からいたしまして、こういったわば異例の処理を認めたことがあります。

ただ、一般論として申し上げますれば、金融機関を検査いたしました場合、業務の健全かつ適正な運営を確保する観点から、資産の内容その他について的確な実態把握に努めているところでござります。

○山口政府委員 先般、藤田先生からのお尋ねでは、琉球銀行の件では、風説の流布で大変な事態だということで、それを静める意味で日銀あるいは大蔵の出先が対応したということあります。

今度の御指摘の件につきましては、過去のことでもありますし、また、現にそういう取りつけが起きているとかそといった事態で政府あるいは日

ります、もし企業会計原則にのつとつていなければそれは問題でありますけれども。

ただ、その説明をどういうふうにするかということは各金融機関が行うものでありまして、私どもは、これから将来としては、どういう考え方でどういう償却、引き当てをやつたのかとどうふうに考へておることは望ましいことだといふうに考へておることをできるだけ金融機関がディスクローズしていくことは、これから将来としては、どういう考え方でどういう償却、引き当てをやつたのかとどうふうに考へておることは望ましいことだといふうに考へておることは、次第でござります。

○藤田(幸)委員 この内部文書では、私と同姓であります藤田頭取が大蔵省OBであるということを配慮してしかるべきということで、大蔵省の方がこういった異例の処理を認めたというふうになつてゐるわけですが、認めたわけでしょうか。

○山口政府委員 認める、認めないと、よりは、公認会計士あるいは監査法人が企業会計原則上妥当であるということでそういう処理がなされたわけであります。それは、頭取がいかなる出身の人であれ、企業会計原則を曲げるというわけにはいかないと思います。

○藤田(幸)委員 この分割償却をするということ自体については、大蔵省はどう考へているのですか。

○山口政府委員 企業会計原則上それなりの理由があれば、それは認められるものだと思います。

私、この個別事案について詳しく存じませんが、一般的に申し上げて、例えば、不良債権化している貸付金があった、それが相手方が例え三四年あるいは五年かけてその再建計画を立てた、そうするとどの部分が不良債権化するかということになりますと、それは、一括というよりは、その年に確定していく額を償却していくということがあります。それは、余裕があれば、その銀行に体力が非常にある場合には、もう一括して償却する、引き当てるということも可能でございま

○藤田(幸)委員 これは、分割償却をしなければ

自己資本比率が二%以下になることは金融検査をしているからわかっているのではないですか。それはいかがですか。

○山口政府委員 ただ、申し上げたいことは、どういう償却をするかは企業会計原則にのつとるわけでござりますので、仮にそういうことがあれば自己資本比率が下がつたであろうという議論は、それは間違つてゐるとは申し上げませんけれども、その償却、引き当ての処理が違反していると、いうことではないと思います。

○藤田(幸)委員 しかしながら、個別の銀行のことについては言及を避けるということをございますけれども、少なくとも、今までの行政からしまして、個別の銀行が非常に危ない状況にある場合には、やはりそれに対する対応というのは大蔵省で考えておられる方には大蔵省保護等々の関連からも当然対応していかなければいけないわけでござりますが、ということは、こ

のいわゆる分割償却を認めたということは、やはり分割償却を認めなければ預金者保護はできなさい、そういう配慮もなければ、銀行に対する行政の、今までのやり方すれども、責任を果たしていないといふことになるのではないかと、いかがでしようか。

○山口政府委員 あくまで、自己査定をやり、それが企業会計原則にのつとつた処理であるということを前提として自己資本比率がはじかれるわけであります。それをもつて透明な行政として早期是正措置が打たれるということでござります。どういう償却をするか、どういう引き当てをするかは、それは、何度も繰り返して申しわけございませんが、企業会計原則にのつとつてやるべきものでございます。

○藤田(幸)委員 しかしながら、ここに出ているようなことが実際行われるとしますと、これはやはり粉飾決算になるのではないでしょうか。どうで

それを意図的にやるものというように思います。そうしますと、このケースはそれには当たらぬ。監査法人が責任を持ってチェックした上でディスクローズもされているということでござります。

○藤田(幸)委員 先ほど来、監査法人の形で局長は逃げておられますけれども、実際にこういったことが出でていることは、北拓銀行もあいつふうになつたわけでございまして、次の北海道銀行がこういう状況であるということになると、北海道の皆さん、預金者にしましても、あるいは業界の、経営をされておられる方にしましても、これではやはり北海道の金融に対しても信頼が持てないということで、いろいろな意味で、この不況も待つておりますから、これは大変な連鎖的な事象が起りかねない。そういったことに對して、これはその監査法人が責任を持つてやつておればということで、大蔵省の責任はそれで済ませるのでしようか。

○山口政府委員 大蔵省としては、これから早期は正措置によりまして早目早目の対応をしていただく、また、十分なリストラをやつて地元経済に十分に貢献できる銀行になっていただくということを願っているわけでござります。私ども、北拓が残念なことに破綻しましたけれども、その後、北洋銀行がその機能を北海道の部分については受け入れたいたっております。北海道銀行も懸命なりストラをやり、地元に貢献すべく努力をしている、というふうに考えておる次第でござります。

○藤田(幸)委員 実際にこの北海道銀行は、昨年の十一月には、本年三月期は十億円ぐらの黒字になると予想を発表したわけです。ところが、この半年間で今度は赤字ということを見通しておるわけです。この半年間でこれだけ変化が起つておるわけです。それから、九六年三月期が初めて赤字決算になつたのですが、当時は、北海道銀行は、赤字決算は一九九六年のみと発表したわけです。ところが実際には、九七年、昨年の三月期も赤字決算百六十七億円、それから

ことし三月期も五百十億円の赤字決算というふうに、黒字決算から赤字決算に見込みを変えているわけですね、半年間の間に。ということは、三期連続赤字決算の銀行はあります。

○山口政府委員 三期連続して当期利益赤字の銀行は最近はないというふうに思います。○藤田(幸)委員 そういう例がない三期連続赤字の銀行が北海道第二の銀行であつて、第一の銀行の北拓銀行があつた。この状況の中で、しかも分割償却を行つた。これはすべて、拓銀に對してもあるいは北海道銀行に関しても、大蔵省の行政のものでこういうふうに実態がなつてしまつてゐるわけですね。それを監査法人の企業会計上の責任だけにして、自分たちの方に責任はないと言ひ切れるのか。

○山口政府委員 今先生は三期連続赤字だということをかなり問題視されましたけれども、業務純益がプラスになつてゐるところを見ますと、それを踏まえた上で当期利益を赤字にしておるということは、思い切つた償却をしておるということを意味するわけであります。私は特別にそれを評価を加えているわけではありません。個別銀行のことをですか。ただ、全く利益が上がらないという状態ではなくて、利益は数百億上がつておる、それが赤字を続けておるということは償却をかなりやつておる、こういうふうに理解をするのが妥当であろう。ただ、個別銀行の話ですので、私は余り立ち入つた評価はいたしたくないのでございませんが、企業会計原則にのつとつてやるべきもの一つのポリシーとしてそういうふうに考へれば、この銀行

の一つのポリシーとしてそういうふうに考へます。いずれにせよ、各銀行がみずからを律し、公認会計士の厳しいチェックあるいは当局の厳しいチェックを経ながら健全化のために思い切つたりストラの努力をする、これが基本だというふうに考へておる次第でござります。

二二

○藤田(幸)委員 この内部文書にあるようなやりとり、これは実際行われたわけですね。ここまでいろいろな形で新聞に出で報道されている、そしてこれを風説の流布として否定しないということは、これは実際にそういった内部文書がありて、実際に大蔵省とこの北海道銀行の間でやりとりがあつたということですね。

○山口政府委員 個別の銀行の話でもございますので、その存否あるいは正否についてもコメントは差し控えたいというふうに思います。

○藤田(幸)委員 個別の銀行とおっしゃいますけれども、北海道の場合には、結局、北海道銀行は一たん北拓銀行との合併を決めたわけです。ところが、合併は流れたものの、北海道に残るあと二つの銀行、片方の銀行の方は北拓銀行を継承中、一方この三期連続赤字の銀行、こういうことでは北海道の金融は結局これから成り立たないのではないか。そういうふうなことをもたらした状況に対して、個別の銀行の内容については差し控えるということでは、北海道の方々は、先ほどおっしゃっておられた通り、預金者もあるいは投資家にとっても、この三者それぞれにとつてこれから金融四法について大臣がおっしゃっているような、預金者もあるいは企業経営者もあるいは投資家にとっても、この三者それそれにとつてこれまで金融四法について信頼は持てないということになるのではないかですか。

○山口政府委員 お聞きいたしますと、何か北海道の金融が危うくなるような印象を与える危険性もあるのではないかと思いまして、私は発言を控えさせていただいておるわけでございますが、北拓が破綻しまして大変心配いたしました。しかし、北洋銀行が名乗り出ていただきました。今そぞのできるだけの貸し出しを引き継ぐべく努力をしていただいております。預金保険機構も応援をいたします。一方、北海道銀行も、先ほどおっしゃったようにいろいろなリストラをやつております。北海道金融の円滑化に努力をしています。また、それだけではありません。信用金庫も北海道では大変頑張っております。それから、政府系金融機関

も、北拓が破綻した後の混乱を最小限に食いとめらべ努力をいたしております。北海道は、北海道の銀行だけではなくて、もちろん都銀とかそういったものも進出しておりますけれども、力を合

わせて今北海道の経済のために努力をいたしておられますので、どうぞ先生も応援していただきたい

というふうに思います。

○藤田(幸)委員 応援をするためには、やはり先ほどお申し上げております情報の開示というものが必要であると思いますし、それから、いわゆる債却をする前の不良債権をはつきり実態を示すといふこと、あるいはその不良債権の全貌が明らかになつた段階で適正な債却を行う。その際に、適正な債却をしないで、例えばこの分割債却というような形で便法を使つて逃げようとしている、そういう一連の問題、システムあるいはその手法のものが問題なんぢやないですか。そういうふうな形で便法を使つて逃げようとしている、それが何よりも大変なことです。私はやはり北海道の経済、金融、産業というものを本当の意味で応援をするということになると思うわけですが、

ところが、応援しようにも、一番肝心のところの情報を出さない。しかも、これだけ明らかになつた後でも、これが前でしたらまだしも、出た後も、そういったことに対する開示をしないといふことは、むしろ非常に不安を増長させることになるのではないかですか。それでは応援ではなくて、むしろ足引っ張りではないですか、どうです。

○山口政府委員 ことしの四月から早期是正措置が導入されました。各金融機関は厳しい自己査定をやつております。公認会計士も新しい目で厳しくチェックをしております。また、不良債権の決算のような形にして救済をした、そういうことが言えるのではないですか。

○山口政府委員 先ほどの御答弁と同じになるわけでございますけれども、債却をどうするかということは企業会計原則にのつとつて行われるわけでござりますので、それを直ちに、分割があつたから粉飾だ、粉飾はそういう措置を述れるためだというふうに決めつけることはできないというふうに思います。

これから行政も、あくまで債却、引き当てはいたすわけでございます。そうした行政の変化、金融機関の考え方の変化が相まってこれから

の金融システムの安定に資するといふふうに考えておる次第でございます。

○藤田(幸)委員 結局、五年前ですけれども、もしさこのまま九五年に債却を分割せずに行つた場合には自己資本比率が二%以下になつていたということが出でるわけですから、先ほど早期是正措置ということを何回もおっしゃつておりま

すが、もしその早期是正措置というものが制度化されておるならば、大蔵省は業務改善命令を出していたのではないですか。どうですか。

○山口政府委員 余り仮定の話を個別銀行についてやりたくないわけでござりますけれども、現時点で、一般論として、早期是正措置のあの区分に当たる銀行が出来ますと、それは明示された行政措置がとられるということでございます。

○藤田(幸)委員 ということは、実際にこれはかなり明らかなことだろうと思いますけれども、これだけの、合計二千八十億円に上る損失見込み額を分割債却をした。本来ならば、自己資本比率が二%以下に下がつてしまつというところで、早期是正措置によって業務改善命令、あるいは早期是正措置が行われていないまでも、当然金融検査につつて業務改善命令を出しておるべきところを、実際に分担債却をさせることによって粉飾決算のような形にして救済をした、そういうことが言えるのではないですか。

○山口政府委員 先ほどの御答弁と同じになるわけでござりますけれども、債却をどうするかといふことは企業会計原則にのつとつて行われるわけでござりますので、それを直ちに、分割があつたから粉飾だ、粉飾はそういう措置を述れるためだというふうに決めつけることはできないというふうに思います。

これから行政も、あくまで債却、引き当てはいたすわけでございます。そこは厳格にやつていくつもりでござりますけれども、その前提としてはそういう考え方でやらせていただきたい

○藤田(幸)委員 そうしますと、今の北海道の銀行の状況を見ますと、先ほどお申し上げております北海道銀行を継ぐ銀行ときよ取り上げておますが、北拓銀行を継ぐ銀行ときよ取り上げております北海道銀行と二つあるわけですが、どちらも、どうも今の業務内容からいいたしますと、やはり健全な銀行をつくるような金融界の再編のようなものが当然必要ではないか。

これは、私はそういったことをスキンシップに取り上げておるわけではなく、この金融改革四法案、まさに冒頭に大臣がおっしゃられましたように、預金者、企業家あるいは投資家、それから、そうでもなくとも、今まで北拓銀行の状況によつて随分健全な企業も資金の調達ができない、結果的にかなり有望な企業であつてもなかなか金融機関からお金が借りられないというふうな状況を与えるという状況から考えましても、健全な金融の再編というものが必要ではないか。まして、これだけ情報が伝わつた後のことでござりますから、そういう対応が必要ではないかと思うわけですが、その点について、大臣、いかがでしようか。

○山口政府委員 北海道の金融についていろいろ御心配をいただいていることはありますけれども、北海道の金融が危ないというイメージを与えてはいけないということで私は控えた発言をしておりますけれども、今まで私は控えた発言をしておりますけれども、今御指摘になつたような銀行も大変努力をし、また健全化を図つておりますので、先生がおっしゃられたように、何か行政の方で再編をしていくといふふうに思ひます。

○山口政府委員 それで私は控えた発言をしておりますけれども、今までそうした各金融機関の経営判断というものを最大限尊重し、早期是正措置と絡みながらそういった健全化への努力をしていくということをございます。当局の方で、余りにも主導的にそれをやるといふことが果たしていいのかどうかという問題があろうかというふうに思います。

○藤田(幸)委員 別の聞き方をいたしますが、北

海道銀行にこれまで政府の方で公的資金による資本注入を検討したことはありますか。

○山口政府委員

申請もありませんので、『さい

ません。』

○藤田(幸)委員 申請があつた場合に、この内容のよろうな銀行に投入することはありますか。

代理着席

〔浜田(靖)委員長代理退席、井奥委員長

○松永国務大臣 今局長が答弁いたしましたように、公的資金による資本注入というのは、銀行の申請に基づいて審査の上、決定をするわけであります。

ところで、審査の基準というものが審査委員会で決められておるわけでありまして、それによりますといふと、合併等の受け皿銀行の場合と一般金融機関の場合と二種類あるわけであります。この場合には一般金融機関の場合に該当するのだろうと思いますけれども、その場合にははどういうふうに定められておるかというと、経営状況が著しく悪化していないこととされており、三年連続無配の銀行は資本注入はできないという審査基準が定められておるところであります。

○藤田(幸)委員 ということは、仮に申請があつたとしても注入はできないということでしょうか。

○山口政府委員 あくまで審査委員会が審査基準に基づいて御判断をされます。

○藤田(幸)委員 きょう私、たまたま一つの銀行についてこれだけの資料がござりますのでお聞きしておりますけれども、今までの答弁と、冒頭の金融システム改革法案に関する優等生的な答弁というものが、答えが非常に違つておるわけですね。

不良債権については、この前の琉球銀行の場合には、いわばリスク債権というような形で実際の不良債権があらわれないようなシステムが実は存在在した。きょうの北海道銀行の場合には、明らかになつてもそれを償却する方法を使法で逃げている。こういう不良債権に対する対応が行われてい

る限りは、日本の金融システムに対する信頼といふものはやはり世界から信用されないのでないか。

たまたまおとついのワシントン・ポストに、私がこの前琉球銀行について取り上げたことが一面で出でておりますけれども、結局、今回の金融システム法案というものはグローバルスタンダードにで

きるだけ整合性を持たせていくことが趣旨でございます。それに対しても私はまた二つの銀行の例を取り上げておりますけれども、それに対する対応を聞いておりますと、まるで逆行しているようなやり方を實際にはとつておられる

という思いを禁じ得ないわけです。

その点について、大臣、本当にフリーでフェアでグローバルな金融というものをされようとされでおられるのか、その基本についてもう一度確認をさせていただきたいと思います。大臣の方からお答えいただきたいと思います。

○松永国務大臣 先ほど来局長も答弁しておるところであります。個別の金融機関の経営状態その他について、銀行法に基づいて、現在のところ大蔵省が検査することになつておりますから、

○松永国務大臣 その規定に基づく検査をし、検査の結果、指摘すべき点は指摘をして是正をさせることはあるとしても、一般的にそう深く介入するということは、場合によつては、今までよく非難されてきた行なうべきだと思つた。それで、銀行法に基いて、現在のところ大蔵省が検査することになつております。

○藤田(幸)委員 きょう北海南銀行の事例を通して聞いてまいりましたけれども、監査法人とか公認会計士という形で逃げるわけですから、最も基本的な問題は、結局、日本の金融市場がある意味でゆがめてしまったのは、企業会計の簿価とそれから市場経済の時価、それから財政会計の現金という、いわば三つのメーカーを便宜的に併用してしまつたということが問題ではないかと思ひます。

つまり、時価をつくり出す市場の競争が縦に小まみに細分化されて、横軸にあるような完全な時価による競争が阻まれて時価そのものがゆがんでしまつてゐるということが現在のシステムの問題だらうと思うのです。結局、簿価と時価の物差しを裁量で恣意的に使って一元的に制御できないとしたがつて、局長が答弁いたしましたように、不良債権をどういう手順で償却していくかというのではなくて、個々の金融機関のみずからの判断でな

されるものであり、それが適切であるかどうかと、それは企業会計原則に基づいて監査法人がきちんと監査をする、こうした結果はディスクローされる、こういうことで透明性の高い金融行

政、こういったことをやつておるわけでありますので、そういう経営をされた結果、検査の場合には、みずからその措置というものが適正である

かどうか、あるいは法令に合つておるかどうか、そういうこととの検査はするけれども、そうでない一のことについてまで介入するということは慎んでいくというのが新しい行政のあり方だろ

う、こう思つております。

○藤田(幸)委員 先ほどから、結局、一番重要な情報開示のことについて、あるいは裁量行政のことについて肝心な答弁がないわけあります。私は、新聞にも出でておりますけれども、この内部文書そのもの、これをぜひとも大蔵委員会の方に提出をしていただくように、委員長の方で御検討をお願いしたいと思います。

○井奥委員長代理 理事会で諮らせていただきま

す。

○松永国務大臣 先ほど来局長も答弁しておるところであります。個別の銀行たたきではなくて、こういったシステムになつておられるのが、先ほどお答えいただきたいと思います。

○藤田(幸)委員 きょう北海南銀行の事例を通して聞いてまいりましたけれども、監査法人とか公認会計士という形で逃げるわけですから、最も基本的な問題は、結局、日本の金融市場がある意味でゆがめてしまつたのは、企業会計の簿価とそれから市場経済の時価、それから財政会計の現金という、いわば三つのメーカーを便宜的に併用してしまつたということが問題ではないかと思ひます。

つまり、時価をつくり出す市場の競争が縦に小まみに細分化されて、横軸にあるような完全な時価による競争が阻まれて時価そのものがゆがんでしまつてゐるということが現在のシステムの問題だらうと思うのです。結局、簿価と時価の物差しを裁量で恣意的に使って一元的に制御できないとしたがつて、局長が答弁いたしましたように、不良債権をどういう手順で償却していくかといふのはまさに個々の金融機関のみずから

の判断でなされるものであり、それが適切であるかどうかと、それは企業会計原則に基づいて監査法人が監査をやると、それがまた時代時代によつては監査のやり方も変わつてくるでしょう。それはそれとしてそういう発展を認めないつもりはあります。企業会計原則にのつとて監査法は監査のやり方も変わつてくるでしょう。それはそれとしてそういう考え方で貰いておるというふうに思うわけであります。企業会計原則にのつとて監査法人が監査をやると、それがまた時代時代によつては監査のやり方も変わつてくるでしょう。それはそれとしてそういう発展を認めないつもりはありませんし、また、そういうものを逆に尊重していきたいということが基本であります。

○山口政府委員 今回の金融システム改革の基本は、私どもは、

こうあるべし、ああるべし、先ほど先生、例え

ば北海道で今すぐ金融の再編を役所がやつたらどうかという御提案がありました。これは一つの見識だと思いますが、私どもの基本的な考え方方は、

支出によって分配がゆがめられる、経済の活力を奪う大きな原因となつておるわけであります。ですから、日本は個人金融資産も随分あるし、それから最大の債権国であるにもかかわらずこれだけ財政赤字をもたらしている。

もう一度繰り返しますけれども、名目的な富とは逆に、負債とかコストというものが隠されて消費や不正支出によって分配がゆがめられる、結局

こういったシステムになつておられるのが、先ほどお答えいたしましたけれども、この内部文書そのもの、これをぜひとも大蔵委員会の方に提出をしていただくように、委員長の方で御検討をお願いしたいと思います。

○井奥委員長代理 理事会で諮らせていただきま

す。

○松永国務大臣 先ほど来局長も答弁しておるところであります。個別の銀行たたきではなくて、こういったシステムになつておられるのが、先ほどお答えいただきたいと思います。

○藤田(幸)委員 きょう北海南銀行の事例を通して聞いてまいりましたけれども、監査法人とか公認会計士という形で逃げるわけですから、最も基本的な問題は、結局、日本の金融市場がある意味でゆがめてしまつたのは、企業会計の簿価とそれから市場経済の時価、それから財政会計の現金という、いわば三つのメーカーを便宜的に併用してしまつたということが問題ではないかと思ひます。

つまり、時価をつくり出す市場の競争が縦に小まみに細分化されて、横軸にあるような完全な時価による競争が阻まれて時価そのものがゆがんでしまつてゐるということが現在のシステムの問題だらうと思うのです。結局、簿価と時価の物差しを裁量で恣意的に使って一元的に制御できないとしたがつて、局長が答弁いたしましたように、不良債権をどういう手順で償却していくかといふのはまさに個々の金融機関のみずから

の判断でなされるものであり、それが適切であるかどうかと、それは企業会計原則に基づいて監査法人が監査をやると、それがまた時代時代によつては監査のやり方も変わつてくるでしょう。それはそれとしてそういう発展を認めないつもりはありませんし、また、そういうものを逆に尊重していきたいということが基本であります。

○山口政府委員 今回の金融システム改革の基本は、私どもは、

こうあるべし、ああるべし、先ほど先生、例え

ば北海道で今すぐ金融の再編を役所がやつたらどうかという御提案がありました。これは一つの見識だと思いますが、私どもの基本的な考え方方は、

意図的にそれをどうこうするというよりは、もう少しマーケットに任せ、そういった企業会計の原則という方が認められるものに任せていくという考え方でございますので、私もがる申し上げてちょっとおわかりにくかったと思いますが、その点もこの金融システム改革の考え方には沿っているというふうに思つてございます。

○藤田(幸)委員 それでは、その会計原則の基本的な理念はどういうことなのか、局長、お答えください。

○山本(晃)政府委員 お答えいたします。

企業会計原則の基本的な理念と申しますのは、一番のあれは投資家が投資判断をする際の材料の提供ということをございまして、そういう意味から申しますと、非常に透明性の高いものでなければならぬというふうに認識をしております。

○藤田(幸)委員 この会計原則で重要なことは、真実性の原則といふことを柱にして、明瞭性の原則、つまりディスクロージャーということと継続性の原則ということが重要視されているというふうに私は理解をしております。これは、やはり政府の方で主権者に対して、つまり国民に対してそういうことを知らしめるということが基本的な姿勢だらうと思うのです。

そうしますと、先ほど来、個別の銀行のことなどと言つていますが、これは、例えば北海道という地域を考えてみた場合に、北海道の道民に対して知らしめることがこの会計原則からいつでも当然のことだらうと思つわけですが、結局まともな答弁をされない。これでは本当の意味での真実性あるいは明瞭性というものは生まれないのではないか。

企業会計基準というのは、これはもちろん税理士説法ですが、複式簿記の流れをくむ会計原則でございますから、そういう意味で本当に市場を大切にして、それから会計原則を大切にするということをおっしゃるならば、やはり当然、実際にこういった分割償却をしたというようなことに対してもしかるべき説明がなければ、私は結局、本

当の意味での現在のシステムのゆがみを正していくことはできないのではないかと思いますが、その点がいかがでしようか。

○山口政府委員 仮定の話としまして、今後、こういった処理を金融機関がやつた場合、あるいは監査法人がそれを妥当だと言つた場合には、そういったことについて説明が求められれば説明をするといふふうに思つてあります。

○藤田(幸)委員 さらに申し上げるならば、この会計原則の基本的な流れの、あるいは基本的な哲学の基盤にはやはり国民の生命、自由及び幸せの追求、こういったことを保障するために政府というものがあるというが近代国家の理念だろうと思ひますけれども、そういう観点からいたしましても基本的な面でまともな答えをまだいただいていない。

大臣、これはせつかく今重要な金融システムの改革の時期に来ておりまますので、その点を国民のためにしっかりと開示をしていく。それから国民

の生命、自由及び幸せの追求、これは当然、財産といいますか富といふことも含まれるわけですが、本当にそういうことを念頭に置いた法律になつておるのか、あるいはそういう考えがあるのか、これは大臣御自身から御自身の言葉でお答えいただきたいと思います。

○松永国務大臣 今の北海道銀行の話ではなくして、今提案申し上げておる金融改革関連法案のことに対する質問だと思うので、それをお答えすればよろしくござりますか。

それは午前中もお答え申し上げたわけであります。が、國民の金融資産、これを有利に運用できるという選択肢を広げていく、消費者の立場からすれば、一方、事業を行う人の立場からすれば必要な資金を円滑に手に入れることができる。そういうことに対するために金融市場の自由な活動がなされるようなそういう仕組みをつくつていこうといふのが、この審議をお願いしておる法案の根本趣旨だというふうに思つております。

したがいまして、この関連法案が成立いたしましたというと、一般国民の側からいえば自分の持つたさん生まれてくる、企業活動をしている人の立場からすれば必要な資金の供給が円滑に行われるようになる、それを通じて我が國経済が発展していくようになる、それがこの御審議をお願いしております。

○藤田(幸)委員 そのことと、例えば今回の場合は、琉球銀行の場合にはほかに沖縄銀行等がござりますけれども、北海道の場合には拓殖銀行が御承知のような状態になつておるわけですか、本当に北海道の人々にとって、預金者であれ投資家であれ株主であれ、非常な不安な状態にあるわけです。そういう中でこういう状況でありますと、例えば健全な中小企業においても結局また貸し済りに遭つてしまふのではないかというような、むしろ不安を増長させることになりかねない。そういう状況に対してもどうお考えでしようか。

○松永国務大臣 ほんどの金融機関は株式会社であろうと思ひますから、まず第一に、株主に対する会社の内容を正確に報告をして、そして株主のチェックを受ける、最終的には株主総会で承認を得るという仕組みになつておるのだと思ひます。が、一般社会に対しましても、先ほども話が出でおりましたように、企業会計基準に基づいた事業内容等についての計算書をつくり、しかもそれについては監査法人の監査を受けた上でディスクローズをするというふうなことになるわけでありますから、その意味では投資家に対するディスクローズもなされる、こういうふうに私は思いました。

○山口政府委員 現在とりたててこうしたことがこの記事に関して起きているというふうには聞いておりませんが、一般的に、北海道で北拓が破綻したことによつて企業金融の方が不安が生じたということで、いろいろ政府系の金融機関等が本当に真剣になつて対応をしてくれました。他の金融機関も本当に努力をしていただいております。そういうことで、問題が解決されつつあるというふうに私は考えておる次第でございます。

○藤田(幸)委員 気がついてみましたら時間が余りありませんので、ちょっと過剰接待問題について最後に幾つか質問をしたいと思います。

四月二十七日に公表された報告書においても、それから三十日大蔵委員会理事会に提出された資料においても、だれか、どの銀行から、何のために、どのくらいの金額に相当する接待を受けたのかという具体的な内容が明らかにされておりません。こういった具体的な内容について詳細な報告を公表する必要があると思いますが、それについていかがでしようか。

る適正な情報を発信していくことがむしろ整合性を持つのじゃないかと思いますが、その点いかがでしようか。

○山口政府委員 銀行の方でそれを必要とすればおる金融資産を有利に運用できるという機会がござりますけれども、琉球銀行のときのように監査法人がそれを妥当だと言つた場合には、そういったことについて説明が求められれば説明をするといふふうに思つてあります。

○藤田(幸)委員 その御意見をよく聞いておりましても非常に不安をもたらしてしまつ。といふことは、そういうものに対してむしろそれを否定する、あるいはそういう見方、風説の流布ではありますけれども、そういうものを変え

○武藤政府委員

このたびの調査は、個々の職員につきまして、民間金融機関等との節度を超えた関係によって公務員としての信頼が損なわれていなかどうかということを調査いたしまして、問題のある者に対して厳正な処分を行うことを目的として行いました。

調査は過去五年間にさかのぼって行われましたけれども、資料や記憶等の制約から、過去にさかのぼるにつれまして一件一件の事実関係を正確に調べるということはなかなか困難でございます。

調査の主眼は、各人の調査期間中の行為全体を総合的に勘案して行き過ぎがあつたかどうかということを判断することに置かれたわけでございます。

金融機関側がどのような意図を持って会食等を行つたのかということにつきましては、私どもとしては、私どもと方があることについてございますので、公表は差し控えさせていただきたいというふうに考えます。

そういうことで、今回の調査結果につきましては、全体の姿がわかるような形で既に発表させていただきました。また、資料も当委員会に提出させていただいたところでございまして、詳細な報告書を公表するという必要があるとは考えておりません。

○藤田(幸)委員 全体的な姿はわかつてないと思ひます。全体的な姿がわかるためには、具体的な内容がわからなければ意味がない。

それから、今の御答弁の中で、相手方があることとその相手方の金融機関側の意図がわからぬといふならば、相手方の、つまり金融機関側の過剰接待に対する報告を受ける。そうでなければ全體がわからぬといふならば、これは金融機関の側から報告書を提出せなければ全体がわからぬいじやないです。どうですか。金融機関の方

から具体的な調査をするなり、つまり、これは出

す側ともう側があるわけですから、出す側からの意図とか目的とかを聞かなければ調査が全体的に把握できたとは言えないのじゃないですか。

○武藤政府委員

金融機関との関係でございます

けれども、三月の下旬以降、省内の調査を補完す

るという観点から、金融服務監査官室の者が金融

機関に出向きましたとして担当者に面談いたしました。

また、必要によつては補足的に追加の問い合わせを行つたわけでございます。これは強制的なものではなく、任意のものとして先方の協力を得て行つるものでございますので、資料の有無等によりまして回答内容に若干の違いはありましたけれども、私どもとしては御協力いただけたといふふうに思つております。

そういう意味で、金融機関側から報告書を提出させる必要があるというふうには考えておりま

せ、照会なども行うなど、事実関係についての問

い合わせを行つたわけでございます。

それで、照会なども行うなど、事実関係についての問

い合わせを行つたわけでございます。

○藤田(幸)委員 先ほど来のお話で、総合的に判断をして妥当な報告ができたと。だれがどういう観点から総合的に判断をしているのでしょうか。

○武藤政府委員 私どもの事実の把握のための調査をする一方で、その事実に基づく判断の基準を

どのようにしておらぬかといつておられます。

○藤田(幸)委員 大臣は、弁護士で検事もされた

方ですからおわかりと思いますが、こういった事柄については目的といいますか動機、モチベーションが重要だらうと思うのです。つまり、出

側が、地位にかかわらずこの人は実際行政を仕

切つていると思ったならば接待をするわけであり

ますし、あるいはこの人はやがて出世するというふうに見られているというのであるならばこの人

を何回も接待しようと思つたわけでございます。

今お聞きした判断基準というのはあくまでも時系列の大蔵省側の判断でございまして、出す側にしま

すと、その大蔵省の内部の倫理規程云々とは別

に、この人を接待することによってどういう利益

還元が自分たちの金融機関の方に返つてくるかで

判断をするわけですから、その接待をした側がら

きつり情報を収集をして、あるいは審査をして、そしてどういう目的、意図でどの人にどうい

う接待をしたのかといふことを聞かなければ全然意味がない。

○松永国務大臣 まず一つの基準は、平成八年十一月に倫理規程というものが定められて、全職員にそれは通知されております。したがつて、平成八年十二月以降のものについては重く見る。もう

断基準よりも、実際はどういう目的でどういう意

味がない。

そこでまた、延々とやるわけにいきませんか

ら、春には行うというふうに約束した関係上、し

かも対象人員は当初の五百五十名が千名近くに

図でだれにどういうふうな接待をしたかというこ

とを調べなければ全貌が明らかにならない。これ

は弁護士、検事をされた大蔵大臣、一番よくおわかりと思いますので、したがつて、これは金

融機関側の方からより詳細な調査をする、あるいは

はインタビューをするということが重要なんではないでしょうか。それでなければ本当の意味での整合性のある調査と言えないのではないでしようか。

○松永国務大臣 今委員の御指摘になつた事柄は、強制捜査権を持つた専門的な捜査当局ならそれがやれるのです。あるいは、それをやる責任がある役所は捜査機関なんです。大蔵省の内部調査といふのは、職員に対しては、任命権者でありますから、強制とまでは言わなくともある程度、任命権者あるいはそれにかわる者という立場でいろいろな話を聞くことができます。しかし、第三者に対しては、あくまでも任意に我々の調査についての協力を願うするという立場なんですよ。しかも、その場合には、先ほど官房長も言いましたけれども、外部に公表するということじゃなくして、我々の方で内部調査をした結果に基づいて、その正しさを確認する意味での協力をいただいた、そういうことでありますので、強制捜査権を持った捜査局が事情聴取をすると、そういう立場での調査はできないのです。

したがいまして、委員のおっしゃつたような事柄までは、これは任意調査という立場である以上、我々の調査の及ぶ範囲ではないわけなんですね。しかも、いろいろな資料はほとんどがもうそのままの金融機関等にはないのです。当局が押収して持つていておるわけなんです。したがつて、これ以上の内部にわたつたような、接待の趣旨、そういう事柄等については専門機関の調査にまつしかないというのが実情なんです。その点は御理解願いたいと思います。

そこでまた、延々とやるわけにいきませんか

ら、春には行うというふうに約束した関係上、し

かも対象人員は当初の五百五十名が千名近くに

なつたわけがありますので、大変な苦労でもあります。調査の目的ということが、大蔵省の職員で公務員倫理に反する行いをした者がいるかどうか、どの程度であったかということを把握をして、それに基づく厳正な処分をするという調査目的であつたわけありますから、その調査目的から処分をするのに必要な資料はますます把握できた、こう思つて最終的には処分を決めたということです。

○鷹田(幸)委員 時間が参りましたので質問を終わらせていただきますが、一言、形式論ですと今大臣おっしゃったことだらうと思いますけれども、本当に大蔵省がこれから改革を進めるならば、やはり実際に金融機関側が、例えば大蔵省のこういうシステムあるいはこういう人事制度のあり方があるので実は我々も衝動に駆られてこういう接待をしたのだ、そういう具体的なことについて意見を聞かれることが、これから人事体系とかあるいは大蔵省の職員の方々の活動に対しても一番私は参考になると思うのです。つまり、検事の方にお答えをする場合には処分に対する答えですから、むしろ、実際に金融機関の方々がどういうモチベーションで接待をされたかということについて意見を聞かれるということが今後の教訓に生かされるのではないかということを申し上げまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○松永国務大臣 委員の御意見はよく承りました。件についてお詫びいたします。各案審査のため、本日、参考人として日本銀行副総裁山口泰君の出席を求め、意見を聴取いたしました。そのように決しました。

○井奥委員長代理 質疑を続行いたします。河合正智君。

本日は、日本銀行から山口副総裁にお越しいただいております。

冒頭、鴨志田理事の御冥福を心からお祈り申し上げて、質間に入らせていただきたいと存じます。

私は、実は議題となつておりますこの法案につきまして、衆議院の本会議で御質問いたしました。その折、改正日銀法によりまして日銀總裁の御出席もいただいてぜひとも答弁をいただきたいと申し入れいたしましたけれども、国会の条件がまだ整備されていないという条件の中でそれがかないませんでした。

したがいまして、そのときは大蔵大臣は總理大臣とともに御答弁いただいたおりまして、本日は日本銀行の立場からこの問題について主としてお答えをいただきたいと存じます。

まず、この法案、金融ビッグバンは、御案内のよう、ただいま各同僚委員から御質問も多数ございましたように、不良債権の問題と同時に進行しなければいけない、しかも日本がかつて経験したことのない不況、いわゆる複合不況の中でこれがさられるのではないかということを申し上げまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○松永国務大臣 委員の御意見はよく承りました。

○井奥委員長代理 この際、参考人出頭要求に関する件についてお詫びいたします。各案審査のため、本日、参考人として日本銀行副総裁山口泰君の出席を求め、意見を聴取いたしましたが、御異議ございませんか。

○井奥委員長代理 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

よりまして恐らく国内から資本の流出現象が起きていくであろう。そのときに、国内金融市场としてはタイトになりまして、これが金利の上昇しかしこれは、不良債権、そしてゼネコンの債務保証といった問題を抱えている日本にとりまして、金利の上昇現象というのは現況では金融システムの不安定化をもたらすのではないかと思いますけれども、その辺の金利上昇圧力についてどのように日本銀行としては認識されておいでなかか、また、大蔵省としては金融システム不安に対するような対策をお考えなのか、ます最初にお聞きしたいと存じます。

まだ整備されていないという条件の中でそれがかないませんでした。その折、改正日銀法によりまして日銀總裁の御出席もいただいてぜひとも答弁をいただきたいと申し入れいたしましたけれども、国会の条件がまだ整備されていないという条件の中でそれがかないませんでした。

したがいまして、そのときは大蔵大臣は總理大臣とともに御答弁いただいたおりまして、本日は日本銀行の立場からこの問題について主としてお答えをいただきたいと存じます。

まず、この法案、金融ビッグバンは、御案内のよう、ただいま各同僚委員から御質問も多数ございましたように、不良債権の問題と同時に進行しなければいけない、しかも日本がかつて経験したことのない不況、いわゆる複合不況の中でこれがさられるのではないかということを申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

実際にどういうことが起きているかということを、例えば国際収支統計などで当たつてみますと、先ず御案内とのおりと存じますけれども、例えば海外にどつと流出するというようなことはむしろ逆に、日本に向かつて少しお金が戻ってきていました。これが一番海外と日本の金利に敏感に動く投資でございますけれども、ここ半年間でこれは海外にどつと流出するというようなことはむしろ逆に、日本に向かつて少しお金が戻ってきていました。この外為法の改正、これは恐らく間接金融に依存してきました日本の金融システム、これが金融の自由化以来、プラザ合意を経てバブルの発生と崩壊、その過程から生じました

てなされました。この外為法の改正、これは恐らく間接金融に依存してきました日本の金融システム、これが金融の自由化以来、プラザ合意を経てバブルの発生と崩壊、その過程から生じました。この外為法の改正、これは恐らく間接金融に依存してきました日本の金融システムといふのが不良債権、こういう問題を抱えまして、間接金融を中心としました日本の金融システムといふのがいけないというトータルナーとして外為法が改正されました。

したがいまして、今後、この四月から起きていることによるリスク、為替リスクではないかと思います。したがいまして、内外の金利差が

大きいということだけで大きな資本の流出が起ります。そういうものでは必ずしもないというふうに考えております。

実際、今御質問い合わせました、金利に対しても、何の影響が出ているかというところを見てみると、例えば我が國の国債の利回り、これはいわゆる指標銘柄というもので見ておりますけれども、三月の末ぐらいには大体一・六%弱ぐらいの水準でございましたけれども、外為法の改正が行われましたこの四月以降、じりじりともしろ低下しております。ごく直近のところでは一・四%台というふうになつてきておりまして、金利の上昇圧力というのも幸い国内では生じております。

○山口政府委員 金融のシステム不安についてどういう対応をするのかというお尋ねでございましたが、ことしの年初早々から金融二法を御審議賜りまして、その際、しばしば申し上げたことでございますけれども、これだけ発達した我が国においても金融システム不安というものが起るのだと聞いて、金融システム不安とおこるのだとおこるのことを十分自覚しまして、そうした預金者であるはマーケットあるいは企業経営者等にすぐみ現象が起きないようにできるだけの備えをさせていただくということをお願いしたわけでございま

す。

御理解を得まして、金融二法、すなわち預金者の保護に万全を期すということとそれから自己資本比率等の対策をやらせていただくとということです。

で、何とか今はそういう不安もなくなっているわけですが、なぜございませんけれども、絶えず私どもとしてはそういうものに対する備えというのを十分にやつしていくということを心してまいりたいと考えております。

○河合委員 それでは、本題に移らせていただきます。

昨年の十二月一日の衆議院予算委員会におきまつ宮澤元首相の質問でござります。繰り返しになりますけれども、十一月、三洋証券、北海道拓殖銀行、山一証券、徳陽シティ銀行の破綻が起きておりました。この状況の中での貸し済りについ

て、宮澤元総理は、資産不況が根本にある、したがつてB.I.S.8%と貸し済り現象は一体であると、いう認識を示されておるところでございます。私はきょう本題として質問申し上げたいのは、宮澤元総理がおっしゃつたもう一つの貸し済り、これは日銀が貸し済っていたのではないかという論点についてお伺いさせていただきたいと思います。

宮澤元総理の質問でござります。「三洋証券の倒産のときでございますけれども、普通、毎日、金融機関はインターネットの金をやつたりとつたりする、コールのようなものでございますけれども、三洋証券の最後の瞬間といふのは、実はコールの一部にデフォルトが起つた、債務不履行になつた」「これがありましたから、その後どこかの金融機関が危ないということになると、コールがとれない、コールを出さない。こういうことはかつてなかつたことであります、いわば患者から突然酸素マスクを取つてしまふようなことでござりますから」とん死する、サドンデスになるという現実があつたと指摘されました。

結局、三洋証券の場合は、日銀によるコール市場への流動性の適切な供給が、最後の貸し手となつて流動性を供給する日銀によって息の根を止められた。それをサドンデスという言葉を使って宮澤元総理は表現されておりますけれども、これに対しまして、当時の三塚大蔵大臣は、患者から突然酸素マスクを取つてしまつたということについて、宮澤元総理に全く反論されておりません。それのみならず、このように申されております。三塚大蔵大臣の答弁です。日銀総裁ともこの辺のところは十分に相談させていただきました、日本銀行により十分な流動性を市場に提供するということでインターネット取引の安全を確保するといふに答弁されております。

山口副総裁は、この四つの大型金融機関の倒産は日銀の貸し済りによるものだという御認識でござりますか、質問させていただきます。

○山口参考人 お答え申し上げます。  
まず、昨年十一月の初めに起きました三洋証券の経営破綻についてでございますけれども、これは、申し上げるまでもなく、三洋証券という会社が大幅赤字を継続してまいりたことに加えまして、同社の関連ノンバンク向けの債権が不良化いたしましたことから、これ以上経営改善計画を引き続き遂行するということはや困難であるという判断に達しまして、そういう判断に基づきまして、会社更生法の適用申請というのが裁判所で認められましたので、その後は裁判所の御判断、保全処分というものに従つて物事が進行したというふうに思います。そういう保全処分の中におきまして、三洋証券が以前に調達しておりますごく少額のインターネット資金の取引におきまして御指摘の債務不履行が生じたということではないかと存じます。

当時、日本銀行が金融市场に対しまして流動性の供給を絞つた、貸し済つたというようなことは全く事実ではございませんで、今申し上げましたとおり、三洋証券による少額のインターネット資金の債務不履行は、やはり会社更生法の適用を申請し、それが認められた結果として生じたことでござります。日本銀行の流動性供給姿勢というものはこれは関連しております。そのように理解しております。

○河合委員 これは、問い合わせをもつて問い合わせておられます。なぜかと私は思います。事実をお述べになつただけでございまして、私はその原因をお聞きしているわけでございます。

○河合委員 これは、問い合わせをして聞いておられるのか、ちよつとうまくのみ込めないであります。しかし、率直に申し上げまして、日本銀行のどういう方針あるいは政策を具体的に指摘しました。しかし、率直に申し上げまして、日本銀行のどういう方針あるいは政策を具体的に指摘しておられるのか、ちよつとうまくのみ込めないであります。

財政につきましては、これは政府及び国会の御決定になる事柄でございまして、日本銀行がこれによつて直接政策なりあるいは資金供給の方針なりを変更するとか、あるいは直接影響をこうむるというようなことは全くございませんでした。当然、財政政策の大きな動きといふものは経済全体に対し影響を与える筋道でござりますので、日本銀行といつしましては、経済全体の動きを踏まえてベストと思われる政策の選択をしてきております。

○河合委員 私も、中央銀行というのはぜひともそういう毅然とした独立性を内外に向かつて堅持されなくてはいけないと思います。それは改正日銀法の立場でもござりますけれども、從来はそうではなかつたことが指摘されております。これは

は思います。必ず僕はこの問題は検証されると確信いたしております。

それでお伺いさせていただきます。

それに京都大学の名誉教授である宮崎義一先生は、それまで準備預金制度によつて、インターネット市場の資金需給の調節は日銀によつて適切なコール市場への流動性が確保してきたことによつてかつては倒産しませんでした。しかし、ここで三洋証券のような事態が、今副総裁のおしゃつたように、会社更生法による保全処分によつてインターネット市場で債務不履行が起きたのだという事実はそのとおりかもしれません。その原因として、宮崎義一先生は、これは政府が財政構造改革法をこの月に通したことによつて、日銀が敏感にそれを反応してこういうことになつたのではないかと指摘されておりますが、いかがでござりますか。

○山口参考人 私も先生の御指摘に触発されましたので、宮崎先生がお書きになつていることも、その部分だけござりますけれども、読ませていただきました。しかし、率直に申し上げまして、日本銀行のどういう方針あるいは政策を具体的に指摘しておられるのか、ちよつとうまくのみ込めないでござります。

○山口参考人 私も先生の御指摘に触発されましたので、宮崎先生がお書きになつていることも、その部分だけござりますけれども、読ませていただきました。しかし、率直に申し上げまして、日本銀行のどういう方針あるいは政策を具体的に指摘しておられるのか、ちよつとうまくのみ込めないでござります。

○河合委員 これは、問い合わせをして聞いておられるのか、ちよつとうまくのみ込めないであります。しかし、率直に申し上げまして、日々の日本銀行のオペレーションにおきまして潤沢な流动性を供給するということを心がけたつもりでござります。

そのため何をしたかと申しますと、日々の日本銀行の手段別の数字は、私は今手元にちよつとございませんけれども、当時私どもが懸命に心がけておりましたのは、あらゆる手段を動員して金融市場に潤沢な流動性を供給するということでございました。その中には、以前から続いておりました無担保の融資、いわゆる特融というようなものも含まれております。とにかく、資金の需給関係が信用不安によってこれ以上逼迫しないようになります。

○河合委員 ただいまの副総裁の御答弁で、私は、半分ぐらい非常に納得できる部分がござります。実は、ここで大きな政策転換が國られた形跡を今、日銀の立場でお述べになつたのではない

と思います。

○河合委員 といふことは、それまでは日本の金融市场に

おきました。預金者保護という観点からの議論はございましたけれども、金融機関全体をシステムとして保全していくという考え方ではなかったと思われます。ただ、たまたま今副総裁は四つの破綻によりまして金融・資本市場における極度の不安を静めるという判断に立たれたということは、これはまさに預金者保護に優先して金融システムそのものを保全するという立場に立たれたということでございまして、これで私は十二月一日の宮澤元首相の質問と、それから三塚大蔵大臣の答弁といふのは非常に合点がいきました。宮澤元総理という方でなければ恐らくこの役回りは演じられなかつたら大きな舞台回しをこの予算委員会でされたのではないかと私は常常思っておりましたけれども、今の副総裁の御答弁といふのは、その日銀としての立場をお述べになつた中にそれがあらわれているのではないかと私は受けとめさせていただきました。

さて、そもそも私が本日テーマとしております金融ビッグバンと不良債権の同時処理といふこの問題につきましては、なぜ日本の国でバブルが発生して、なぜそれが破綻して、なぜ日銀のこういう超低金利政策が続いたかということにつきまして、私は橋本総理に御質問いたしました。

一九八四年六月、円転換規制の撤廃という金融自由化が行われた。当時、財政赤字と貿易赤字という双子の赤字を抱えていたアメリカに対し、日本は五百六十億ドルの貿易黒字を計上、日米貿易摩擦解消という切実な状況にあった日本は、一九八五年九月二十二日、プラザ合意に加わった。中曾根総理大臣、竹下大蔵大臣による時代でござります。

ところが、この合意には、実は為替市場への介入と同時に、政策協調の合意もなされていました。それが内需拡大要求となり、具体的には、宮澤當時大蔵大臣に対するカウンターパートナーであつたペークー財務長官からの円高圧力をとこととした減税と公共投資と公定歩合下げの強い要求となつた。これに対して、早急になし得るものとして當

て引き続いて二・五%という公定歩合の下げがバブルに点火し、金は有利な投資先、土地、株を求めてあふれていました。

ここに日本のバブルの発生の原因があるというふうに私はお伺いして、さらに、金融引き締めによってバブル経済を崩壊させた政治責任も含め、自民党歴代内閣の政治責任について橋本総理に伺つたところでございます。

これに対しまして、私は意外でございましたけれども、総理はこのように答弁されました。「その後振り返つてみて、実体経済への影響について的確な認識が不十分であったという御指摘を受けなければならぬと思います」と、實に率直な答弁をされましたので、かえつて私は驚いたくらいでございました。

この総理の認識も含めて、大臣、また日銀の副総裁につきましては、金利の切り下げ圧力を受けざるを得なかつた事情について、私がただいま概略申し上げた認識と一致していらっしゃるか、もしくは異なるつておいでか、大臣と副総裁からお伺いさせていただきたいと思います。

○松永國務大臣 当時、委員が今御指摘になります。そのとき我が国の物価は大変安定基調を維持しております。物価安定のもとで、国際收支の面では先生御指摘のとおり大幅な経常黒字の是正を迫られるとか、あるいはそれ以上の円高は何としても避けたいというような大きな政策課題がございました。

当時の日銀の金融政策運営というのも、そういう客観的な環境の中でぎりぎりの政策の選択を行つた形で、金融緩和を八九年の五月まで続けていたわけでございます。結果といたしまして、私どもも、長期にわたる金融緩和がバブル発生の一つの原因であったということは否定できません。ただ、そこに至る政策運営は、日本銀行みずからの方からこの貿易黒字の縮小に向けての要請が出されておつたという事実関係、それは私は記憶にあります。

しかし、その後とられた措置等については、我々の先輩のなさつた措置でありますから、私がこの立場いろいろ論評することは差し控えさせていただきたいというふうに思います。

○山口参考人 お尋ねの趣旨は、いわゆるプラザ合意といふ八五年九月の国際的な合意の後、日本銀行の政策金利が何回かにわたつて引き下げられたわけでございますけれども、その引き下げの中でも何らかの圧力があつたのかどうかというようないますけれども、非常に正しい判断なのではないかなどうかというようないます。

しかし、冒頭申し上げましたように、このビッグバンを契機に、日本銀行はまさに中央銀行とし

ての独立性を、先ほど独自の判断とおっしゃいましたけれども、内外ともに独立性を確保していたかと思います。そこで国際的なインバーンク市場での資金調達難ということがどういう判断だったのかということになるわけでも、政策運営につきましては日本銀行みずからどのように決まりでござります。

そこで御答弁させていただいてまいりましたけれども、何度か御答弁させていただいてまいりましたけれども、何度か御答弁させていただけだと思います。それに対しまして、日本銀行はお伺いして、さらに、金融引き締めによってバブル経済を崩壊させた政治責任も含め、自民党歴代内閣の政治責任について橋本総理に伺つたところでございます。

これに対しまして、私は意外でございましたけれども、総理はこのように答弁されました。「その後振り返つてみて、実体経済への影響について的確な認識が不十分であったという御指摘は受けなければならぬと思います」と、實に率直な答弁をされましたので、かえつて私は驚いたくらいでございました。

この総理の認識も含めて、大臣、また日銀の副総裁につきましては、金利の切り下げ圧力を受けざるを得なかつた事情について、私がただいま概略申し上げた認識と一致していらっしゃるか、もしくは異なるつておいでか、大臣と副総裁からお伺いさせていただきたいと思います。

○松永國務大臣 当時、委員が今御指摘になります。そのとき我が国の物価は大変安定基調を維持しております。物価安定のもとで、国際收支の面では先生御指摘のとおり大幅な経常黒字の是正を迫られるとか、あるいはそれ以上の円高は何としても避けたいというような大きな政策課題がございました。

当時の日銀の金融政策運営というのも、そういう客観的な環境の中でぎりぎりの政策の選択を行つた形で、金融緩和を八九年の五月まで続けていたわけでございます。結果といたしまして、私どもも、長期にわたる金融緩和がバブル発生の一つの原因であったということは否定できません。ただ、そこに至る政策運営は、日本銀行みずからの方からこの貿易黒字の縮小に向けての要請が出されておつたという事実関係、それは私は記憶にあります。

しかし、その後とられた措置等については、

我々の先輩のなさつた措置でありますから、私がこの立場いろいろ論評することは差し控えさせていただきたいというふうに思います。

○山口参考人 お尋ねの趣旨は、いわゆるプラザ合意といふ八五年九月の国際的な合意の後、日本

銀行の政策金利が何回かにわたつて引き下げられたわけでございますけれども、その引き下げの中でも何らかの圧力があつたのかどうかというようないますけれども、非常に正しい判断なのではないかなどうかというようないます。

しかし、冒頭申し上げましたように、このビッグバンを契機に、日本銀行はまさに中央銀行とし

私が申し上げました認識につきまして、山口副総裁の御認識はいかがでございますか。○・五%に金利を下げる金融政策がきかなかつたこと、それからジャパン・プレミアムによる資金調達難に対し大量の円資金を供給して、それは十七兆円に上ったこと、この二点についての認識でござりますが、いかがでしょうか。

〔委員長退席、坂井委員長代理着席〕

○山口参考人 九五年九月の公定歩合の引き下げにつきましては、当時私も事務方の一人として若干のお手伝いをいたしましたけれども、当時の日本銀行の判断は、国内の経済が相当弱くなりつつある、その背景といたしましては、まだバブルの後遺症を引きずっているということのほかに、この年の初めから春にかけて一ドル八十五円になんなんとする非常に急激な円高が起りまして、そのことのデフレ的な影響もあらわれつづつありました、こういうふうに考えておりました。

そういう状態を放置いたしますと、やがては物価がさらに下落していく、本物のデフレ的な状況に突っ込むという可能性がないではないというふうに考えまして、そのような危険な動きに対しまして未然に手を打ちたいというふうに考えました。そのことの政策的な意思表明がこの公定歩合を○・五%に下げるという決断となつたというふうに記憶しております。

ただいま御指摘の、そのときジャパン・プレミアムを抑えるために金利を下げ、大量の資金を供給するという判断が働いたのではないかという御指摘につきましては、私どもの判断のよりどころは、主として、ただいま申し上げました、国内経済が弱くなりつつある、それが物価が安定傾向を通り越して下落を始めかねないというそことの心配にございました。

その政策が経済に対してどのような効果、影響を持ったのかといふ点でござりますけれども、先ほど御指摘のとおり、経済活動は九六年の初めころから上向き始めました。それにつきましては、財政面からのサポートによるところが大きかった

と存じますけれども、金利を思い切つて下げました結果、例えば株価が多少とも回復を見せました。また、一ドル八十五円まで突っ込んでしまいました。した円・ドル相場も、いわゆる円高修正ということが定着するような動きになつてしまいまして、為替市場 株式市場両面から景気の回復をサポートするような動きになつていったと思います。そういう金融・資本市場あるいは資産の市場の動きを金利面から非常に强力にてこ入れするという効果をこのときの政策は持つたのではないかと、どうふうに考えております。

○河合委員 貴重な分析と御判断をお聞かせいたしました。ありがとうございます。

ただ、その結果、国内は株価がやや上昇し、円高にストップがかかつたという効果は確かに副総裁のおっしゃったとおりでござりますけれども、実はこのことがアジアの金融危機の遠因になつていったのではないか。また、アメリカの株式市場の株高テンポが急上昇したのではないか。

それは、ただいま私が申し上げました本支店間のネットベースの資金移動が十七兆円、これは一ドル九十五円で換算しますと九百億ドル、これをグローバルベースに直しますと二百十二兆円、約二兆ドル、これが全世界に向かっての流動性拡大効果が計算されるわけでございます。たまたま、近年、金融派生商品であるデリバティブ取引を介在したヘッジファンドでは二十五倍ものレバレッジ効果があつたというふうにも言われております。そのことによりましてアメリカでは九五年から九七年の秋にかけて年平均三七%という株価上昇テンボに入つてございましたし、アジアではまた流動性が過剰になりました。そして、それは結局アメリカの財務省証券に還流されていてアジアのバブルを引き起こしたのではないかと言われております。

この点につきましては、ただいまは副総裁、国内の状況について御答弁いたしましたけれども、それが國際金融市場、また経済に与えた影響についてどのように認識されているのか、お伺いさせていただきます。

○山口参考人 日本も経済的な大国でござりますから、我が国の金利もある程度国際的な影響を持つことは当然のことだと存じます。その上で、ただいま御質問の二点について簡単にコメントを申し上げたいと存じます。

第一点は、日本の低金利がアメリカの株価のバブルをもたらしているのではないか、あるいはその一つの原因ではないかという見方でございまして、これは、そのような見方を私もかねてから随分耳にしているところでございます。

ただ、日本の金利がアメリカの株価に大きな影響を及ぼすためには、例えば日本の金利がアメリカの長期金利を大きく引き下げる影響を持つて、それがアメリカの株価を押し上げるとか、あるいは日本からアメリカの株式市場に直接大きな金が流れ込むとか、そういうことが起きる必要があると存じます。私どもがいろいろなデータをチエックする限り、そのようなことは必ずしも観測されております。

日本の金利とアメリカの金利が同じ方向に動く場合もございますが、全く別々の動きをしている場合もございまして、アメリカの金利は長いトレンドで見ますと確かにじりじりと下がつてきておりますが、これはアメリカの中で財政赤字がほとんど姿を消しつつあるとか、あるいはアメリカの物価も非常に落ちついているとか、そういうアメリカの内部の事情によつてかなりの程度説明可能だと存じます。

第二点のアジアに対する影響というのも同様でございまして、日本の金融緩和がアジア諸国に非常に大量の資本の流入を促しまして、それでアジアのバブルが発生したというような見方も全くないでございます。ただ、冒頭外為法改正の影響いかんといふところで申し上げましたように、日本の中からアジア諸国も含めまして外に向けてお金が大量に流れ出すためには、やはりそこそこができない部分でございまして、基本的に金融機関の経営上、もはや全く不安がない、信託の問題がないというところまでたどり着きました。そこが大きな規模で残念ながら出てまいりましたけれども、国内においてそういうプレミアムが発生するということがございますし、それが事実、昨年の十一月末からことしに入りましたが、かなり大きな規模で残念ながら出てまいりました。そういう部分というのは、日本銀行の潤沢な流動性供給だけによりましてはなかなか抑え込むことができない部分でございまして、基本的に金利の経営上、もはや全く不安がない、信託の問題がないといふところまでたどり着きました。そこが大きな規模で残念ながら出てまいりましたけれども、それは、そういう認識のもとに潤沢な流動性供給方針を現在も続けておりまして、幸いこの

三月、四月、五月というふうに時間がたつにつれて、申し上げましたような信用面でのある種の懸念に基づく金利の上乗せ分というのも、着実に、じりじりと低下、縮小してきております。何とかこういう傾向を定着させたいというふうに考えております。

○河合委員 これは、日銀副総裁に対しましては最後の質問になるかと思いますけれども、これだけの長期間の金融緩和政策を打ち続けてきた上で、この信用収縮というのは、もしかしたらこれは世界同時なのかもしませんけれども、日本はデフレに既に突入している、デフレスパイアルに入ったという認識はお持ちでございますか。

○山口参考人 ただいまの御質問は、経済全体についての日本銀行の判断いかんということではないかと存じますが、デフレスパイアル、本物のデフレスパイアルということになりますと、物価がかなり大幅に下落するだけではなくて、それが、例えば賃金の切り下げでありますとか企業収益の大幅な落ち込みでありますとかそういうことになり、それが次の局面でまた個人消費や企業のなり、それが次の局面でまた個人消費や企業の投資を大幅に落ち込ませるというふうにして次々と悪循環が生まれていく、こういうプロセスを指すのではないかと存じます。

現在、私どもは、そういうような局面に日本経済が入ってしまったというふうには考えておりません。

○河合委員 それでは、ここで大蔵大臣にお伺いさせていただきます。

先ほど私が申し上げましたように、日本の金融の自由化以後の歴史を駆け足で今概括したわけでござりますけれども、その中における超低金利政策、これは一つは、本来、金利政策がきかないときには財政政策で景気対策を行なうというセオリーがあると思うのですけれども、そこで余りにも早く低金利政策を打ったがために、政府として残された景気対策というのは赤字公債発行による公共事業しか道はないという点に追い込まれたのではないかという点ですね。まず、この点についてお

伺ひさせていただきます。

○松永国務大臣 お答えいたします。

まず、公定歩合の操作等金融政策は日本銀行の所管事項でありますので、私からあれこれ申すことは差し控えさせていただきますが、いずれにせよ、日本銀行においては適切な対応をしてこられたというふうに私は思っております。

○河合委員 質問とちょっと違う角度でお答えになつたと思いますけれども、では、もう一つ、形を変えまして御質問させていただきます。

住専法が九六年六月に成立しました。それ以後、私の部屋にも大蔵省の皆さんのが、住専の法律が成立した翌日だったと僕ははっきりと覚えてるんですけども、日本の国のいわゆる財政赤字、この数字について御説明にいらっしゃいまして。住専法を審議している間にこの話をしますと、住専法そのものが通らなくなってしまうのですが、成立した翌日に説明に来られたというのには、大蔵省というのはさすがだなと思いました。しかし、この時点から累積財政路線というものを大蔵省というのは既にスタートさせてきたんだなと、今になって思うと私は私の体験として思いました。それでございますけれども、そのきわめつきが昨年の財革法ですね。

大臣はこの委員会でも、この法律については最良のものだと思っておりますというふうに御答弁され続けてこられましたけれども、今私が質問した中でも、金融政策がきかないときは財政政策で景気浮揚を図る以外にない。それなのにこの財革法を強硬に成立させてしまった。これはもつと言えば、金融政策がきかない今こそ減税と公共事業と、これはどちらかという議論はありますけれども、せざるを得ないのに財革法の網をかぶせてしまった。これが政策不況のきわめつきだと私は思つておりますけれども、大臣、予算は成立しまつた。その後の、現在の立場でこの財革法についてどのようにお考えですか。

○松永国務大臣 九六年の財政運営、そして九七年、すなわち昨年の秋深まつてからの財革法の成

立であったわけであります。その当時の財政担当大臣の政策についての批評めいたことを言つことは、私は差し控えさせていただきたいというふうに思つてあります。

しかし、後世代の人々に多額の負債を残すということはよくない。したがって、財政構造改革をやつて赤字の縮小に向けて努力をしていくこゝに急速に高齢化社会に入つていくことを考えればなおさらのことであるという考え方、やらざるを得ない施策だというふうに私は思うわけですが、ただ、そちらの方にのみウエートを置くといふと、厳しい経済、景気状況にある我が国の現状を打開することはできない。したがつて、景気の動向を踏まえて適宜適切な景気対策を打つていかなければならぬということであろうかと思つております。

○河合委員 私なりにちょっと整理させていただきますと、財革法の目指す方向は正しいけれども、景気対策を適時適切に打つていけるようにもしろ改革しなければいけないと、この御認識と受け取つてよろしいですか。（松永国務大臣「そうです」と呼ぶ）わかりました。

以上、一時間にわたつて大臣それから日銀副総裁に、金利政策と財政政策について私なりに質問をさせていただいたところでございますけれども、結論から申し上げますと、中谷教授の指摘がまさに正しく私は思えますように、金融と財政というものは、アメリカのように制度的にきちつと分離して、アメリカのようなグローバルスタンダードにこの金融ビッグバンを通じてシステム的に改革していくといふのであれば、金融政策、財政政策そのものもシステム的に分離して運営すべきであるというふうに私は考えますけれども、これは、まず副総裁にお伺いしまして、最後に大臣にお伺いさせていただきたいと思います。

○坂井委員長代理 次に、石井啓一君。

○石井（啓）委員 平和・改革の石井啓一でござります。

きょうは大きなテーマで、金融の検査に関する質問、それから、これまで本日の質疑でございましたが、投資者保護、利用者保護、大きくこの二つの分野の質問を用意しておりますが、まず投資者保護の方から先に質問をさせていただきまして、時間がありますれば検査の方に質問を移りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、いわゆる金融サービス法についてございますが、昨年の六月十三日付の証券取引審議会

先ほど来、先生からもそのような精神でしっかりとやるようとに、この御激励をいたいたとあります。

○松永国務大臣 今副総裁からの話もありましたように、この四月一日から新日銀法が施行になりました。この新日銀法で日本銀行の独立性が強化をされたわけでありまして、金融政策の決定については政策委員会で決定をなさるわけであります。政府の方は、意見を述べることはできるけれども、日本銀行は適切な金融政策を行われるもの、そういうふうに承知いたしております。

ともに加わることはできないというふうに日本銀行の独立性が保障されました。この新日銀法の精神に基づいて日本銀行は適切な金融政策を行われるもの、そういうふうに承知いたしております。

○河合委員 最後でござります。重ねて大臣に、一言で結構でございますが、金融と財政というのは分離すべきであるという命題についてはどのようにお考えでしょうか、それを質問させていただきますして、終わらたいと思います。

○松永国務大臣 先ほども申し上げましたように、金融政策、これは日本銀行の所管事項であり、先ほど申し上げましたような独立性を持つた金融政策を決定して適時適切に運用されることを期待をしておるわけであります。

○河合委員 時間でござります。終わります。ありがとうございました。

○坂井委員長代理 次に、石井啓一君。

きょうは大きなテーマで、金融の検査に関する質問、それから、これまで本日の質疑でございましたが、投資者保護、利用者保護、大きくこの二つの分野の質問を用意しておりますが、まず投資者保護の方から先に質問をさせていただきまして、時間がありますれば検査の方に質問を移りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、いわゆる金融サービス法についてございますが、昨年の六月十三日付の証券取引審議会

の報告書を拝見いたしますと、「金融サービス法等の検討」につきましては、

今後、金融システムの全般的な改革において仲介者や投資商品・サービスの多様化が進んでいく中で、市場性の低い商品まで含め、様々な投資

資商品と金融サービスについてどのような投資家保護を図つていくべきかについての検討が必要となる。こうした観点からは、現在証券取引法の枠外にある投資商品と金融サービスをもカバーし得るよう、すべての市場参加者に横断的なルールを適用する新たな立法（いわゆる金融サービス法）等も視野に入れた検討が行われるべきである。

こういう報告書がございます。

ささらに、同じく金融制度調査会の答申を読みますと、これは同様のあれでございますけれども、金融システム改革の今後の進展の中で、多様な金融商品の登場、金融機関のリスク管理の確立、自己責任原則の浸透等の状況を見極めながら、従来のいわゆる業法中心の縦割りの枠組みを見直し、利用者の視点に立って、規制に係る負担の軽減にも配慮しつつ、市場参加者に共通に適用される横断的なルールを確立することが必要になってくると考えられる。

本件についての今後の議論の進め方としては、直ちに検討を進めるべきであるとする意見と、より中期的な課題として検討していくべきであるとする意見とがござれたところであるが、いずれにせよ、幅広い金融サービスに対し整合的な規制を行う新しい法的な枠組み（いわゆる金融サービス法）を検討すべきであるといふ、幅広く検討を進めていく必要がある。

両審議会あるいは調査会、非常に前向きな方向で打ち出されておりまして、また、今大蔵省においてもそういう方向で検討が進められているとい

うふうに理解をしておりますが、現在の政府はいわゆる金融サービス法の導入についてどういう見解をお持ちなのか、伺いたいと思います。

○山口政府委員 先ほど北橋先生からも大臣への御質問がございましたけれども、金融の法制自体が我が国は業法の体系になつております。例えば、銀行法、証取法、投資信託法、商品ファンド法云々というふうになつております。アメリカも実はそうなのです。アメリカも、証取法、証券取引所法、投資会社法、投資顧問法云々、こういうふうになつております。イギリスは、逆に業法が十分な形になつておらなかつたという例があつて、今度はサービス法という横断的な取引法的な考え方で律しております。

我が国の場合、縦割りの業法で対応をして、それぞれ濃淡ある対応、行政とのかかわりもやつておりますけれども、今回お出ししております法律も、金融のサービスがいろいろまたがつていくということを頭に入れて、各業法にそれぞれ手当してあります。それぞの業法で手当してありますので、今はエアボケットとして落ちるところはまずはないと思いますが、将来、またいろいろな形の金融の改革が進むとなると、果たしてその業法的な形での対応で十分だろかという問題があるわけです。

確かに、業法の方がそれを担保しやすいのです。例えば銀行が何かやつたときに、いつも先生方に私が追及されて、何とかしろとおっしゃると、私どもとしては、こういう御意見がありますが、たよと/orする意見とが出されたところであるが、いざにせよ、幅広い金融サービスに対し、私は追及され、何とかしろとおっしゃるところを頭に入れて、各業法にそれぞれ手当してあります。それぞの業法で手当してありますので、今はエアボケットとして落ちるところはまずはないと思いますが、将来、またいろいろな形の金融の改革が進むとなると、果たしてその業法的な形での対応で十分だろかという問題があるわけです。

このことを読むと、基本的な今後の方向としては、業法中心の法体系から業法横断的ないわゆる金融サービス法的な方向に進む、これは明らかに

この方向に行く方がいいのではないかというふうに思つておきます。そうすると、今まで結びつけていた担保をしやすいという面があります。単に取引法だけだと、司法関係かね、それは業法関係かねなどという形で銀行にその趣旨を伝えるという形で担保をしやすいという面があります。

したがって、金融サービス法の問題というの

意味で、中長期的な課題として私どももひとつ勉強して取り組んでいこうということで、今勉強会を開いているわけであります。

したがつて、今回の法改正でも、いろいろな取引ルールとか行為規制とか説明義務とかティスクロージャーとか、消費者のためになることはできるだけの配慮はいたしておる所存でございます。ただ、法体系というのは余り固定的に考えるべきでもない、縦と横が相互に関連し合つてもいいでないかという考え方もあるうかと思います。

ちょっと長くなりましたが、そういう考え方で対応しておるところでございます。

○石井(警)委員 原則的な方向を確認しますと、この証券取引審議会の報告書を読みますと、今私

が読んだ前段部分で、「金融商品に係る投資家保護との視点から、証券取引法の有価証券の範囲を更に大幅に拡げられないかとの議論もある。」しかし、それを否定しているのですね。それは適当でないと否定しております。それぞの業法で手当してありますので、今はエアボケットとして落ちるところはまずはないと思いますが、将来、またいろいろな形の金融の改革が進むとなると、果たしてその業法的な形での対応で十分だろかという問題

があるわけです。

このことを読むと、基本的な今後の方向として

は、業法中心の法体系から業法横断的ないわゆる金融サービス法的な方向に進む、これは明らかに

この方向に行く方がいいのではないかというふうに思つておきます。それは、金融技術がどんどん発展していきます。そうすると、今まで結びつけ

ることがとても考えられなかつたものが結びつい

た商品と、いうのが出てくるわけであります。そ

うに思つておきます。それは、金融技術がどんどん

発展していきます。そうすると、今まで結びつけ

ることがとても考えられなかつたものが結びつい

た商品と、いうのが出てくるわけであります。そ

うに思つておきます。

したがつて、金融サービス法の問題というの

あるのです。

今局長の方から御説明ありましたけれども、我が国の証券関係法制はアメリカの法制がベースになつています。アメリカの法制というのは業法を中心でおかつ証券については幅広い定義が採用されておるわけですね。だから、従来の伝統的な

株式や債券というそういう定義に限定されず、一般的の人々に対して売られる投資性のある商品という定義を採用されていますから、アメリカの場合証券法とほかの法律でダブルで規制されている

証券法と、いわゆる保険法と証券法と二つで管轄しているんですね。アメリカの場合、そういうやり方が方向としては一つある。証取法の証券の定義を幅広くして証取法の方で規制をしていくよという方向と、もう一つ、今イギリス型といいますか、イギリスの場合は投資家保護の視点から、証券取引法の有価証券の範囲を更に大幅に拡げられないかとの議論もある。」しかし、それを否定しているのですね。それは適当でないと否定しております。それぞの業法で手当してありますので、今はエアボケットとして落ちるところはまずはないと思いますが、将来、またいろいろな形の金融の改革が進むとなると、果たしてその業法的な形での対応で十分だろかという問題があるわけです。

私も本を読んで初めて知りましたけれども、いわゆる定期保険についても、保険法と証券法と二つで管轄しているんですね。アメリカの場合、そ

ういうやり方が方向としては一つある。証取法の証券の定義を幅広くして証取法の方で規制をしていくよという方向と、もう一つ、今イギリス型といいますか、イギリスの場合は投資家保護の視点から、証券取引法の有価証券の範囲を更に大幅に拡げられないかとの議論もある。」しかし、それを否定しているのですね。それは適当でないと否定しております。それぞの業法で手当してありますので、今はエアボケットとして落ちるところはまずはないと思いますが、将来、またいろいろな形の金融の改革が進むとなると、果たしてその業法的な形での対応で十分だろかという問題があるわけです。

このことを読むと、基本的な今後の方向として

は、業法中心の法体系から業法横断的ないわゆる金融サービス法的な方向に進む、これは明らかに

この方向に行く方がいいのではないかというふうに思つておきます。それは、金融技術がどんどん発展していきます。そうすると、今まで結びつけ

ことがとても考えられなかつたものが結びつい

た商品と、いうのが出てくるわけであります。そ

うに思つておきます。それは、金融技術がどんどん

発展していきます。そうすると、今まで結びつけ

ことがとても考えられなかつたものが結びつい

た商品と、いうのが出てくるわけであります。そ

うに思つておきます。

したがつて、金融サービス法の問題というの

あるのです。

今局長の方から御説明ありましたけれども、我が国の証券関係法制はアメリカの法制がベースになつています。アメリカの法制というのは業法を中心でおかつ証券については幅広い定義が採用されておるわけですね。だから、従来の伝統的な

株式や債券というそういう定義に限定されず、一

般の人々に対して売られる投資性のある商品とい

う定義を採用されていますから、アメリカの場合証券法とほかの法律でダブルで規制されてい

る証券法と、いわゆる保険法と証券法と二つで

で管轄しているんですね。アメリカの場合、そ

ういうやり方が方向としては一つある。証取法の

証券の定義を幅広くして証取法の方で規制をして

いくよという方向と、もう一つ、今イギリス型とい

ういうやり方が方向としては一つある。証取法の

広い概念を使つております。ただ、そうなりますと、一体何が有価証券に該当するのかという点につきましてアメリカの場合は非常に抽象的な文言でてきて、あとはということになるわけでござりますけれども、日本の場合にはこれがまた罰則もかかってくる、こういう問題もまたあるわけでございます。そういう意味から申し上げますと、例えば有価証券定義というものを包括条項的にやって何が何でもすべて証券取引法の体系でもつて押さえ込むということは、これはなかなか日本の場合、現状にそぐわないのではないかという感じがするわけでございます。そうなつてまいりますと、一つ参考になるのがイギリスのようなやり方ではないかというふうに思われるわけでござります。

いずれにいたしましても、今後この金融サービスの革新というものが続いてまいりまして、非常にいわゆる業界間の垣根といふものも低くなつて横断的な商品もできてくる、こういう状況といふものがだんだんと現出されてくるであろうということを考えますと、やはり横断的なサービス法というものを真剣に検討していかなければならぬい、こういうことになつてくるのではないかといふふうに考えております。

○石井(啓)委員 そこで、これは大臣に確認したいのです。

先ほどの銀行局長の答弁ですと、これは中長期的な課題というふうにおっしゃつてあるんですけども、私はこれはなるべく早く検討すべきだと思うのですよ。といいますのは、今この時点では今の業法ごとの規制で十分だという答弁ではありますけれども、しかし、金融に関する技術革新といいますか、日進月歩でございまして、どういう商品あるいはサービスが今後出てくるか想像もつかないわけですよ。残念ながら、我が国のこういう投資家保護あるいは消費者保護というの是非常に目立つております。先ほど大臣も午前中

の質疑の中で交額保険について言及をされました  
が、あいつた事例に見られますように、いろいろな意味での被害が起きてからでは私は遅いと思うのです。いろいろな商品あるいはサービスがこれから次々と出てくるということは容易に予想されますので、中長期的な課題というそういう悠長な話ではなくて、これはもうやはり早急に検討を進めるべきである。これはある意味で、この金融システム改革を成功させる意味でも非常に重要なことだと私は思うのです。  
といいますのは、もつ御承知のとおりであります  
が、我が国の場合は一般投資家がリスクがかかるような商品になかなか投資していかない。一千二百兆円個人資産があると言われていますけれども、その大半は預貯金であり、あるいは保険でありということで、いわゆる有価証券は非常に少ないわけですね。今後こういう一般投資家を有価証券市場にもう一度戻していくという意味でも、やはり一般投資家が安心して投資ができるようなら、いう法的な枠組みというのをきちんとつくるべきだと思います。  
そういう意味で、中長期的ではなくて、私は早急にこの金融サービス法の検討は進めるべきだ、こういうふうに思いますので、この点大臣、ぜひ御答弁をいただきたいと思います。  
○松永国務大臣 私自身、余り証券とかそういうものには関係をしていない人間でありますけれども、ただ、二、三年前から、あるいは数年前から起ころる交額保険等の被害者などが、午前中も申し上げましたけれども、今まで銀行相手に訴訟を起こすという例はめったになかったのに、あの事件があちらこちらに被害が発生してから相当数の損害賠償を求める訴訟が銀行あてに起これされておる、それではしばしば銀行が負けているという例を見ますというと、この点について何らかの措置をしないと紛議が絶えないなという感じを私は持つておりました。  
今度この金融ビッグバンを実施した場合に、個人の金融資産が、現在の六割近い預貯金になつて

おるのが、株式あるいは信託、証券等々にどの部門で移つていくのかそれはわかりませんけれども、日本国民の今までの伝統からいうとそうたやうくは移らぬかもしけれども、しかし、この仕組みをつくる以上は、それがうまく機能するような万全の法体系を整えることが大事なことだろうというふうに思います。

先ほど局長は、中長期と言つたかもしませんけれども、長期というのはいかぬと思うのです。直ちにというのもいかぬと思うのであります。少し時間をかけて、理論的な検討も、それから新たな金融商品の出ぐあい等も考慮しながら理論的に研究をして、そして長期ではなくして、中期のうちには法体系の整備をする必要があるというふうに私は思つております。

○石井(聲)委員 振り返つて考えてみると、変額保険も性質からすると非常に投資性の高い商品だったわけですね。ところが、規制されているのは、あの商品は保険業法だけです。そういうように、今の業法の中だけでもやはり問題が起こり得る。なおかつ、今の業法で規制できない、いわゆるボテンヒットというものが出てくる可能性もありますので、私はある意味で、金融システム改革を成功させる上でも、ぜひこの点については、直ちにとは申し上げませんけれども、なるべく早期にやっていただきたいと思いますので、なるべく早期にということで、もう一度大臣御答弁お願いします。

○山口政府委員 私どもとしましても、この問題については、早速各省、これは大蔵省だけの問題ではございませんで、実は経済企画庁、文部省、厚生省、農林省、通産省、郵政省云々と、たくさんの方の御意見も大分違つようですが、どういうふうに整理していくいいかという問題はありますけれども、御指摘のとおり余りのんびり構えるべき

○石井(脅)委員 その点、ぜひ大臣もリーダーとして、真剣に検討を加えてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○山本(晃)政府委員 そこで、投資者保護の考え方を改めてここで確認をしたいと思いますので、政府委員の方からお願ひします。

○山本(晃)政府委員 現行の証取法では、断定的判断の提供による勧誘の禁止あるいは損失補てんの禁止等の投資者保護のための行為規制がござります。また、顧客の知識、経験等に応じた勧誘を行わなければならないとする顧客適合性の原則、また証券会社の経営悪化に対する是正措置、こういったものによりまして投資家保護を図っているところでございます。

今回のこの金融システム改革法案におきましては、これらの投資者保護というものをさらに充実させるために、まず第一に、証券会社が投資顧問業や投資信託委託業をあわせて行う場合の相互の情報利用の制限や顧客取引に先回りした自己取引の禁止、通常フロントランニングと呼んでおりますが、その禁止、こういった行為規制の強化並びに早期は正措置の明確化、さらには、証券会社が破綻した場合に備えた顧客資産の分別義務の強化、投資者保護基金の創設、こういった規定の整備を図っているところでございまして、証取法改訂における投資者保護には万全を期してまいりたいということで考えておるところでございます。

○石井(脅)委員 それでは、これまでの質疑の中でも取り上げられていましたが、今回、証取法改正案第六十五条によりまして、銀行、保険会社における投資信託の窓口販売、これが可能になつたわけであります。この投資信託の販売においては、証券会社で販売をしていても不正な勧説あるいは強引な販売行為が行われて損害賠償を求める、そういう事例もあるわけでございますが、今回、銀行、保険会社がこれを扱うということ

で、銀行でいえば、もともと預金という元本が保証されている商品を扱っている、あるいは保険会社においても大半が定額保険ということでありますから、投資者が預金やあるいは定額保険と同じ安全性を有する、こういうふうに誤解する可能性が、懸念が十分あるわけでございます。この点に対し投資者保護策がどうなるのか、この点について御説明いただきたいと思います。

○山本(見)政府委員 お答えいたします。  
証券投資信託を銀行等の金融機関の窓口で販売するに当たりましては、顧客に対しまして、この証券投資信託が、銀行等の扱う預金商品などとは異なりまして、元本保証のないリスクキャピタル商品であるという商品性の違いについて十分認識していただいた上で販売することが重要であると考えております。

このよう観点に立ちまして、有価証券の販売に係る証券取引法上の誠実公正義務、これが新法でも三十三条にございますが、こういった販売ルールを適用する、また銀行法等におきましても顧客に対する預金との誤認防止ルール等が適用できるよう手だて、これも銀行法等に講じているところでございますが、こうしたことをした上で銀行等の金融機関によります証券投資信託の窓口販売を導入したいというふうに考えております。これはアメリカでも同様な規制が行われているというところでございます。

○石井(啓)委員 この点大変懸念される向きがあ

りますので、私、ちょっと改めて確認したいので

すけれども、銀行、保険会社等で窓口販売するときもこの証券取引法上の販売ルールが適用されるということですね。ちょっとその点、確認のため御答弁をいただきたいと思います。

○山本(見)政府委員 当然のことながら、銀行等の窓口で販売される場合、その販売をされる資格、これは通常の有価証券を販売する場合にも外務員資格というものが求められておりますが、当然これも求められることになりますし、証取法の基本的なルールが適用されるということは言うま

でもございません。

〔坂井委員長代理退席、委員長着席〕

○石井(啓)委員 それでは、なぜ心配しているかというと、先ほど言った預金保険の件がまさに心配される事例なわけですよ。振り返って考えてみますと、あれはバブル期のことではありますかが、一般の方に銀行から多額の融資をして、それを保険に一括払いをする。それを専ら有価証券に投資をして、その運用実績によって保険の金額や

解約の払戻金にこれを連動させる、変動させる、こういうことになりましたけれども、消費者投資家の方は、それは銀行とか保険が推薦するものだから安全だな、大丈夫であろう、こういうことでそれに応じたわけですよ。ところが、バブルがはじけて元本は全く目減りしてしまっている、片や担保に入れた自宅まで差し押さえられてしまふ、どうなっているのだ、こういうことで大変な訴訟の事例が起きているわけを見ますと、説明するときには十分なリスクの説明がなかつた、あるいは、先ほどの裁判のいろいろなあれを見ますと、説明するときにも、実際にそれを一生懸命勧めたのは銀行だったということもあって、こういう被害の事例があつたわけです。

私は、今回の投資信託の窓口販売の解禁ということで、やはり同じような事例が起きてはならない、これは当然のことありますけれども、そういう意味でこの点についてやはり厳しく監視をしていかなければかねと思うのですね。その点、

ちょっと大臣、見解を求めたいと思います。

○松永国務大臣 委員が今おっしゃったような変額保険の契約あるいは販売、私が承知している例もまさしくそれなのです。銀行の外務員といふのですか、得意さん回りをする銀行員と保険会社が二人行って、そして、その御主人は病気で寝ておられたのであります。その人の娘さんにうまく話をして契約をしたというケースであります。現に訴訟になつてあるわけであります。私は多忙でありますから代理人はいたしておりますが、私は多忙でありますから代理人はいたしておませんけれども、専門的な弁護士がやっておるわけであります。そういうケースでございました。

結局、日本国民は、概して銀行はかたいと信用しているのですよ。しようと外務員として自分が、一般的の方に銀行から多額の融資をして、それが勧めれば信用してそういう商品を買つ、こういうことになつておるわけですね。

したがつて、午前中も申し上げましたけれども、元本保証の間違いない定期預金証書とかそういうふうな方法での販売、これはしてはならぬことだと思ふ。そういうこと等を通じて、消費者に誤解を与えないうふうに、リスクのある商品だということと、元本保証はないということを明確にした、誤認をさせないよう状態だけは確保する必要がある、私はそういうふうに思うわけでござります。

○石井(啓)委員 今、大臣の答弁の中にもありますけれども、もう一度確認をいたします。

私は、こういう商品に対して一般投資家に勧誘する場合は、やはりその仕組みとか危険性をわかりやすく説明をし、そしてそれを理解をさせて、

その上で、それでも投資をするのだという意向を確認する。こういう丁寧なプロセスを踏む必要があります。

私は、今回の投資信託の窓口販売の解禁という

認をさせていただきたいと思います。

○山口政府委員 大臣が申し上げた趣旨は、今回の中にも銀行法の改正の部分で入れてございまして、第十二条の二というところに「預金者等に対する情報の提供等」という規定を新たに設けさせていただきました。第二項で「その業務に係る重要な事項の顧客への説明」云々というふうにして、それを講じなければならないという義務づけをしております。こうした考え方は、今までの銀行法の考え方からある意味ではちょっと踏み込んだ行為規制的、行為規範的な条項を入れさせていただいたということをございます。今まで申し上げたように、業法の形をとりながらもかなり金融サービス的な、そういう行為規制的なものを入れていつているという流れの一環でござります。

○松永国務大臣 今局長が答弁を申し上げました

ように、法文上もそういうふうになつておるとい

うことでありますから、先ほど申し上げました

ような、消費者に誤認を与えるようなことがあつてはならない、きちんと説明した上で販売すべし

ということでありまして、法文上もそれは担保されておるというふうに思つてござります。

○石井(啓)委員 それではもう一つ、有価証券アドバイザリーティーについてお聞きします。

これが全面解禁をされる、しかも銀行や保険会社においても、一定の範囲内ではありますけれども、これが扱うことができるというふうにされておるわ

けでござります。このアドバイザリーティー取引は仕組みが大変複雑でござりますね。通常の投資信託とは比較にならないほど大変複雑な仕組みである上に、極めて高いリスクを持つているということでございまして、私は、これは本来は一般投資家向けてはないというふうに思いますけれども、この有価証券アドバイザリーティーが解禁されることに伴う一般投資家への保護策、これについて伺いたいと思います。

○山本(見)政府委員 石井委員おっしゃいますよ

うに、確かにこの証券アドバイザリーティーというのは、

通常は、一般投資家と申しましようか、そういう方々がというよりも、むしろ機関投資家とかそういう方々が中心になるであろうというふうに思いますが、例えば先物取引のように、場合によればこれもデリバティブの一環でございますので、一般投資家にもこの証券デリバティブ取引を行つ可能性というものはあるわけでございます。

今回の法案におきましては、有価証券の店頭デリバティブ取引というものを証券業といふに位置づけまして、その導入を図るとともに、投資家保護上の問題が生じることのないよう、先ほど触れましたが、顧客の適合性の原則、つまり顧客の知識、経験及び財産に応じた勧誘を行うべきであるというこの顧客適合性の原則、また、相場等の動向について断定的な判断を提供して勧誘することを禁止するといったこと、あるいは取引の概要を記載した書面の事前交付義務、こういった行為規制、これが有価証券店頭デリバティブ取引に適切にかかるようになるとともに、また、この有価証券店頭デリバティブ取引を用いましてわゆるインサイダー取引あるいは相場操縦、こういった不公正取引を禁止するなどの所要の規定整備を図って万全を期しているところでございます。

○石井(警)委員 今、適合性の原則のお話がございましたけれども、私は、適合性の原則からしますと、この証券デリバティブを勧める対象というものは極めて限られてくるのではないか、この点について確認したいと思うのですが、リスクの高い証券に投資できるだけの知的能力といいますか、あるいは財産も相当程度余裕があるといいますか、たくさんある財産のうちの一部をそういうリスクのあるところに多少投資していいという話です。たくさんある財産のうちの一部をそういうふうな方、あるいは、なかなかそういった方で、そういう極めて高いリスクを持つていたとしても自分はやるのだという意向をきちんと持つてある方、そういう方に限られて、それは今の日本の現状からすると極めて限定されるのかと私は思いますが、適合性の原則からするとそういう方々

に限定をされて、一般的な投資家については向いていないと私は考えるのですけれども、その点について確認したいと思います。

○山本(晃)政府委員 確かに、特にこの店頭デリバティブ取引になりますと、対顧客の営業というものが非常に問題になってくるわけでございます。先ほど申し上げましたように、この適合性の原則といふものを見てもなかなかこれはわかるとは当然でございます。

そして、基本的には、先ほど申し上げましたよ

うな基本的な法令というものがわかるわけでございましょうけれども、いずれにいたしましても、このデリバティブ取引というのは店頭で行われるわけでございますので、それぞれの証券会社のいわば自主的な対応というところにまたざるを得ない面もこれまたあるわけでございます。基本的には、この適合性原則といふものを見ても、このデリバティブ取引といふのは店頭で行われるわけでございますので、それぞれの証券会社がどういうふうに判断をするのか。例えば、先ほども御質問が出ておりましたけれども、ワラント訴訟なんかの場合にもこの適合性原則といふのは非常に問題にされていたわけでございます。こういった観点から、一度、これを取り扱う各金融機関につきましては、この適合性原則の持つ意味といふのを十分に考えた上で営業をしていかなければならぬだろう。石井委員のおっしゃっているような方々、こういった方が恐らく対象になるのではあります。どうふうに考えておるところでございまます。

○石井(警)委員 大臣、よろしいですか。私、ちょっと

としつこくずつと申し上げていますのは、これから銀行にしろ証券会社にしろ、非常に厳しい競争というのが予想されますね。そういった中で、かつてのようになんでノルマが非常に課され出ます。そういう動きになりかねませんので、私はあえて重ねて確認をさせていただいてお

ります。

○山本(晃)政府委員 お答えいたします。

まず、発足時三百億円、そして二〇〇一年三月末時点での五百億円という規模の根拠でございますが、これにつきましては、実際問題といたしまして、今後の証券会社の破綻の頻度であるとか、あるいは破綻時の財務状況、あるいはこれから分別長心得が答弁いたしましたように、顧客の知識、経験及び財産に応じた勧誘を行つべしという顧客適合性の原則とか、あるいはまた相場などの動向について断定的な判断を提供して勧誘することの禁止とか、あるいはまた取引の概要を記載した書面の事前交付義務とか、そういうふうに思って守らせて取引がなされなければならないというふうに思っております。

問題は、先ほどの変額保険の場合もそうでありますが、外務員が実際にそれを履行するかどうかということなんですね。規定の整備は行つわけではありませんから、ぜひその規定を守つて勧説をするということにもらいたいというふうに思っています。

ただ、実際問題といたしまして、現在の、この

前身となります寄託証券補償基金の資金残高がピーク時で三百六十億円余あるということ。あるいは、アメリカができましたのは一九七一年でございますが、それから九六年までの累計で、一千五百三十円で換算いたしますと約三百四十億円ぐらいである。あるいは、英國の同様の例がございますが、これはこの十年間で約二百四十一億円であります。これはこの十年間で約二百四十一億円であるといったよろこことから考えますと、おおむね、発足時三百億円、そして二〇〇一年三月末時点で五百億円という程度の規模であれば、当面指すべき基金の規模としては妥当なのではないかというふうに思っているところでございます。

また、証券会社が負担をする負担金の算定方法でございますが、現在の寄託証券補償基金、最近ではこの拠出は休止をしていたわけでございますが、従来はいわゆる取引高というものをもとにし

では、基本的には、新たにできます投資者保護基  
金の業務規程で定められるということになつてお  
りますが、現在業界において検討が開始されてい  
るというふうに承知をしているところでございま  
す。まだこれが從来のように取引高でいくのかど  
うかという点を含めまして、今現在検討がようや  
く開始されたという段階であるというふうに承知  
をしております。

○石井(警)委員 通例であれば法案審査の折にそ  
ういう算定方法というものは出てくるのじやないか  
と思うのですけれども、業界で今検討中というこ  
とであります。が、いつまでにこれを定めるので  
しょうか。それで、その調整というのはうまくい  
くのでしょうか。

○山本(晃)政府委員 私どもも、こうして今、國  
会に法案の審議をお願いしておるわけでございま  
すので、できるだけ早くということで今調整作業  
を急がせてはいるところでございますが、まだ業界  
の中でのいろいろな議論があるというふうに聞いて  
おる、そういう段階でございます。

○石井(警)委員 では、それはぜひ早目にまた教  
えていただきたいと思うのです。

あわせて、この投資者保護基金の中で経過措置  
として、二〇〇一年三月末まで日銀借り入れと政  
府保証の付与、この公的支援を可能にしているわ  
けであります。これは後ほどお聞きします保険契  
約者保護機構についても共通の問題意識を持つて  
いるわけですが、銀行の破綻に備えて公的  
資金を導入した際には、銀行は決済システムを  
持っているのだ、決済システムを持ってはいるから  
連鎖破綻になると信用秩序は崩壊してしまう、だ  
から公的支援が必要なんだ、こういうことが大き  
な理由の一つだったと思うのですね。

ところが、現行の場合、証券会社についてはそ  
ういう決済機能がないにもかかわらず公的資金を  
入れるのはどうしてなのか、こういう問題意識が  
ござりますので、その理由を説明をいただきたい  
のと、もう一つ、日銀からの借り入れ額と政府保  
証額がどうなるのか、この点について答弁を求め

たいと思います。

○山本(晃)政府委員 お答えいたします。

投資者保護基金の業務支出というものは証券会  
社が納付する負担金を充てるということを基本と  
しているわけでございますが、仮に基金の資金が  
一時的に不足するという場合におきましても、基  
金の資金調達が円滑に行えるようにということと  
して、二〇〇一年三月末までの破綻の処理については  
基金の日銀借り入れや政府の債務保証を可能と  
したものでございます。

また、基金の借入限度額、これは政令で決め  
る、また政府保証の限度額は予算総則ということと  
になるわけですが、したがいまして、日本銀行から  
の借入限度額というものの基金の借入  
限度額、この中に入るわけでございます。これに  
つきましては、いずれも今後、基金の設立準備  
過程、または設立後におきまして、基金の業務に  
支障を来すことのないように必要最小限の額を定  
めたいというふうに現在考えているところでござ  
います。

○石井(警)委員 前段のお答えで、私の問題意識  
とちょっと、答えていたかなかつたので。要す  
るに、銀行の場合は決済機能を持っているからと  
いう理由だからだけれども、証券会社にはない  
わけですね。にもかかわらず公的資金を入れるの  
はどういう理由なんだ、その点についでもう一度  
答えてください。

○山本(晃)政府委員 昨今の金融システムをめぐ  
る状況を考えてみると、証券会社の破綻でござ  
いましても、それが円滑に処理されないという場  
合には金融システム全体に対する不安感を高め、  
経済全体に対しまして深刻な影響を与える可能性  
を排除できないというふうに考えられますことか  
ら、こういった公的支援措置というものを講じさ  
せていただくという御提案をさせていただいてい  
るところでございます。

とですが、この政令がいつ決まるのでしょうか。  
そして、予算の総則といるのはいつの予算になる  
のでしょうか。

○山本(晃)政府委員 原則として、政令につきま  
しては、基金の設立準備過程の段階において必要  
と判断される額を定めたいというふうに考えてお  
りますが、ただ、いずれにいたしましても、これ  
は資金繰りでございますので、さほど巨額になる  
といふものではないというふうに御認識をいただ  
くべきだと思います。

また、政府保証につきましては、これは予算総

則でもって定めていただくということになるわけ

でございますが、先ほどもお話をいたしました

が、基金発足当初、約三百億円程度でスタートす

るということになりますと、この基金が発足する

のは本年十二月と予定でございますが、恐

らく、本年中につきましては、特段政府保証とい

うことを考える必要はないのかなというふうに今

考へているところでございます。

○石井(警)委員 そうしますと、政府保証を予算

の総則で書くというのは、問題が起きそうな時点

でやるということなのでしょうか。ちょっとそこ

を確認したいのです。

といいますのは、ことしやりました金融二法、

これについては、法案審査の段階で十兆円の交付

国債と二十兆円の政府保証という額がはつきりし

ていたわけですよ。それを前提にいろいろ議論し

ていたのですが、後はどの保険の方も同じなんで

すけれども、今回は法案審査の段階でどれだけの

公的支援が必要になるかというのはわからぬの

ですよ。だから、私は、正確な額をここで申し上

げろとは言いませんけれども、大体どの程度のこ

とになるのか、概算額ぐらいは明らかにすべき

じゃないかと思うのですよ。

ちょっと大臣、御答弁いただきたいと思うので

す。公的支援、私もそれは否定するものではない

のですけれども、どれだけ入れるかわからぬの

に入れることだけ決めてくれというのもどうなん

だろうな。やはり、法案審査の段階でその点の概

要、概算額については明らかにすべきじゃないか

と私は思うのですよ。大臣、どうでしようか。

○山本(晃)政府委員 この限度額の問題につきま

しては、基金の設立準備過程の段階において必要

と判断される額を定めたいというふうに考えてお

りますが、ただ、いずれにいたしましても、これ

は資金繰りでございますので、さほど巨額になる

といふものではないというふうに御認識をいただ

ければと思います。

○山本(晃)政府委員 大臣、ちょっと御答弁いただけ

ませんでしょうか。私の問題意識は、金融二法の

ときはきちんと公的支援の額というのが明示され

ていて、それを前提に議論をした。今回の証券

あるいは後ほど聞く保険の場合は、公的支援の額

がはつきりしないで、とにかく公的支援は必要だ

ということを認めろ、額は後で教える、こういう

ことになつてます。予算が出てきた段階でそれ

ははつきりするのかもしれないけれども、予算と

いうのはそれだけじゃなくて、ほかの項目があつ

て審議をするわけですから、現段階である程度の

概算額ぐらいはやはり示すべきじゃないかと思う

のですよ。大臣、ちょっとと答えてください。

○山本(晃)政府委員 現時点におきましては、ス

タート時に三百億ということでスタートし、そし

て二〇〇一年三月には五百億ということが基金の

残高でございます。万が一いろいろな事態が仮に

生じた場合ということでござりますけれども、大

体その辺の三百ないし五百というのが、今のとこ

ろ、通常の場合想定される補償額でございます。

それに対する資金繰りということでござります

で、その金額とさほど大幅に違ひがあるというよ

うなものではないということではなかろうかと思

います。ただ、あくまでも現時点においてはこう

いうことでございます。

○山本(晃)政府委員 それでは、証券の方ばかり聞く

とあれですか、保険の方に聞きます。

同じ質問でけれども、保険契約者保護機構

で、二〇〇一年三月末までの経過期間の間で、こ

れは日銀借り入れと政府保証、この公的支援、そ

れぞれどれくらいの額になるのか、そしてまた、

そもそもこの公的支援をする理由、保険の方、御答弁いただけますか。

〔委員長退席、井奥委員長代理着席〕

○福田政府委員 お答えいたします。

まず、事前積立限度額の規模でございます。午前中も御答弁申し上げましたように、今後発生し得る保険会社の破綻を現時点で予測することは困難でございますが、一応、制度創設に当たっての考え方といたしましては、十年間という期間を念頭に置きまして、複数の破綻が起きたときに対応できるようについての目安として、生命保険の場合は四千億円程度、損害保険の場合は五百億円程度を考えておりまして、この必要資金額の推計といいますか、仮置きに応じまして、事前積立限度額もこれが一つの目安になるのではないかというふうに考えております。

したがいまして、いわゆる負担金、これは年間の負担金でございますので、それぞれの金額を十億円程度、生命保険ですと四百億円程度、損害保険の場合ですと五十億円程度が一つの目安になるのではないかというふうに考えております。  
それから、公的支援がなされる理由でございますが、保険につきましては、申し上げるまでもなく、国民生活、国民経済の基礎としてさまざまなる危険に備えて、万が一事故が発生した場合に国民の経済生活を保障するという保障機能がございますが、そのほかにも保険会社は金融機関の一角として、保険仲介機能も現に担っておりますのことで、保険会社の破綻が生じた場合には金融システムに及ぼす影響も大きいことから、保険契約者保護のために公的支援を行うことといたしております。

その内容につきましては、証券と同様でございましたて、二〇〇一年三月末までの経過期間に破綻した保険会社につきましては本則よりも手厚い保護をいたしますので、その期間につきましての資金調達に限り、日銀借り入れ及び政府保証を可能とすることとして、資金調達の円滑化を図ることとしているわけでございます。

そして、その日銀借り入れや政府保証につきましては、機構の借入金につきまして、やはり青天井でござりますので、これも午前中に申し上げましたように、政令で一定の限度を設けることといたしております。その政令の限度としては、今申し上げた年間負担額の十倍程度が一つの目安ではないか。したがいまして、この範囲内で借り入れが行われるわけでございますので、日銀借り入れもその範囲内であり、かつ政府保証につきましても、あくまで国会で御審議いただく毎年の予算総額でございますが、その中で限度額が決められていくのではないかというふうに考えております。

ただ、数字で恐縮でございますが、四千億とか五百億と申し上げましたが、この当初の経過期間におきまして上乗せの補償を行うために必要な資金が若干上乗せされるわけでございまして、生命保険ですと四千億プラス六百億円程度が必要になるのではないか、先ほどの仮定ではそういうふうになるわけございまして、そのようなものも含めまして政府保証枠を設定していくことになりますかと存じます。もちろん、そのような破綻が現実に起きるということを申し上げているわけではございません。

○石井(警)委員 それでは、今確認しましたが、証券の方の投資者保護基金の三百億とか五百億という額とはそんなに差がない額だ、こういうことになりますかと尋ねにつきましては、まさに済まないような破綻が最悪の事態生じてしまつたときどうかというお尋ねにつきましては、まさに今御指摘のとおり、保険業法、御提案申し上げての法律案の三百十一條の二で、機構の利用可能な資金の状況が著しく悪化し、その結果保険業に対する信頼性を損するがすおそれがあると内閣総理大臣、これは実施主体でござりますが、内閣総理大臣が判断する場合には、保険業に対する信頼性維持を図るために必要な措置に関する協議しなければならないという協議規定が入っているわけございません。

ただ、具体的に、どのような場合にこの協議が行われるかは現段階で特定はできないわけでございます。

○石井(警)委員 その場合、これも別の委員の質疑でありますけれども、必要な措置というのがなんでしょうか。

○福田政府委員 お答え申し上げます。

十年間のいわば本則ベースによる所要資金あるいは積立限度額と、それから経過期間、二〇〇一年までの手厚い保護の分を含めた所要資金額等について申し上げましたが、これは、いろいろな仮定で議論した結果の数字でございます。恐らくこの程度で必要かつ十分であろうという見込みのものとそのような数字を申し上げているわけですが、今御指摘のように、万が一そのような枠では済まないような破綻が最悪の事態生じてしまつたときどうかというお尋ねにつきましては、まさにこれはちょっと大臣にお聞きをしたいのだけれども、まず業界の自主的な努力がこれは大前提である、その上でやはり公的支援、こういう考え方でなければ到底私は国民の理解は得られないと思うのです。

○福田政府委員 仰せのとおりでございます。

支払い保証機構の基本は、これは保険会社が負担金をそれぞれ供出して契約者の保護に当たるという制度でござりますので、当然に、保険会社の中においていろいろな合理化措置等々行い、極力制度の範囲内でおさまるよう努めをしていただこうということだと存じます。そういう意味で御指摘のとおりでございます。

○石井(警)委員 最後、その点についてもう一度大臣に確認したいと思います。

そこで、これからもう一つ、保険の方は、ちょっとと今私初めて聞いたのですけれども、借入金の上限、政令で定める範囲内、これは大体事前負担額と同額程度なんですね、十倍の範囲内ということですか

でやはり政府保証だ、こういうことでそれは理解いたしましたが、ところで、この保険の方は政令で定める範囲内で借り入れができるその政令といたしまして、二〇〇一年三月末までの経過期間に破綻した保険会社につきましては本則よりも手厚い保護をいたしますので、その期間につきましての資金調達に限り、日銀借り入れ及び政府保証を可能とすることとして、資金調達の円滑化を図ることとしているわけでございます。

ただ、具体的に、どのような場合にこの協議が行われるかは現段階で特定はできないわけでございます。

○松永國務大臣 保険契約者保護機構に基づく破綻事故が起つた場合の処置については、すべての保険会社が加入義務を負つておるわけでありまして、それに基づいて負担金を拠出している、その拠出した金で処理するというのが原則であります。ただし、移行期というのですか、それまでの

非常に幅広い解釈になつておりますので、何でもできることになつておるんだけれども、ある意味で非常にこれは、要するに公的支援を青天井にしかねない条文ではないかなと懸念するのです。一つは、特例期間中、経過期間中、これはいわゆる日銀借り入れと政府保証に加えて、要するに財政資金の投入ということも道を開きかねない、こういなおかつレベルの高い補償をやるわけですね。ですから、破綻に対する機構の資金提供額が大きくなる可能性がある。ところが、保険会社の負担上限ということで上限を決めてしまえば、事前積立額プラス借入限度額以上の破綻が起きた場合どうなるのか、ここが恐らく改正案の三百十一條の二につながってくるとは思うのですけれども、その点についてはどうなんでしょう。

私は、保険会社をつぶせとというようなことは言わないけれども、そういうことを申し上げてのじやなくて、まず事前積立限度額あるいは政令で借入限度額を設けているけれども、本当に限度額がどうなのか、まず業界の自主的な努力があつて、その上でさらなる措置だと思うのですよ、順序としては、その点をやはり確認をしたい。

これはちょっと大臣にお聞きをしたいのだけれども、まず業界の自主的な努力がこれは大前提である、その上でやはり公的支援、こういう考え方でなければ到底私は国民の理解は得られないと思います。

これはちょっと大臣にお聞きをしたいのだけれども、まず業界の自主的な努力がこれは大前提である、その上でやはり公的支援、こういう考え方でなければ到底私は国民の理解は得られないと思います。

う場合の資金繰りの都合で政府保証によって資金繰りをつける、政府保証で資金繰りをつけた分の最終支払いは負担金で清算がなされる、こういう関係になるものと理解しております。

○石井(警)委員 大臣、済みません。私、質問を終わろうと思ったのだけれども、ちょっとずれた答弁だったので。

改革、なかんずく規制撤廃、規制緩和は、むしろ遅きに失することはあっても、この方向はぜひとも推進すべきだ、日本のためにぜひとも推進すべきだと考えておりますので、その点では対覚めの悪い思いをしないで済むわけでございます。そういう立場でありますから、質疑をさせていただきたいと思うのです。

これから日本経済は再び不況に陥るぞということを、昨年の二月の時点でその論文に書きました。不幸にしてそのとおりになつてきているわけでござります。そういたしますと、財政構造改革のための財革法、昨年十一月末に成立したばかりなのに、今までその改正論議が出ていくように、構造改革というの立ちはだかるといふことは避けられ

条件が今崩れてきておるじゃないかということを非常に心配するわけです。

それはマクロ経済ですね。この前、先週の行革特で、大臣も御出席のときに、私は、堀内通産大臣に、御所管の鉱工業生産、出荷、在庫率のグラフをお見せして、えらいことになっていますぞ、生産は、どんどん落ちてきておるどころか、ここ

いや、経過期間に限らず、保険業法の改正案の三百十一条の二では、機構の利用可能な資金の状況が著しく悪化した場合は、内閣総理大臣が必要

な措置に關し大蔵大臣に協議しなければならないとなつてゐるのだけれども、これが安易に公的支援を拡大するような方向に使われてはいけない、やはり保険業界の中の、まず業界の自主努力が大前提で、その点を確認したいと思つて質問いたしました。

○石井(音)委員 それでは、時間が参りましたので、きょうはもつとほかの質問も用意しておりますが、また次回、次の機会にお願いをいたしたいと思います。

○井奥委員長代理 次に、鈴木淑夫君。  
○鈴木(淑)委員 自由党の鈴木淑夫でございま  
す。

松永大臣、ゴーラン・アン・ウイークの連休明けとい  
うのに、朝から大変御苦労さまでございます。(ま  
た、あしたはサミットの大蔵大臣会議にお出かけ  
になると思うので、まことに大変だと思います。)

特に、委員席の方を見るとこのような状態ですし、委員長さんも席をあけておられる。こういう状況で朝からやつておられる大臣には、心から御苦労さまと申し上げたいと思います。

そうやつて御苦労いただいておるにもかかわらず、私どもこの法案反対だということになると寝覚めが悪いのです。幸いにして、この金融システム四法につきましては、その方向性について私どもは賛成でございまして、金融システム

改革、なかなか規制撤廃、規制緩和は、むしろ遅きに失することはあっても、この方向はぜひとも推進すべきだ、日本のためにぜひとも推進すべきだと考えておりますので、その点では寝覚めの悪い思いをしないで済むわけでございます。そういう立場でできようは質疑をさせていただきたいと思うのです。

ただ、この金融システム四法そのものの方向はいいのでございますが私は、それを取り巻む環境について大変大きな問題があるなというふうに思っております。それは、私、前々から、衆議院議員に当選させていただいて初めて質問させていただいた一昨年の臨時国会の予算委員会・あるいは税制特別委員会等のところから言つていただきたいのですが、こういう大きな構造改革を成功させる一つの大きな条件というのは、マクロ経済面の受け皿がしっかりとしているということだという点なんですね。

どういうことかといいますと、構造を変えるということは言うまでもなく、一方には新しい条件のもとで発展する部門がありますが、他方では、条件が変わると、規制がなくなってしまう、保護されていた部門は競争にさらされる等々で衰退する部門もある、そこから失業者が吐き出されてしまう。ですから、それを吸収して発展する部門が他方にあつて初めて構造改革というのはうまく進むわけですね。そういう意味では、衰退する部門、発展する部門、両方を合計したマクロの経済が着実に発展しているときに構造改革はうまくいくのだということでございます。

大変失礼ながら、私は、実は昨年の初めに、東洋経済新報社から二ヶ月に一回出ている「論争」という雑誌がございまして、そこに「橋本政権の「5つの改革」は失敗する」、当時は教育改革が飛び出してきました中身がわからないものだから、五つの改革というタイトルで論文を書かせていただったのでですが、なぜ失敗するかという大きな理由として、今申し上げたマクロ経済の受け皿がない、それどころか、私の見るところ、間違いか

この金融ビッグバンについても同様の問題が私はあると思います。前にもある委員会で申し上げたのですが、サッチャーがビッグバンをやるときは、あれは八六年ですね。サッチャーが天下とうたのは七九年の終わりころですが、七九年、八〇年、サッチャーが天下とったときのイギリスの成長率というのはマイナス成長でした。

彼女はそこですぐ構造改革に手をつけないわけですね。少なくともビッグバンみたいなことはやらない。何をやつたかといえば、直接税の大規模減税をしてやる気を起こしてもらおう。個人には働く気を起こしてもらう、企業には投資意欲を起こしてもらおうということをする。それから、民間の活動の場を広げるために国営企業の民営化をしていくということで、いわゆるサプライサイドからずつと改革していくわけですね。そうしますと、成長率が八一年からプラスになります。しかもだんだん加速してしまって、一%や二%からだんだん上がりついて、ついにイギリス経済では珍しく四%台という、イギリス経済にとっては猛スピードが出てきたところにどんどんビッグバンをやっているわけですね。ビッグバンをやつた結果、例のウインブルトン現象が起きてしまつて、ジョバーなどというのは消えてしましましたし、マーチャントバンクスの多くも外国資本に吸収されたりするのですが、それでも経済が発展しておりますので社会的な問題は起きていません。それで、順調にイギリスの金融サービス業というのは発展しているわけであります。

そういうことを考えますと、この四法案の方向は大賛成であるが、これを成功させる一番大事なのは、まだ日本経済は再び不況に陥るぞといつことを昨年の二月の時点での論文に書きました。不幸にしてそのとおりになつてきているわけでございます。そういたしますと、財政構造改革のための財革法、昨年十一月末に成立したばかりなのに、今までその改正議論が出ていたように、構造改革というのには立ち往生するということは避けられないわけですね。

非常に心配するわけです。それはマクロ経済ですね。この前、先週の行革特で、大臣も御出席のときに、私は、堀内通産大臣に、御所管の鉱工業生産、出荷、在庫率のグラフをお見せして、えらいことになっていますぞ、生産は、どんどん落ちてきておるどころか、ここへ来て落ち方が加速をしているじやありませんか、ということを申し上げたわけですね。

それで、その後、またもう一ヶ月後の統計が出来ましたけれども、やはりえらいことであります。生産は、御承知のように去年の四一六に横ばいになつてしまつた後、七一九にマイナス〇・四、季節調整済みの前期比でマイナス〇・四、十一一二、マイナス二・三、この一ー三にマイナス一・四ですが、今出ている四月と五月の予測指數、そして六月は、あれは予測が出ていないから五月と横ばいと仮定すると、マイナス四・四%なんですよ。四半期に前期に比べてマイナス四・四といふのは大変な落ち込みです。これはもちろん一ー三に相当落ちたものですから四一六がマイナスのげたを履いているということもありますが、四・四といふのは大変な落ち込みなんですね。だから、足元の経済というのは、景気は明らかに後退しているのですが、それが加速している。鉱工業生産が過剰在庫を減らすための生産調整で一四半期に四・四%も落ちようとしている。年率一〇%近くなつてしまふのですね。えらいことです。その結果、水準はもう九年の水準より低いですよ。九年ごろの水準までおちこちてくるのですね。

だからこそ、失業率も御承知のように、この前発表のあつた三月の数字が三・九%、もう四%台乗せは時間の問題。さらに驚くべきことには、学校を卒業した直後の十五歳から二十四歳の男子の失業率は一〇%台になつてしまふ。二けたになつてしまふ。あるいは定年退職後、まだ働けるといふ五十五歳から六十四歳の人たちの失業率も二けたになつてしまつたというえらい状況であります。こういうときには金融ビッグバンを推進してい

くというのはまさに逆風であるわけで、北海道拓殖銀行あるいは山一証券で働いていた方、職を失つて、職を求めるにしても大変な逆風が吹いているわけです。ですから、金融改革はいいのだけれども、ちょっとこのマクロ経済を何とかしてよという感じを非常に強く持っています。

企画庁から調査局長、見えてますね。何かすごい勢いで、ジエットコースターが下つていくぐらいいのスピードですね、四半期率四・四%というものは、企画庁は、これは在庫調整でこうなつているわけですが、この在庫調整の先行き、どう見えていますか。いつごろまで生産はおつこちていくと思つておられるのでしょうか。まずその点を伺つておきます。

#### ○新保政府委員 お答えいたします。

先生御指摘のよつに、このところ鉱工業生産はかなり減少傾向にあります。これは先生も御説明あつたように、やはり去年末から消費、特に自動車とか家電とか川下産業が相当需要が落ち込んだ、それが川上産業、素材型に波及してきておるという状況がありますし、それプラスアジア向けの輸出がこのところ不振であるということ、相当在庫調整が必要な局面になつておるということです。したがつて、相当前向きの圧力がありますし、雇用が減少し始めますと消費にさらにマイナスに響くおそれもありますので、相当前押し圧力が強いというのは事実です。

ただし、あえてプラス面を少し御説明しますと、消費が御承知のように三月、七カ月ぶりに消費性向がプラスになるという形で、少なくとも下げどまりの動きになつてきておるということです。これは企画庁の消費者態度指数なんかにも出ておりますが、昨年末の極端な金融不安というのが少しづつ薄らいできておりが若干プラスに作用しておるという背景があるかと思ひます。

それで、やはり一番重要な点は、今後設備投資がどうなるかということですが、確かに十年度は大体四%前後の減少になつております。ただ一つだけ、これも明るい方をあえて御説明しますと、

通常、前年八月が最初の調査で、三月の調査で上方修正になるか下方修正になるかが非常にボイントなわけですが、大体景気後退局面では八月調査から三月調査にかけて下方調整になるわけです。九一年から九四年は大体そういう形になりますが、景気後退局面では八月調査から三月調査にかけて下方調整になるわけです。

したがつて、今回は、八月調査よりは三月調査の方が若干上方修正になつておりますので、景気後退局面のような下方修正の動きにはこれまでのところまだなつていないわけです。したがつて、今回の十六兆円対策が効果を發揮すれば、設備投資がどんどん下に向くという形は何か食いとめられるのではないかとうふうに見ておられます。

#### ○鈴木(源)委員 相変わらず楽観的というか、い

い材料ばかりおつしやるなというふうに思ひますね。年率二割近いスピードで生産が落ち始めていくときといふのは、これは貨物価に、それから雇用にはねておきますから、消費が所得面から崩れてくるのですね。おつしやるように、消費性向が久しぶりにちょっと上がったという明るい話題はあるけれども、しかし、消費性向掛ける所得が消費になるわけで、その所得の方が生産の急落によつて雇用、賃金面から崩れてくれば、消費全体はとても回復局面なんて展望できないというふうに私は思ひます。

それから、設備投資については、おつしやるようなことはありますか、おたくで調べている法人企業動向調査を見ても先是非常に暗いですね。それから、もちろん金融機関、日本銀行を含めて行つておる本年度の設備投資計画調査を見ても一齊にマイナスという結果が出ております。

ですから、はつきりはおつしやらなかつたが、

民間の調査機関の見解を見ますと、今始まつた在庫減らしの生産の落ち込み、生産調整というの

そこに、今局長も言われた十六兆円強の事業規模の景気対策をぶつけてきたわけであります。その効果やいかんというのが次の質問でございます。この中身は財政政策ですので大蔵大臣にお伺いするわけですが、この十六兆六千五百億の中直接需要拡大に結びつかない、いわゆる真水ではない部分が四兆三千五百億ぐらいあります。土地債権の流動化対策、中小企業対策、雇用対策、この辺の効果については、この政策を打つた大蔵当局はどのように分析しておられますでしょうか。

○塩谷政府委員 総合経済対策の効果の試算は經濟企画庁で担当いたしましたので、私から御説明を申し上げます。今回の総合経済対策には数値化できない項目がいろいろと含まれてゐるわけございまして、その効果を定量的にお示しすることは大変困難であります。が、あえて試算をいたしましたと以下のようになると考へております。

今回の対策における国と地方の減税や社会資本整備の財政負担は合計で十二兆円程度でござります。総事業費は十六兆円超と過去最大となつております。ここから、来年継続をいたします二兆円の特別減税、これは差し引いておられます。それと政策減税、さらには政策金融等を除きまして、かたために見積もつて試算をいたしております。その波及効果を含めた向こう一年間の効果を試算いたしましたと、名目GDPの一%程度になるというふうに見ておられます。

#### 〔井奥委員長代理退席、委員長着席〕

○鈴木(源)委員 私は、今の分析とはちょっと違う考え方を持つておるのでね。

松永大臣、二兆円、二兆円、特別減税、ことしと来年二回やつて四兆円だというわけですが、この特別減税、大臣も御承知のように九四年からやっていますね。九四、五、六と三年來たわけですね。これは、二兆円特別減税した後ずっと二兆円で横ばいで來ておるわけですから、需要追加に

なつてゐるわけではない。二兆円減税した後そのまま來てゐるのですね。二兆円ずつと。そして、去年打ち切つちやつた。私ども、新進党時代に一生懸命反対したのに、打ち切つちやつた。それを、しまつた、間違えたといつて、ついこの間復活したわけですね。二兆円、九七年度分を。そりで九七年に入ります。そして、九八年におやりになる。そして来年、九九年もおやりになる。

もし、そういうふうに考へると、二兆円減税して本年にももう一回やるというのですから、しまつたといつて復活した分は、あれは九七年だといつて九七年に入ります。そして、九八年におやりになる。そこで来年、九九年もおやりになる。何のことはない、九四年から九九年まで六年間二兆円減税が横ばいだということですよ。

もし、そりで九九年もおやりになる。増税のインパクトがばんときたわけですね。それにあと消費税の五兆円も加わつて、七兆円増税のインパクトがきたわけですが、これは、打ち切るのをやめましたと言つておられるだけですよ。四兆円減税が横ばいだということですね。それが、もちろん金融機関、日本銀行を含めて、これから、もちろん金融機関、日本銀行を含めて、行つておる本年度の設備投資計画調査を見ても一齊にマイナスという結果が出ております。

ですから、はつきりはおつしやらなかつたが、これは、確かに九七年にサボつて九八年に二年分やるから、そこはちょっと効果が出来ますよ。けれども、ならして見てしまえば、二兆円減税がずっと九九年まで横ばいになるということでしょう。これは増税延期であつて、減税じゃないのですよ。減税したのは九四年なんです。あとはその減税を続けておるということだから、これは増税延期ではあっても、新たな減税ではないのですね。

だから、ここに言つておる四兆円減税、その効果はおつしやるが、そんなものはならして見ればならないですよ。ただ、ちょっと九七年にサボつて、九八年に九七年度分も年初にやり、それから九八年度分もこれからやるというから、それは

ちょっと出る、ちょっとプラスになるけれども、ならしてしまえば、これは胸を張って減税でございますと言うのは、ちょっと私はごまかしかどあるというふうに思います。

したがつて、この真水十二兆円の中から今二兆円をお取りになると、まずこの減税については四兆円引くのが正解。つまり、これは増税をしないということなんです。増税をしないということであつて、新たな減税をするのじやない。減税は、九四年にやつた減税がずっと横ばいなんですよ。

そこは、大蔵大臣はそういう説明を下から受けおられないと思いますが、今私がこういうふうにわかりやすく申し上げたことをお聞きになつて、どうお思いですか。なるほど、これは減税、減税と言つておるが減税継続ということだな、新た減税ではないな。ということは、これは増税をしないとは言えても、減税したとは言えない。どうでしょう、その点は。

○尾原政府委員 事実関係ですので、最初、私たちの考へている事実関係について御説明させていただきたいと思います。

今先生の御指摘がございましたのは、昨年二兆円の特別減税がなかつた、それで、ことしに入つて二兆円の特別減税、さらに二兆円の追加をするということになつておりますので、その辺が、本来昨年のない分を計算するべきではないかというお尋ねかと思います。

ただ、平成六年秋の税制改革といいますのは、まさにバブル崩壊後の経済対策にも配慮するといふ見地から、三年間減税を先行する、十六・五兆円の減税を先行する、それと見合いで消費税率を、地方消費税の一%を含めて二%引き上げをするといふ、そういう一体のものであつたわけでござります。

確かに、昨年度、そういうことで、当時の経済状況から見ても必要がないということで二兆円の特別減税は行わなかつたわけでござりますが、今申し上げましたこの平成六年秋の税制改革というのは、そのような三年の先行減税をすることに

よつて後年度にわたつてプラスの効果を期待するということをございましたのですから、今先生がおつしやいましたように、今回、二兆円の年内の追加減税を行うこととしておりますし、来年の二兆円の減税、これはまだ実施方法が決まっておりませんので、今回の景気の効果を計算する上から外してござりますけれども、この二兆円は丸々減税になると考へてよろしいのではないかと思つておるわけでござります。

○鈴木(淑)委員 や、今の説明は僕は納得しませんね。私も九四年ころは政府税調のメンバーでしたからよく知つています。要するに、年間五・五兆円なんですね。それで、そのうち二兆円が特別減税で、それで三年やつたらおしまいよ、十六・五兆円でおしまいよ。これは、だから五・五兆円の減税を三年続けるという約束。そして、約束どおりでござりますよといつて二兆円の特別減税をやめた。残り三・五兆円分は消費税のアップで回収しますよといつておやりになつた。だから、両方合わせて五・五兆円の減税を取り戻すのに七兆円の増税をされた。

ん、その分来年度にもプラスの影響は出るんですよ。

ですから、大臣、そういうマイナス成長が何とかプラス成長になつたが、〇・五から一%ぐらいいの成長率といふ中でこの金融構造改革を推進していくというのは相当の逆風であつて、やはり本來は、大蔵大臣は金融構造改革と並んで財政政策の担当者でいらっしゃるわけですから、こういうマクロ経済状況のもとで金融ビッグバンを進めるというはかなり摩擦がある、うつかりしたら立ち往生しかねないから、もう少しマクロ経済の受け皿をよくしなければだめだという御主張をしていただきたいというふうに私は思うのですね。ひそれは、私がそう言つていたということを頭に入れておいてください。

今までは金融ビッグバンも大変です。せいぜいゼロ%台のプラス成長ということだと、これは九二年度から九四年度の三年間のあの不況の状況と同じだということです。あれは大体〇・四%、〇・五%、〇・六%なんですよ、見えやすい数字ですが、九二、九三、九四年度という成長率が、あのころに逆戻りする程度なんですね。ですから、どうぞ油断を召されないように、マクロ経済の受け皿について油断されないように、さつきの企画庁のような説明を聞いて、おお、一・九かなんて思わないように、私は警告をしておきたいというふうに思います。

そこで、この金融システム改革に入つていく前にもう一つお伺いしたい。

これは割と純粹に教えてちょうだいという話ですが、先般三十兆円用意されましたね。十七兆円、十三兆円。そのうち二十兆円は債務負担行為で予算書に出していた。十兆円の交付国債はどこにあるかと思つたら出てなかつた。その処理はそれでいいんだと思いますが、どのくらい今お使いになっているか、またこの先どのくらいお使いになる見込みになつているかということです。例の十三兆円の分については、二兆円ちょっとと資本注入したらストップしちゃつたんじゃないかと私は

思いますが、この先どうか。それから、十七兆円についてはちよつと、拓銀の処理をやつていくと多分足りなくなつて十七兆円に手がつくのかなと思つていますが、どういう状況でしょうか。

○山口政府委員 お答え申し上げます。十七兆円、十兆円と七兆円に分かれております。十七兆円の方はいわゆるファイナンスという形でござります。それは、ロスが出れば七兆円の方になりますので、七兆円のことをちょっと頭に置いて御説明申し上げてよろしくございましようか。

前にも先生からのお尋ねがあつて、ちょっとその時点から若干変わっておると思いますが、五年の時点から若干変わつておると思いますが、五年間の財源見込みが一・七兆円、これは保険料での収支の収入でございます。それで、現時点での実行済みの金融機関ございまして、一・五九兆円でございます。それを差し引きますと一兆一千百億ぐらい、こんな感じになつておりますが、既に破綻が表面化した金融機関で三銀行、九組合、これの処理が実は予定されておりまます。これ以降一切破綻がないということであると

いふんですかね、二兆円ちょっとで終わりかねといふ点についてもお答えいただきたい。

○山口政府委員 御承知のように、十三兆円につきましては、約二兆円弱を三月末の時点で投入をさせていただきました。この措置は二〇〇一年三月までの措置でございますので、今後の状況いかんによつては、金融機関から申請があり、審査委員会が是としたものについてはまた資本注入があるわけでございますので、何ともそこは申し上げられないとということです。

○鈴木(瀬)委員 前半の十七兆円は私が言うところです。金繕りには使うということでありいいんじますね。金繕りには使うということですね。

さて、私ども、この三十兆円が出てきたときに、十七兆円については基本的には賛成をさせていたいたわけですね。これは機能的に日本版RTCの設立に相当するものであつて、むしろ遅きに失した、新進党は住専処理のときにもこのことを言つてたんだよといふことで、これには賛成いたしました。それで、これの使用状況、やはり、今伺つてみると、金繕りではもちろん欠かせないし、最終的にも少し公的資金を使うようになると、そもそもないということで、つくつてよかつたねということだと思います。

ですから、これはいいんですが、十三兆円の方

いたいたものを利用させていただけ可能性といふのはあるというふうに私は考えておるわけでございます。その破綻がどんどん出てくるとかいうことを予想して申し上げているわけではないわけ

でございますけれども、そんな感覚で今おるわけでございます。それは、非常に常識的な判断でそうだと思います。それ以外にも、十兆円の金繕りのところも使いますね。保険料といふのは一年一年入つてくるので、今の金額を聞けば、保険料と大体とんとんだということは金繕りで使うということです。

それと、山口局長、もう一つ。十三兆円はあれで終わりかね、二兆円ちょっとで終わりかねといふ点についてもお答えいただきたい。

○山口政府委員 御承知のように、十三兆円につきましては、約二兆円弱を三月末の時点で投入をさせていただきました。この措置は二〇〇一年三月までの措置でございますので、今後の状況いかんによつては、金融機関から申請があり、審査委員会が是としたものについてはまた資本注入があるわけでございますので、何ともそこは申し上げられないとということです。

○鈴木(瀬)委員 前半の十七兆円は私が言うところです。金繕りには使うということですね。

さて、私ども、この三十兆円が出てきたときに、十七兆円については基本的には賛成をさせていたいたわけですね。これは機能的に日本版RTCの設立に相当するものであつて、むしろ遅きに失した、新進党は住専処理のときにもこのことを言つてたんだよといふことで、これには賛成いたしました。それで、これの使用状況、やはり、今伺つてみると、金繕りではもちろん欠かせないし、最終的にも少し公的資金を使うようになるかもしないということで、つくつてよかつたねということだと思います。

それで、またおちやぢやになつた説明がありまますので、ちょっと省略させていただきますと、大正確に言つて、一般勘定と特例勘定と分かれますが、足しますと約一兆でござります。

どうぞ、貴重な国民の税金でござりますから、経営救済的な使い方、不公平な使い方はしないで、まだ十一兆円あるなどいふので何か使えないかといふような下知をなさらないよう大臣にお願いをしたい。今の御方針でやつていただきたいというふうに思いますが、いかがでござりますか、大臣。

は、御承知のように、私どもは、これは日本版RFCで、一九三三年に逆戻りだと。公的資本の注入というのは、これは経営救済的に使えばモラルハザードが発生する、大変不公平だということです。アメリカではそういう使い方をしてはいけないということになつて、健全な銀行なら市場で調達できるからどこも手を挙げないはずだ。つまり、これは使えば問題を引き起こす、そういうところに入れないといえれば要らないお金だ、そういうことで反対したわけですが、その後、委員会などをおつくりになつて、私も猛反対をした結果は二兆円弱でございました。そこには、私と同様に反対したものがいるのですから、結果は二兆円弱でございました。それは私に言わせればよかつたということあります。モラルハザードを発生させるような経営救済的な方にお金を使わぬから二兆円でとまつたので、それはそれで私どもの主張を入れていただいたという意味でよかったです。しかし、今後も経営救済に使つてはダメです。それが、何とも申し上げられないと、そのことになります。

それでは、二兆円弱がどうして出でつたのか。これはあのときにも御指摘申し上げましたように、どう見ても市場で調達できる銀行にも手を挙げるといつて手を挙げさせて、何か護送船団的に使つてしまつたな。これは私が言つてゐるだけじゃなくて、世間一般の受けとめ方もそうでありますし、そつと言つてはなんですが、私は銀行の頭上は使わぬということです。

それでは、二兆円弱がどうして出でつたのか。これはあのときにも御指摘申し上げましたように、どう見ても市場で調達できる銀行にも手を挙げるといつて手を挙げさせて、何か護送船団的に使つてしまつたな。これは私が言つてゐるだけじゃなくて、世間一般の受けとめ方もそうでありますし、そつと言つてはなんですが、私は銀行の頭上は使わぬということです。

さて、直接裏話を聞いておりますので、もうこれ以上は申しませんが、そういうことで二兆円弱お使いになつたが、それ以上は使わぬということは、私はむしろ結構なことだと思っております。

どうぞ、貴重な国民の税金でござりますから、経営救済的な使い方、不公平な使い方はしないで、まだ十一兆円あるなどいふので何か使えないかといふような下知をなさらないよう大臣にお願いをしたい。今の御方針でやつていただきたい

○松永國務大臣 委員よく御承知のとおり、申請主義でございますから、考えられるのは、受け皿銀行については、これは資本注入の申請についてはそれに応じて資本充実のための支援をするという考え方になつておるわけでありまして、こちらの方が出てきた場合には十三兆のうち二兆使つて残り十一兆あるわけありますけれども、厳密に言えば、三兆の交付国債の方は使つておりますんで、政府保証によつて日銀等から借り入れた分から二兆円使つたということでございます。受け皿になる銀行が出てきて、そして、何といいますか、分子の方が足りなくなつたということでの申請があつた場合には、これは審査委員会を開いて、審査基準に基づいて適正な審査をして対応する、こういうことにならうかと思います。

○鈴木(淑)委員 私ども自由党だけではなくて、他の野党も受け皿銀行に資本注入するということには賛成していたと思うのですね。受け皿銀行のような例外的な場合を除くとこの公的資本注入は問題ですよということを繰り返し申し上げていた。当時は新進党としても申し上げていたし、ですから、今の野党も大体の意見はそうなのだろうと思ひます。ですから、大臣お答えのように、受け皿銀行が、どうしても市場で調達できないのだ、受け皿になって資産だけえらい大きくなつてしまつたけれども、資本調達力からいうとちょっとと無理なんだということであれば、残りの十一兆円強をお使いになつていただけて結構だと私は思います。

ただ、当面話題になつて北洋銀行に關して言ひますと、私が集めた情報では、北洋銀行はその気になれば公的資本注入してもらわなくとも自己資本比率四%達成できそだという話もありまぬ。これは、もしそうだとしたら無理に公的資本を注入する必要はないので、市場調達する、自立した銀行として自己努力でやれるのだというふうに思ひます。無理やり護送船團的におやりにならないでいただきたいと思ひますが、いかが

でございますか。

○松永國務大臣 申請があつた場合には審査委員会で審査をして、あれは全会一致であつたかと思ひます。仕組みとしては、民間の方で資本の充実を図りたいというわけで申請があつた場合には、これまで審査委員会で決めることでありますので、私の方がここであれこれ言うというのはちょっとと言ひ過ぎにならうかと思ひます。私も現段階では審査委員の一人でありますけれども、申請があつた場合には審査委員会で議論をして決める、こういうことになるわけでございます。

○鈴木(淑)委員 それは形式的にといいますか、建前といいますか、それではそうだと思うのですが、私が大臣にお願いしましたのは、内々で、もうやめたはずの密室談合型の、誘導型の、事前介入型の行政指導などは決しておやりにならないでくださいという意味であります。

それでは、今話題になつて公的資本注入の話なんですが、今政府の金融行政というものは考え方の根本のところで少し混乱してやしないかと思ひます。例えば、今の公的資本注入の話といふ節が幾つかあるのですね。

大臣、この二つのうちどっちが大事ですか。矛盾しているのですから、どっちか大事とおつしやらないと説明つかぬでしよう。いかがでしよう。

○山口政府委員 お答えいたします。

いつも先生の御質問、考え方せられる難しい問題でございますけれども、早期は正措置の考え方自体が、少し私どもの考え方と御認識において違ひがあるのかなと思いますのは、早期は正措置というの、確かに措置としては行政措置、行政命令を出すということです。それは、自己資本が下がるうとするものをどうやって自助努力あるいはリストラで最小限にとどめるか、こういうことを今急速にやつてもらつてある。それで金融機関としては頭が痛い。しかし、これはいずれはやらざるを得なかつたといふことがあります。

しかし、現在の時点においてやるべきこと、まず不良債権を償却すべきものは償却して、自己資本が下がるうとするものをどうやって自助努力あるいはリストラで最小限にとどめるか、こういうことを今急速にやつてもらつてある。それで金融機関としては頭が痛い。しかし、これはいずれはやらざるを得なかつたといふことがあります。

○鈴木(淑)委員 山口局長の御説明はそれなりにわかるのですが、実際はさつき私ちよつと言つたように、不良債権の早期処理はやりたい、しかしそうすると自己資本比率は痛む、何とかぎりぎり八%あるいは四%をクリアしたい、こういう思いでやつているなら私もしようがないなと思うのです。ちょっと矛盾した二つのことを要求してしまつた以上しようがないなと思うのですが、さつ

き言いましたように、実際に銀行界の雰囲気を見ると、自己資本比率引き上げ競争みたいなところがあります。八%で満足していない。もつと上げていかないと他行におくれをとるぞという、例の横並び意識が働いてしまって、次は〇だ、次は一二だという意識で動いているのです。

そこで、私は松永大臣にお願いしたいのは、昔のような行政指導をやつてくださいと言っているのじやないですよ。一行一行呼び込んでやれなくて言っているのじやない。ましてや局長に対して晚飯食いながら話しこんなていう危ないことを勧めているのじやない。そうでなく、昼間きっちりとしたところで、自己資本比率というのとは高ければ高いほどいいわけではないよ、この指標というのオブティマルな、適正な水準があるよ、これが八であつたり四であつたりするんだ、それをちょっと超えたぐらいい、そしたら、そこから先は、こつちは上げればいいといふ話ではないんだ、大いに不良債権処理を急いでもらつていいんだよという行政の基本方針を言つていただきたいものだと思うのです。

大臣にも、そういう考えをどこかで講演でもなさるときに言つていただきたい。いたずらに横並び意識で自己資本比率引き上げ競争なんかするなといふことを言つていただきたい。自己資本比率にはオブティマルなレベルがある、それを超えてどんどん引き上げたら、それはダメですよ。競争に負けてしまうし、もちろん貸し済りも起きますし、それを大事に思つたら不良債権の早期処理が進まなくなってしまうのですね。

これは今や両方一遍にやつてしまっている。山口局長、正直に言わせてそのとおりなんですが、本来はこれは順番にやらなければいけなかつたのですね。米国の例を見ると、不良債権早期処理を八〇年代後半に先にやつてあるんですよ。それから、自己資本比率を問題にする早期は正措置が九年の暮れに入つてくるんですね。そういう形で順番をつけてやればよかつたのだけれども、今二になつてそんなことを言つても手おくれですか

ら、批判することはできても手おくれだから、建設的な物の考え方として申し上げるとすれば、今までの法律の精神に基づいてありますから、あの法律の精神に基づいて要請をいたしました。そつたら、ある新オフの関係にあるのだ。トレードオフの関係にあるのに、片一方を多々ます弁ずだと思つてやられたのでは、こつちがためになつてしまつ。しかし、今の日本の景気にとつては、不良債権早期処理ぐらい大事なことはないのです。むしろあとは不良債権早期処理の方へ急がせなければいけない。いかがですか、大臣。

○松永国務大臣 今委員御指摘のよう、自己資本比率、高ければ高いほどいいというのではなく、恣意をふやさないとか、そういうのではなく、私は思いますが八であつたり四であつたりするんだ、それを二二にして、一五にする、そのことのために不本意債権の償却を怠るとか、あるいはまた貸し出しを怠りますよ。八%を悠々クリアしておけばそれでいいのじやないかなというふうに私は思います。自己資本比率をさらに高めていく、一〇にし、一二にして、一五にする、そのことのために不本意債権はやめてもらいたいなという感じを私は持ちます。

実は今、政府・与党で十六兆円強の経済対策を決定をして、いろいろなことをこれからお願ひます。それは、自己資本比率が高ければ高いほどいいわけではありませんが、その経済対策をやつたとしてもそれがいろいろな対策をやつたとしてもその効果は減殺されるぞ、それほど出てこぬぞという指摘もあるのですから、そこで先般、二十七日の日でございましたけれども、都銀の代表、長信銀の代表、信託銀行の代表に来ていただきまして、企業に対しても公的資金によって資本注入を受けた銀行が、國民から依然として貸し済りをしているなどという批判を受けることは甚だ残念、そういうふうにとつた人は新聞で批判したのだろうと思ひますから、ぜひそれは、介入行政じやない、命令じやないというところをはつきりさせておつしやつていただきたいものだというふうに思います。その限りでは、私はそういうことをやつただくのは結構なんだと思つております。

ただ、要請される方の立場に立ちますと、実は

うのではなくして、要請というか、そういう形でやりなさいというふうにわざわざあの法律、書いてあるようありますから、あの法律の精神に基づいて要請をいたしました。そつたら、ある新規では、実は批判されたんですよ。銀行の代表を呼んで要請するのは実は護送船団方式の復活じやないかななどという批判を受けました。しかし今、貸し済り問題が世間に非常に厳しい批判を受けているときもありますから、そしてまた、資本注入をしたことでもありますから、やはり国民の批判がないよう、銀行としての社会性、公共性の精神に立ち返つて健全な企業に対する融資というものはやつてもらいたいということを要請したわけであります。私は、間違つたことをしたとは思つておりません。今後ともその点については努力をしていきたい、こう考えているところでござります。

○鈴木(源)委員 二つのことがありまして、一つは、自己資本比率が高ければ高いほどいいわけじゃないということなのです。ぜひそのこともそくやつて銀行の指導者を集めたときには強調していただきたい。それもおつしやつていただきたいのかも知れませんが、ぜひその点にウエートを置いていただきたい。

それから、もう一つあるのは、貸し済り解消。貸し済りをしないでくれというのは、大臣おつしやるよう、それは要請です。昔のようにそれを命令してしまつてはいけないわけです。要請としてそういうふうにおつしやつていただきのところを結構だと思います。しかし、それが何か実は要請という名の命令だ、昔流の介入行政だといふふうにとつた人は新聞で批判したのだろうと思ひますから、ぜひそれは、介入行政じやない、命令じやないというところをはつきりさせておつしやつていただきたいものだというふうに思います。その限りでは、私はそういうことをやつただくのは結構なんだと思つております。

大臣、この点についてもぜひ講演などされるときに言つていただきたいと思うのです。つまり、さつきのお話のときに、自己資本比率は多々ます弁ずじやないよという、もう一つ言えば、収益率が下がつてしまつたらこれからピックアップで戦えないじやないか、資本をただただふやしたら収益率下がるのだぞ、株価もおつこつてしまふぞ、こういう話もぜひ言つていただきたいと思います。

銀行法の規定では、命令するとか指導するとい

けではないのです。これはまさに金融ビッグバン、このシステム改革四法案が実行に移されることを頭に置いて、収益率を高めるためのリストラの一環として融資構造をリストラしているのです。ですから、要請される方の身になつてみると、ちよつとつらいものがあるのです。ここにもかかし、今の日本の景気にとつては、不良債権早期処理ぐらい大事なことはないのです。むしろこつちの自己資本比率は一定のところにいついたら、あとは不良債権早期処理の方へ急がせなければいけない。いかがですか、大臣。

○松永国務大臣 今委員御指摘のよう、自己資本比率、高ければ高いほどいいといふのではなく、恣意をふやさないとか、そういうのではなく、私は思いますが八であつたり四であつたりするんだ、それを二二にして、一五にする、そのことのために不本意債権はやめてもらいたいなという感じを私は持ちます。

実は今、政府・与党で十六兆円強の経済対策を決定をして、いろいろなことをこれからお願ひます。それは、自己資本比率が高ければ高いほどいいわけではありませんが、その経済対策をやつたとしてもそれがいろいろな対策をやつたとしてもその効果は減殺されるぞ、それほど出てこぬぞという指摘もあるのですから、そこで先般、二十七日の日でございましたけれども、都銀の代表、長信銀の代表、信託銀行の代表に来ていただきまして、企業に対しても公的資金によって資本注入を受けた銀行が、國民から依然として貸し済りをしているなどという批判を受けることは甚だ残念、そういうふうにとつた人は新聞で批判したのだろうと思ひますから、ぜひそれは、介入行政じやない、命令じやないというところをはつきりさせておつしやつていただきたいものだというふうに思います。その限りでは、私はそういうことをやつただくのは結構なんだと思つております。

ただ、要請される方の立場に立ちますと、実は

○山口政府委員 大変大事な点の御指摘だと思ひます。

我が國の銀行は、まあ言つてみれば非常に規模が大きいということですけれども、逆に言いますおつたということですけれども、逆に言いますと、先生の御指摘のように、資産だけ大きく、それ見合った自己資本も多いだろうけれども、効率が悪いね、収益率が低いねと。例えば、利さやを見ましても、アメリカの銀行等は3%ぐらいは取つて、日本は1%台しかない、これでは彼ら銀行が逆立ちしても勝てないじやないかという議論もあるわけです。そうすると、国際競争力を強めるためには、もちろん、自己資本比率をできるだけ高めると同時に、ROEとかROAとかいうその収益性を高めなければいけない。

そのときにいろいろな方策があつて、リストラということを再三申し上げていますが、加えて、やはりいろいろな手段も与えてあげる必要があるということです、今回法案で御審議賜つておりますSPC法等は、これは要するに資産を少し減らすお手伝いをする仕組みでございます。要するに、資産を減らすということを、例えば中小企業向け貸し出しを健全な先もむやみやたらと削つてしまふということになりますと、大臣が御心配された貸し済り現象ということになる。そうでない非効率な、例えは不良資産、あるいは良質なものでもそれは証券市場の方でやるということもありますし、いろいろな形での資産の組み立て方といいましょうか、効率的な資産構成といいましょうか、そういうものをおいかに構築するか。

それと、もう一つはやはり戦略だと思いますね。もうからない仕事を一生懸命やるのか、少し自分の得意な分野なりノウハウで食つていただけるようなところを伸ばすというようなことをやりませんと、なかなか一挙に資産を半分にすればいいじやないかとも言えない話でござりますので、そういうつたところの努力、まあ広い意味ではリストラだと思いますけれども、金融機関はそれぞれ考え方から国際的な競争裏で打ちかかっています。

いただきたいというふうに考えておる次第でござります。

○鈴木(瀬)委員 そういう考え方でお願いしたいと思ひますが、ただ、ちょっとと気になりますのは、銀行の経営者の立場に立つと、今山口局長の話を聞いていたときに引つかれるところが一つあると思うのです。

私どもは収益率を高める融資構造のリストラをやっているのだ、だが健全な中小企業、成長性の高い優秀な企業に対する融資を切るものか、冗談じやないよ、必ずそう言われますよ。ですから、そこはお気をつけいただきたい。そんなばかり業を残し、それから融資の歩どまりが悪かつたなどのことです。相当考えて考へて、成長性の高い企業だから切るなんということをやっているのじゃないのです。相当考えて考へて、成長性の高い企業を死んで今リストラをやっているわけです。

それから似たような、資本は多いのかね、少ないとおきをつけていた方がいい。経営者は必死になつて今リストラをやっているわけです。

そこで、方向はいいのですが、ここにも、資本は過剰のかね、過小なのかねという問題がある。ですから、この問題は一律に扱つてはいけないのです。一律に扱つと行政が混乱しているのじゃないかという印象を与えて、どつちかだと思いつゝまれて横並びではあつと走られる困るのであります。これは企業によつて違うのですからね。そういう問題があるということを指摘させていただきたいと思います。必ずこつちだ、必ずあつちだと言つてはいけないのだというふうに思います。

それから最後に、今の組みで、ちょっととこれは不健全なやり方だつたとは思いますが、しようがないというので、低価法から原価法へ切りかえてもいいよということをやりました。銀行さんによつては、それに飛びついて自己資本比率を上げます。それから、自社株の買い入れ消却をやりやすくしてやろうと。これも私は、前国会のときは一緒に議員立法で名を連ねさせていただいて、一緒に賛成していますが、実は、この土地再評価を認めて資本を減らしてやろうという話は、方向が逆方向なのです。一体日本は資本が多いのかね、少ないのかね、問題意識は一体どうなつてているのかね。

実は、これは別に自民党さんの政策企画者の頭が混乱しているのではなくて、二つ問題があるのですよ。御承知のとおりです。つまり、バブル時代に物すごい安いコストで、ほとんどコストなし

でエクイティファイナンスができた時代にばんばん資本調達してしまつた企業が、その後の情勢の中でも、これは資本過剰だ、自社株買いをして一単位当たりの品物を上げていかなければだめだな

ということに気づいているというグループが一方にあるのです。他方には、実は相當ない土地を持つておる、この含み益を出せば相当自己資本比率が上がるのに、ちょっとと税金が怖くてやれない、そういう連中に對してこっちを使えと、両方やつたんだと思うのです。だから、僕は両方とも賛成いたしましたし、我が党も賛成しました。

それで、方向はいいのですが、ここにも、資本は過剰のかね、過小のかねという問題がある。ですから、この問題は一律に扱つてはいけないのです。一律に扱つと行政が混乱しているのじゃないかという印象を与えて、どつちかだと思いつゝまれて横並びではあつと走られる困るのであります。これは企業によつて違うのですからね。そういう問題があるということを指摘させていただきたいと思います。必ずこつちだ、必ずあつちだと言つてはいけないのだというふうに思います。

それから最後に、今の組みで、ちょっととこれは不健全なやり方だつたとは思いますが、しようがないというので、低価法から原価法へ切りかえてもいいよということをやりました。銀行さんによつては、それに飛びついて自己資本比率を上げます。それから、自社株の買い入れ消却をやりやすくしてやろうと。これも私は、前国会のときは一緒に議員立法で名を連ねさせていただいて、一緒に賛成していますが、実は、この土地再評価を認めて資本を減らしてやろうという話は、方向が逆方向なのです。一体日本は資本が多いのかね、少ないのかね、問題意識は一体どうなつてているのかね。

実は、これは別に自民党さんの政策企画者の頭が混乱しているのではなくて、二つ問題があるのですよ。御承知のとおりです。つまり、バブル時代に物すごい安いコストで、ほとんどコストなし

うに評価していただきたいと思うわけでございま

す。

しかし、健全性の観点からいいますと、確かに一つしやるとおりの問題はあると思います。そこで、ディスクロージャーをきちんとやつております。原価法をとった場合にはディスクロージャーをやつております。それから、BIS基準の含みにも算入しないたしましたので、その辺についてでは不健全な経営ということにはならないようになります。

将来的に金融商品をどうするのか、評価をどうするのかということについては、企業会計の問題として今審議会で議論しております。確かに、時価会計にみんな金融商品をやつしていくというのも大きな流れだつたとは思います。しかし、株式でも、長期の保有のものとそうでないものを少し分けて議論していいじゃないかという議論も当然あると思います。アメリカやドイツでもそういった考え方というのがございますので、今後、企業会計審議会等の御議論を注意深く見てまいりたいというふうに思つておる次第でござります。

○鈴木(瀬)委員 今、山口局長のお話の中で、時価会計が大きな方向だとおっしゃつたのを聞いて私は安心いたしました。大蔵省全体としてこの方向性というのはしっかりと踏まえて、審議会も大事だけれども、大蔵省の行政、各局の行政の中にコンシスティントにその方向性を出していくてもらいたいというふうに思います。

そういうふうに考えると、尾原局長、一つ大きな問題があるのですね。時価会計に移行していくこという場合に、土地の再評価の問題がありますね。そして、土地再評価を認めてあげるよ、資本に入れる形で認めてあげるよ、こう言つてあります。が、それは無税でやらせたわけですが、再評価益を何かに使つたらやはり税金がかかってきますね。

私は、先ほどお話ししていただけた早期是正措置と早期処理の矛盾とかあるいは金融ビッグバンとの矛盾とか、要するに早期是正措置、それから早期処

理、それから金融ビッグバンをにらんだ収益率を上げる、この三つが複雑に矛盾し合って困っています。その中で一つの方向性として考えられることは、今相当地価が下がったとはいうものの、「一流銀行は昭和二十年代、三十年代、あるいは戦前から銀座を初め目抜き通りのいいところに店舗張っていますから、まだ相当土地の含み益は持っていると思うのですね。ですから、あの土地の含み益を、いずれにしても時価会計に行くのだからいはずれは出さなければいけないのだ。いすれば出さなければいけないのだが、ここでこの含み益を出しても不良債権の早期処理一挙償却ばつとやれ。そのときに限り、主税局は目をつぶす。そして早期処理がいく。これは、バブル崩壊、資産デフレで痛めつけられた日本の企業に眠っているほとんど唯一の宝みたいなところへ手をつけるのだと思います。しかし、方向が時価会計だったら、これに早晚手をつけるのですから、今不良債権一挙処理の手段として手をつけた方がいいじゃないか。

これは、実は政治家が判断することであつて、官僚の皆さんにそう言つてもちょっと無理な

んです。残念ながら、大臣お手洗いが長いよう

ありますが、大臣のよつたな政治家に御判断いただ

きたい非常に重要な問題なんですね。ですから、私はこの際は、大蔵省の皆さんに、時価会計とい

うグローバルな世界の流れを踏まえて今後やつて

きたい。

それで、尾原局長、これは課税上の問題ですか

れども、不良債権の早期処理に限り、含み益を損

益通算に使つてしまつていい、こういう議論をせ

ひ税調に投げかけて考えていただきたいと思つて

思つてゐるのですが、いかがですか。

○尾原政府委員 浜田(靖) 委員長代理着席  
が入った場合の取り扱いについてのお尋ねだったと思います。

現在、法人税法の方で時価会計についてどう対応するのか、企業会計審議会の対応を待つて検討しているべきだと思っておりますが、現在も、金融機関等の認可を受けて、投資勘定についてデリバティブその他金融資産について時価会計をとった場合には、それをそのまま認めるとということを税法でもやつてあるところございます。

ただ、土地についてはいろいろ問題があるようございまして、現在いろいろ検討が進んでいる場合には、それをそのまま認めるとということを税法でもやつてあるところございます。

企業会計審議会での動向を見ながら税制においてどう取り扱うかを検討していくことになると思いますが、今先生おっしゃいましたように、仮に時価会計をそのまま税金で受け入れた場合、そのまま償却と認めるとということになつてしまいますが、今先生おっしゃいましたように、仮に時価会計をそのまま税金で受け入れた場合、そのまま償却と認めるとということになつてしまふ

と、では、時価で評価しましたら損が出た場合もあるわけですね。それと逆にいたしますと、そればかり考えていてほしいというふうに申上げたのですが、時価会計にいきますと、いずれも含み益が出てくるわけですね。それだから、本当に危機に陥った日本経済を突破する、それを緊急避難的な一時的な措置として土地の含み益で不良債権を一挙処理させてやる、その場合、損益通算で税金かけないよ、こういう考え方があり得ると思うんですね。だから、尾原局長、さつきのお答えは一般論として答えておられましたがあが、私は、割と二年の短期の特別措置といふふうに考えておりますが、今お席を外しておられるときに、そのことを大蔵省の皆さんに申し上げたところであります。

しかし、これは政治家の決断にかかっているのであって、大蔵省の官僚の皆さんの方は提案しておられるときにはならないと思います。恐らく、各局の利害が対立してしまつて、こんなことをやろうと言つたらとてもだめだなというふうに思います。

政治家の指導性がないことであろうと、いうふうに思います。ぜひ自民党さんにも真剣にお考えいただければありがたいと思います。私どもはその方向で提案していきたいと思っております。

それから、次に、この金融四法そのもの話には、金融システム改革案の中で、保険の取り扱い、保険業の取り扱いが気に入らないのですね。これはもう御存じだと思いますが、銀行が保険会社を子会社としたり兄弟会社とする時期は、平成十二年度末までの政令で定める日。遅いですね。しか

し、他の類似ケースの相互参入、その中には保険が銀行に入つてくるのも含みますが、それらは平成十一年度末までに自由化すると言つているのですね。私ども自由党はそれを主張しております。それをぜひ御検討いただきたい。

特に、さつき山口銀行局長のお答えの中、世界の大勢、グローバルスタンダードの方向は明らかに時価会計だというお話をあつて、私は、大蔵省がそう思つてゐるのは大変結構だ、ぜひとも大蔵省も各局共通に時価会計の方向をにらんだ行政

買つて店舗を張つてゐる。あの辺はまだ相当な含み益があるわけですから、もし、时限立法で本当にこの一年、二年、不良債権処理に使つた場合に限り損益通算させてやるから、含み益出して不良債権一挙に処理してしまえ。これをやりますと、自己資本を傷めないで不良債権の一挙処理が進むのですね。私ども自由党はそれを主張しております。それをぜひ御検討いただきたい。

特に、さつき山口銀行局長のお答えの中、世

界の大勢、グローバルスタンダードの方向は明ら

かに時価会計だというお話をあつて、私は、大蔵

省がそう思つてゐるのは大変結構だ、ぜひとも大

蔵省も各局共通に時価会計の方向をにらんだ行政

買つて店舗を張つてゐる。あの辺はまだ相当な含

み益があるわけですから、もし、时限立法で本当にこの一年、二年、不良債権処理に使つた場合に限り損益通算させてやるから、含み益出して不良

債権一挙に処理してしまえ。これをやりますと、自己資本を傷めないで不良債権の一挙処理が進む

のですね。私ども自由党はそれを主張しております。それをぜひ御検討いただきたい。

特に、さつき山口銀行局長のお答えの中、世

界の大勢、グローバルスタンダードの方向は明ら

かに時価会計だというお話をあつて、私は、大蔵

省がそう思つてゐるのは大変結構だ、ぜひとも大

蔵省も各局共通に時価会計の方向をにらんだ行政

買つて店舗を張つてゐる。あの辺はまだ相当な含

み益があるわけですから、もし、时限立法で本当にこの一年、二年、不良債権処理に使つた場合に限り損益通算させてやるから、含み益出して不良

債権一挙に処理してしまえ。これをやりますと、自己資本を傷めないで不良債権の一挙処理が進む

のですね。私ども自由党はそれを主張しております。それをぜひ御検討いただきたい。

特に、さつき山口銀行局長のお答えの中、世

界の大勢、グローバルスタンダードの方向は明ら

かに時価会計だというお話をあつて、私は、大蔵

省がそう思つてゐるのは大変結構だ、ぜひとも大

蔵省も各局共通に時価会計の方向をにらんだ行政

買つて店舗を張つてゐる。あの辺はまだ相当な含

み益があるわけですから、もし、时限立法で本当にこの一年、二年、不良債権処理に使つた場合に限り損益通算させてやるから、含み益出して不良

債権一挙に処理してしまえ。これをやりますと、自己資本を傷めないで不良債権の一挙処理が進む

のですね。私ども自由党はそれを主張しております。それをぜひ御検討いただきたい。

特に、さつき山口銀行局長のお答えの中、世

界の大勢、グローバルスタンダードの方向は明ら

かに時価会計だというお話をあつて、私は、大蔵

省がそう思つてゐるのは大変結構だ、ぜひとも大

蔵省も各局共通に時価会計の方向をにらんだ行政

買つて店舗を張つてゐる。あの辺はまだ相当な含

み益があるわけですから、もし、时限立法で本当にこの一年、二年、不良債権処理に使つた場合に限り損益通算させてやるから、含み益出して不良

債権一挙に処理してしまえ。これをやりますと、自己資本を傷めないで不良債権の一挙処理が進む

のですね。私ども自由党はそれを主張しております。それをぜひ御検討いただきたい。

特に、さつき山口銀行局長のお答えの中、世

界の大勢、グローバルスタンダードの方向は明ら

かに時価会計だというお話をあつて、私は、大蔵

省がそう思つてゐるのは大変結構だ、ぜひとも大

蔵省も各局共通に時価会計の方向をにらんだ行政

買つて店舗を張つてゐる。あの辺はまだ相当な含

み益があるわけですから、もし、时限立法で本当にこの一年、二年、不良債権処理に使つた場合に限り損益通算させてやるから、含み益出して不良

債権一挙に処理してしまえ。これをやりますと、自己資本を傷めないで不良債権の一挙処理が進む

のですね。私ども自由党はそれを主張しております。それをぜひ御検討いただきたい。

特に、さつき山口銀行局長のお答えの中、世

界の大勢、グローバルスタンダードの方向は明ら

かに時価会計だというお話をあつて、私は、大蔵

省がそう思つてゐるのは大変結構だ、ぜひとも大

蔵省も各局共通に時価会計の方向をにらんだ行政

買つて店舗を張つてゐる。あの辺はまだ相当な含

み益があるわけですから、もし、时限立法で本当にこの一年、二年、不良債権処理に使つた場合に限り損益通算させてやるから、含み益出して不良

債権一挙に処理してしまえ。これをやりますと、自己資本を傷めないで不良債権の一挙処理が進む

のですね。私ども自由党はそれを主張しております。それをぜひ御検討いただきたい。

特に、さつき山口銀行局長のお答えの中、世

界の大勢、グローバルスタンダードの方向は明ら

かに時価会計だというお話をあつて、私は、大蔵

省がそう思つてゐるのは大変結構だ、ぜひとも大

蔵省も各局共通に時価会計の方向をにらんだ行政

買つて店舗を張つてゐる。あの辺はまだ相当な含

み益があるわけですから、もし、时限立法で本当にこの一年、二年、不良債権処理に使つた場合に限り損益通算させてやるから、含み益出して不良

債権一挙に処理してしまえ。これをやりますと、自己資本を傷めないで不良債権の一挙処理が進む

のですね。私ども自由党はそれを主張しております。それをぜひ御検討いただきたい。

特に、さつき山口銀行局長のお答えの中、世

界の大勢、グローバルスタンダードの方向は明ら

かに時価会計だというお話をあつて、私は、大蔵

省がそう思つてゐるのは大変結構だ、ぜひとも大

蔵省も各局共通に時価会計の方向をにらんだ行政

買つて店舗を張つてゐる。あの辺はまだ相当な含

み益があるわけですから、もし、时限立法で本当にこの一年、二年、不良債権処理に使つた場合に限り損益通算させてやるから、含み益出して不良

債権一挙に処理してしまえ。これをやりますと、自己資本を傷めないで不良債権の一挙処理が進む

のですね。私ども自由党はそれを主張しております。それをぜひ御検討いただきたい。

特に、さつき山口銀行局長のお答えの中、世

界の大勢、グローバルスタンダードの方向は明ら

かに時価会計だというお話をあつて、私は、大蔵

省がそう思つてゐるのは大変結構だ、ぜひとも大

蔵省も各局共通に時価会計の方向をにらんだ行政

買つて店舗を張つてゐる。あの辺はまだ相当な含

み益があるわけですから、もし、时限立法で本当にこの一年、二年、不良債権処理に使つた場合に限り損益通算させてやるから、含み益出して不良

債権一挙に処理してしまえ。これをやりますと、自己資本を傷めないで不良債権の一挙処理が進む

のですね。私ども自由党はそれを主張しております。それをぜひ御検討いただきたい。

特に、さつき山口銀行局長のお答えの中、世

界の大勢、グローバルスタンダードの方向は明ら

かに時価会計だというお話をあつて、私は、大蔵

省がそう思つてゐるのは大変結構だ、ぜひとも大

蔵省も各局共通に時価会計の方向をにらんだ行政

買つて店舗を張つてゐる。あの辺はまだ相当な含

み益があるわけですから、もし、时限立法で本当にこの一年、二年、不良債権処理に使つた場合に限り損益通算させてやるから、含み益出して不良

債権一挙に処理してしまえ。これをやりますと、自己資本を傷めないで不良債権の一挙処理が進む

のですね。私ども自由党はそれを主張しております。それをぜひ御検討いただきたい。

特に、さつき山口銀行局長のお答えの中、世

界の大勢、グローバルスタンダードの方向は明ら

かに時価会計だというお話をあつて、私は、大蔵

省がそう思つてゐるのは大変結構だ、ぜひとも大

蔵省も各局共通に時価会計の方向をにらんだ行政

買つて店舗を張つてゐる。あの辺はまだ相当な含

み益があるわけですから、もし、时限立法で本当にこの一年、二年、不良債権処理に使つた場合に限り損益通算させてやるから、含み益出して不良

債権一挙に処理してしまえ。これをやりますと、自己資本を傷めないで不良債権の一挙処理が進む

のですね。私ども自由党はそれを主張しております。それをぜひ御検討いただきたい。

特に、さつき山口銀行局長のお答えの中、世

界の大勢、グローバルスタンダードの方向は明ら

かに時価会計だというお話をあつて、私は、大蔵

省がそう思つてゐるのは大変結構だ、ぜひとも大

蔵省も各局共通に時価会計の方向をにらんだ行政

買つて店舗を張つてゐる。あの辺はまだ相当な含

み益があるわけですから、もし、时限立法で本当にこの一年、二年、不良債権処理に使つた場合に限り損益通算させてやるから、含み益出して不良

債権一挙に処理してしまえ。これをやりますと、自己資本を傷めないで不良債権の一挙処理が進む

のですね。私ども自由党はそれを主張しております。それをぜひ御検討いただきたい。

特に、さつき山口銀行局長のお答えの中、世

界の大勢、グローバルスタンダードの方向は明ら

かに時価会計だというお話をあつて、私は、大蔵

省がそう思つてゐるのは大変結構だ、ぜひとも大

蔵省も各局共通に時価会計の方向をにらんだ行政

買つて店舗を張つてゐる。あの辺はまだ相当な含

み益があるわけですから、もし、时限立法で本当にこの一年、二年、不良債権処理に使つた場合に限り損益通算させてやるから、含み益出して不良

債権一挙に処理してしまえ。これをやりますと、自己資本を傷めないで不良債権の一挙処理が進む

のですね。私ども自由党はそれを主張しております。それをぜひ御検討いただきたい。

特に、さつき山口銀行局長のお答えの中、世

界の大勢、グローバルスタンダードの方向は明ら

かに時価会計だというお話をあつて、私は、大蔵

省がそう思つてゐるのは大変結構だ、ぜひとも大

蔵省も各局共通に時価会計の方向をにらんだ行政

買つて店舗を張つてゐる。あの辺はまだ相当な含

み益があるわけですから、もし、时限立法で本当にこの一年、二年、不良債権処理に使つた場合に限り損益通算させてやるから、含み益出して不良

債権一挙に処理してしまえ。これをやりますと、自己資本を傷めないで不良債権の一挙処理が進む

のですね。私ども自由党はそれを主張しております。それをぜひ御検討いただきたい。

特に、さつき山口銀行局長のお答えの中、世

界の大勢、グローバルスタンダードの方向は明ら

かに時価会計だというお話をあつて、私は、大蔵

省がそう思つてゐるのは大変結構だ、ぜひとも大

蔵省も各局共通に時価会計の方向をにらんだ行政

買つて店舗を張つてゐる。あの辺はまだ相当な含

み益があるわけですから、もし、时限立法で本当にこの一年、二年、不良債権処理に使つた場合に限り損益通算させてやるから、含み益出して不良

債権一挙に処理してしまえ。これをやりますと、自己資本を傷めないで不良債権の一挙処理が進む

のですね。私ども自由党はそれを主張しております。それをぜひ御検討いただきたい。

特に、さつき山口銀行局長のお答えの中、世

界の大勢、グローバルスタンダードの方向は明ら

かに時価会計だというお話をあつて、私は、大蔵

省がそう思つてゐるのは大変結構だ、ぜひとも大

蔵省も各局共通に時価会計の方向をにらんだ行政

買つて店舗を張つてゐる。あの辺はまだ相当な含

み益があるわけですから、もし、时限立法で本当にこの一年、二年、不良債権処理に使つた場合に限り損益通算させてやるから、含み益出して不良

債権一挙に処理してしまえ。これをやりますと、自己資本を傷めないで不良債権の一挙処理が進む

のですね。私ども自由党はそれを主張しております。それをぜひ御検討いただきたい。

特に、さつき山口銀行局長のお答えの中、世

界の大勢、グローバルスタンダードの方向は明ら

かに時価会計だというお話をあつて、私は、大蔵

省がそう思つてゐるのは大変結構だ、ぜひとも大

蔵省も各局共通に時価会計の方向をにらんだ行政

買つて店舗を張つてゐる。あの辺はまだ相当な含

み益があるわけですから、もし、时限立法で本当にこの一年、二年、不良債権処理に使つた場合に限り損益通算させてやるから、含み益出して不良

債権一挙に

害防止措置は講じますが、できるだけ速やかに参入を認めるとの観点から、先ほど御指摘の平成十二年三月までに実施することとしたものでございまして、この平成十二年三月の前の平成十一年度下期には、今行われております信託銀行子会社あるいは証券子会社の業務範囲の制限が撤廃されるということにもらんだ結果の時期でございます。

他方、銀行による保険業への参入につきましては、やはりそのような公平性の確保の点からややいろいろ問題があるということもあり、総理の指示を踏まえまして、二〇〇一年、平成十三年三月までに環境が整い次第速やかに実施するというのが結論になつたわけであります。具体的には、御指摘のように、今申し上げた考え方のもとに、参入時期は別途政令で定めるということになつてゐるわけでございます。

○鈴木(淑)委員 残念ながら今の答弁は全然わからぬよ。何で、保険から銀行への参入、あるいは他業態からの参入に比べて、保険への他業態の参入を抑えておるのか。今、公平性とか言つたね。全然わからない。何が公平なんだ。何でこんな不公平なことをするのが公平なんですか。ちょっとわかるようによく説明してください。

○福田政府委員 金融システム改革に係る検討を行つた際に、保険審議会等で議論が行われているわけでございますが、銀行等による保険業の参入につきましては、銀行等のマーケットによる影響力あるいは情報力を踏まえますと、銀行の保険業への参入については慎重に行つ必要があるとの指摘があつたわけでございますが、他方で、保険会社による銀行、証券業務への参入、あるいは証券会社と保険業との相互参入につきましては、ただいま申し上げたような問題が比較的少ないと考えられることを踏まえた結果、そのようなタイミングのずれになつておるわけでございます。

なお、銀行の子会社方式による保険業への参入につきましては、銀行、証券のようだ、当初業務範囲の制限が行われておりましたが、そのような業務範囲の制限は予定しておりませんで、二〇〇〇

一年三月まではフルビジネスでの相互参入が完全に実施されるということでございます。

○鈴木(淑)委員 公公平性の中身は、今おっしゃつたところによると、銀行は強い、保険会社は銀行より弱い、だから銀行から保険への参入を抑えるのが公平だ、こういう議論ですか。そのように聞こえましたね。恐らくそつなんでしょう。

そして、あなたは保険審議会、保険審議会と言

うが、保険審議会というのはやはりどうしたつて保険業界の利益の代表者が相当入つていますよ。

学者も入つておるけれども、何となく保険業界の、専門家といえどもと聞こえがいいが、やや癡着しているような人も中にはいます。他方、金融制度調査会は銀行について審議する。証取審

は証券業について審議する。それぞれの審議会はどうしたつてそのバックの業界と密接な関係にある。それはそうだ、委員の中へ入つておるんだから。そこから出てきた答申を見て、こう言つておるからこうしましたというのでは、行政は情けない。三つ出でたら、その間のバランスをよく考えなければいけないと思うのですよ。ところが、この金融四法は、出でた答申の基本線をきっちと守つてつくつちやつたから、どうして保険だけ守られているのという形になつておると思います。

今ちょっと金融商品の種類について言つたけれども、保険を守つておるのは、もう一つ守つておるんですね。これは銀行が窓口で販売し得る保険商品、今後政令で、子会社または兄弟会社が引き受けたもので住宅ローン関連の長期火災保険及び信用生命保険に限ると書いてあるんだ。要するに、銀行が住宅ローンをします。そうすると、借りた相手がぼつと死んじやうと困るから、担保のために生命保険を掛ける。あるいは、焼けちやつたらいけないから火災保険を掛ける。こういう銀行固有の融資業務に関連した保険だけやらせてやるよという物すごい制約が入つておる。こんなにまで保険業だけ垣根で閉んでしまう。それは保険業以外の金融サービス業が強者だから

ですか。そんな考までいつたら日本の金融ビッグバンなんかできないよ。金融ビッグバンでもうグローバル化して扉を開いたのでしよう、四月一日から。そんなときにそんな日本だけで通用するよなばかみたいな公平感、これは公平な話じゃないよ。それでやつたらとてもグローバルな競争に太刀打ちできないですよ。

これはあなたはよく御存じだと思うが、今歐米で銀行とアシュアラーンとくつつけたバンクシュアラーンという言葉がはやっているでしよう。バンカシュアラーンと言われるほど銀行と保険は今や一体ですよ、世界的に。そんなときに保険だけ扱いする。何が金融ビッグバンですか。それから、ついこの間もトラベラーズとシティの合併の話が出たじゃないですか。これなんかまさに銀行、証券、保険、全部を網羅する一大金融コングロマリットですよ。こういう時代に来ておるときに、おくればせながら日本もオーブンにして、ドアを開けてこの競争に参加しますというのがこの金融ビッグバンでしよう。何でこんなときに入れてあげません、弱者を守りますみたいなことを言うのですか。これではとても太刀打ちできませんよ、外国のコングロマリットに、バンカシュアラーンに。

大臣、これは非常におかしいのですよ。規制緩和、規制緩和と言つておきながら保険だけ守つておる。これは理屈が通らぬ。業界からの陳情を受け入れたとしか思えない。その陳情は保険審議会の答申という格好をとつたというだけの話だ。どうですか。

○福田政府委員 委員御指摘の点につきましては、正面からこれにつきまして御意見申し上げる立場ではございませんが、保険制度ないし保険業法につきましては、私見でございますけれども、ややほどの業態と事情を異にすることがあつたのではありますか、そういうものに一応決着をつけまして、これまた二〇〇一年を目途として、とにかく曲がりなりにも明確に導入することにいたしたわけでございます。それは、二年前も保険審議会をして国会の御審議を煩わせたわけですが、今回もそのようなことでようやく相互参入の道が開かれているということでおこざいますので、いろいろな

和十四年に制定されました旧保険業法につきまして、五十六、七年ぶりでございますか、改正が行われたのが二年前の四月でございます。この改正の中にも、例えは生損保の相互参入とか、保険募集人の一社專属制の緩和とか、保険ブローカー制の導入等々、それから商品の届け出制とか、いろいろな、それまでの保険制度にはないかなり大がかりなものが盛り込まれたわけでございまして、それが施行されたのが二年前の四月でございますし、生損保の相互参入はその年のやつと十月でござります。その四月に施行された年の一年たな

い間に、総理の方からビッグバンの内容をまとめようにという御指示があつたわけでござりますから、いわば法的に見ても安定性のぎりぎりのような状態だったわけでございまして、そういう意味で申しますと、かなり大きな変化がここ数年のうちに起きておるということを申し上げさせていただきたいと存じます。

各論につきまして申し上げますと、銀行と証券は御案内のとおり既に四五年前から相互参入が実現しておりますが、保険と他の金融業態は全く相互参入が行われておらなかつたわけでございません。この点につきまして今から三年後の二〇〇一年までに、業務制限もなしにそれまでにはすべて参入を行うということをごこりますから、今までの相互参入と比べますと短期間のスケジュールにすべて盛り込んだという点では御理解いただけるのではないかと存じます。

また、銀行による保険窓口の問題も、これは二年前の新保険業法のプロセスではこれまで平行線だつたものでござりますが、この長年の論争というでござります。それは、二年前も保険審議会その答申という格好をとつたというだけの話だ。どうですか。

○福田政府委員 委員御指摘の点につきましては、正面からこれにつきまして御意見申し上げる立場ではございませんが、保険制度ないし保険業法につきましては、私見でございますけれども、ややほどの業態と事情を異にすることがあつたのではありますか、そういうものに一応決着をつけまして、これまた二〇〇一年を目途として、とにかく曲がりなりにも明確に導入することにいたしたわけでございます。それは、二年前も保険審議会をして国会の御審議を煩わせたわけですが、今回もそのようなことでようやく相互参入の道が開かれているということでおこざいますので、いろいろな御意見があるのは承知しておりますが、一言、保

險制度についてはそのような事情があつたという  
ことを申し上げたいと存じます。

○鈴木(源)委員 今御説明いただいた保険業界の  
事情というのは、私流に言葉をかえて言えば、三  
年前までがんじがらめにしていたということです  
よ。大蔵省によつて完全に、もうはしの上げおろ  
しまで本当にがんじがらめにされていました。それ  
で、その言うことを聞いて今日まで来たら、突如  
自由化だといつてどんどん垣根を外されたので  
は、それはたまらぬよというのが保険業界の言い  
分ですね。それは私ももう十分に承知していま  
す。だから、そのことを福田部長はお立場上つら  
いながらも今のような言い方をしていたなという  
ふうに思いますから、この点、これ以上あなたを  
追及する気は全くないのですが、要するに、そ  
ういう事情というのは、過剰介入行政だと一般的に言われる  
が、保険は銀行や証券の比ぢやない。もうひどい  
いるわけですね。

だから、それは業界にしてみれば、今まで一〇

〇%言うことを聞いていたのに、突然何です、こ  
ういうことでしよう。言われるとあなた方も困る  
でしまう、がんじがらめにしていた以上。けれど  
も、これは大臣、政治家としてのお立場で大きな  
判断を日本国のためにしていただきないとけな  
い。そういう過去における間違った行政を引きず  
るために、これから日本の金融サービス産業が世  
界に伍して发展しようとしていくときに、まだ日  
本の金融サービス産業だけに手かせ足かせを残  
す、そういうことをやらんとしているのですよ。

バンカシユアランスと何度も私は申し上げます  
が、バンカシユアランスという言葉が飛び交つて  
いる世界に向かつて出ていくときに、保険業だけ  
過去のいきさつで例外扱いしてはいけませんよ。  
これはひとつ、大臣の政治的決断に期待したいと  
思います。

それから、今に関連しておりますが、だんだ  
んと直つてきているとは思うけれども、金融制度

調査会、それから証券取引審議会、保険審議会、  
全部これは業界と官僚の間の、悪く言えば隠れみ  
の、よく言えば意見交換の場ですが、しかし、こ  
れは色濃く業界の利害が反映されているのです  
ね。そこから上がってきただけの行政かうのみに  
しなければいけないなんという理屈はないです  
よ。行政は行政で、特に行政の長としての政治家  
の判断も入つて、日本国の将来を考えてやはりバ  
ランスをとつていただきたい、そのこともあわせ  
て大臣にお願いいたします。

ですから、できれば審議会のメンバーを全部二  
らんになつて大改革をおやりになる、あるいはも  
う業界横断的な審議会に全部切りかえてしま  
ます。

また、そこには学識経験者以外は余り入れない、  
業界代表は証人として来てもらうのはいいが、も  
うメンバーには入れないぐらいの大改革をしてい  
ただきたいというふうに大臣にお願いをしておき  
ます。

それから、もう一つこの金融ピッグバンのス  
ピードで問題にしなければいけないことがあるの  
です。

今は、保険と銀行その他の関係がアンバランス  
でとても世界の流れについていけないよというこ  
とを申しました。もう一つおかしいところがある  
のです。これは、金融サービス産業と一般事業  
会社の間なんです。法律用語では商業と言います  
が、実は商業だけじゃなくて、金融サービス業以  
外の産業であります。金融サービス業、つまり銀  
行、証券、保険、これらは新しい分野へ入つてく  
るときは、これこれの分野、金融関連業務を専ら  
営む会社とかといってこうやって制限がついてい  
るのですね。つまり、制限がついているということ  
とは、垣根をぶち破つて一般事業会社へ入つてい  
けないようにしているのですよ。ところが、一般  
事業法人が銀行や銀行持ち株会社を保有すること  
は何も制限していないのですよ。また、こうした  
一般事業会社がそういうことをやつた場合の親会  
社に対する規制、監督の規定もないのですよ。

ですから、例えば、昔、トヨタ銀行とか松下銀

行とか言われました。トヨタ、松下、大変な資力  
を持つてゐるのですね。それで、今は少し様子が  
変わってきたかもしれないけれども、やはり商社  
なんかもすごいですよ。これだけ金融がグローバ  
ル化されていますと、銀行その他の金融サービス  
産業でなくても、あれぐらゐの世界的な大会社に  
なつたら、ソニーなんて特にそうです。もう自由  
自在にグローバル化した市場から資金調達できま  
す。銀行だけが金融支配力を持つてゐるのじやな  
いのです。一般事業会社も金融支配力を持つてい  
ます。どつちの金融支配力が強いかは市場における  
評価によります。

御承知のように、最近、日本の銀行はレーティ  
ングが暴落してしまいます。一般事業会社はそうじや  
ない。世界のマーケットで金を調達しようとと思つ  
たら、一般事業会社の方がはるかに安いレートで  
大量に調達できますよ。その一般事業会社が金融  
サービス業に入ることについて禁じてもいいない  
し、何の監督規定も入つてない。ところが、今  
度は、金融サービス業側がこっちへ入つていてこう  
と思ったら、何やかんやと書いてあるのですね。  
これは大蔵省の皆さんもよく考えてほしい。

昔は、金融独占資本の支配というヒルファード  
ティングの「金融資本論」という本があります  
ね。あれは、十九世紀末から二十世紀にかけては  
金融資本こそがすべてを支配してしまうんだ、こ  
ういう時代です。私も学生のころ、そういうのを  
読みました。でも、今はその時代じゃない。今申  
し上げましたように、金融資本だけが強いのじや  
ないのです。どんな業態であるうと、市場で評価  
される企業であれば物すごい資金調達力を持ち、  
金融支配力を持つのです。だから、金融四法のこ  
の部分はちょっと時代おくれですよ。これがあ  
るから金融四法に反対するとは言いません。金融  
四法には賛成しますが、これは時代おくれだ。

大臣、今の私の話を聞かれていかがですか。これがあ  
りそんなことは考えたことがなかつたというのな  
ど思っています。私は、こういう問題があるから一般

○山口政府委員 先生からの御指摘でござります  
が、正直申し上げて、実は私どもこの法律をつく  
る際にはかなり悩んだ点もあります。意識の中  
にはきちっとあります。

今回、金融システム改革法案における銀行法改  
正でも、先生、事業会社とおっしゃいましたが、  
銀行の親会社を規制の名あて人とする措置は講じ  
ております。これはある意味では新規参入をど  
んどんやらせたいという気持ちがあるので、もと  
もと、規制を強化していくことに少し慎重  
であります。弊害が生じない限りその  
方がいいのではないかという判断が一つあります  
す。

それから、現時点において、事業会社による  
銀行の子会社化について何か特段問題が生じてい  
るかというと、それほど問題が生じていてるという  
認識はありません。問題が生じればそれは考えな  
ければいけないと思いますが、むしろ、銀行の資  
本増強という観点もあります。それから、新規参  
入という先ほど申し上げたようなこともあります  
す。金融機関は金融機関だけでも一切外からは  
受けつけないと、いうこともいかがなものかという  
ことで、今回は特段の制限を課しておりません。  
しかし、一方で、銀行に対するリスク回避の觀  
点というのは大切でございますので、アームズ・  
レンジス・ルールの対象範囲の拡大とか、あるいは  
大口信用保有規制における信託者側の合算等の  
改正は行つておりますので、アームズ・  
レンジス・ルールの対象範囲の拡大とか、あるいは  
よう手当てをさせていただいているところでござ  
います。

問題意識としてはありますけれども、やはり規  
制強化をしていくということについてはやや慎重  
に検討したい、こういうことございます。  
○鈴木(源)委員 問題意識の中にあるということ  
を聞いて安心いたしましたが、山口局長は私が  
言つてゐる意味をちょっと反対方向に取り違えた  
と思います。私は、こういう問題があるから一般



た幻想そのものが違っていたじゃないか。ネットの債務残高の対GDP比率はそんなに大きくなっていますよ。大きないどころか、G7中一番低いという報告がOECDのエコノミック・アウトルックで出ました。

ぜひこれを御研究されて、これに基づいてしっかりと政策転換をしていただきたい。財政再建、そんなに待ったなしじゃないですよ、この統計表を見たら。OECDの分析を見たら待たないじゃない。それより経済再建の方が待つたなしということで、きつぱりとした、はつきりした政策転換、國民にわかりやすい政策転換をしていただきたいたいと思います。私たちが主張しているとおりの政策転換をしていただきたいふうに思います。

以上、お願いをいたしまして質問を終えたいと思います。長時間、どうもありがとうございました。

○村上委員長 次に、佐々木陸海君。

○佐々木(陸)委員 日本共産党の佐々木陸海です。

先週、当委員会で、私たち、大蔵省が発表した处分の問題について質問をいたしました。その質問を受けて、先週の大蔵委員会理事会に大蔵省から一つの資料が提出され、処分の詳しい内容についての中身が発表されました。これは、全体を集めると相当分厚いものになります。しかし、これを見ても、率直に言つて肝心な点は何にもわからぬということを言わざるを得ないと思想します。

一つお聞きしますけれども、一番処分の重い杉井審議官、ゴルフや会食の数は六十七回で処分の軽い人よりも少ないというのもありますが、この人が一番重い処分になった理由は、反復、継続的な会食等があつた、これが理由ですか。

○武蔵政府委員 処分の基本的考え方といまして、平成八年十二月の倫理規程以降において依然として会食等をやっていた場合は特に重く判断する、それから、職務に関連のある者との会食に

ついては関連がない場合と比べて厳重な判断をする、それから、反復、継続が行われている場合には重大に判断する、あとは、管理監督の地位にある者に対する責任を求めるといったところが、G7中一番低いという四つの基本的な考え方によって私たちもは判断をしたわけでございます。

杉井につきましては、一つは、八年十一月以降におきましても倫理規程に定める手続きを経ずに会食を六回行つた。それから、確かに反復のものが、十回を超えたものが複数あつたということです。

さらに、この点について私ども特に重大に考えているわけでござりますけれども、杉井は、平成四年から七年までの間に綱紀保持の担当者であります大臣官房秘書課長の職にありまして、特に七年五月のいわゆる田谷・中島事件のときに出来ました「綱紀の厳正な保持について」という通達の発出に携つております。その後においても会食等が行なわれていたということについて私どもは重く判断をしたわけでございます。

回数ももちろん基準の一つではございますけれども、そういう中身において杉井については大変重大な問題が多いというふうに考えた次第でござります。

○佐々木(陸)委員 杉井審議官が金融機関から受けた十回以上の会食、複数だと就可以了けれども、これは二つの金融機関ですか、三つですか、四つですか、五つですか。

います。

○武蔵政府委員 二つの金融機関でございます。

○佐々木(陸)委員 複数というのは彼一人だと思います。

いろいろ聞き取り調査を行つた際に接待の目的というものをきちんと調べたのかという御質問がございました。私は、民間金融機関の趣旨を調査することと、そのこと自身が直接の目的ではありませんので、何月何日の会食はどういう目的であるかとどういう意味で詳細に承知しているわけではございません。

ただ、金融機関からヒアリングをしましたときには、背景の一つとして、大体どういう趣旨であったのかということはもちろんお聞きをしておりました。大体顧合わせでありますとか意見交換の場でありますとか、あるいは便益的な取り計らいを要請したといったような事例があつたという確認は得られなかつたわけでございます。

ただ、いずれにいたしましても、接待の趣旨が仮に顕合せでありますとか意見交換であつたといたしましても、行き過ぎた関係ということが判明した場合には厳正な処分が必要だ、こういうふうに考えた次第でございます。

○佐々木(陸)委員 要するに、職務の公正の問題については十分な調査はできなかつたということですね、いろいろおっしゃいましたけれども、○武蔵政府委員 ただいま申し上げましたとおり、一つ一つの接待の趣旨というものについて、便宜的な取り計らいを要請した事例があつた、あるいは何らかの依頼を行つたといったことがあつたという確認は得られなかつたというのではなく、ただ、一つの金融機関と一緒に一つの接待の趣旨といつものについて、相手のあることだから相手から聞いたところは発表できないと言つたのですけれども、その相手の申告したものだけについて、どの金融機関のわけですか。いいことをやつているわけじやないのですよ。

相手のあることだから相手から聞いたところは発表できないと言つたのですけれども、少なくとも本人の申告したものだけについて、どの金融機関との何回会食したかと、確認した相手の金融機関の名前を出してはいけないと言うのだったら、本人の申告したその金融機関についてだけでも発表できることはいろいろあると思うのですよ。私たちには、あなた方が職務の公正をゆがめることがなかつたということを証明するようなものはなかつたと言わざつても、軽々に信じるわけにはいかない、金融機関の名前が全然出てこないのですから。

だから私は、ここで余りいろいろやつてもしよ

うがないですから、委員長に要望しておきたいと思うのです。もう少しこの調査の内容の具体的なものが出来るようには理事会でもさらに協議をしていただきたいと思いますが、よろしいでしようか。

○村上委員長 後日、理事会で相談します。

○佐々木(陸)委員ともかく、我々としてもそのことを確認しなければ、国民の疑惑を晴らせないわけですから。

そこで、少し法案の方について伺います。

この金融ビッグバンなるものが完全に動き出で、業態の自由化とか事業者参加の自由化、こういったものが動き出すと、今後一千二百兆円の個人金融資産の争奪戦が激しく繰り広げられるということになります。国民がその激しい争奪戦のつぼに投げ込まれることになるわけです。しかも、その際販売される商品は、金融商品自由化によつて複雑しかもリスクの大きい投機的なものが続々と登場することになります。この金融システム改革法案というものはそういうことをやろうといふことです。ところが、今度の一連の法案の中では消費者保護策の重要な部分が欠落している、このことを指摘せざるを得ません。

昨年六月の金融制度調査会の答申、「我が国金融システムの改革について」は、こういうふうに述べています。「今般の金融システム改革により多様化・高度化した金融サービスが利用者に提供されることとなることから、専門的な知識を持たない一般の利用者がこれらを安心して享受することができるように体制を整備する必要がある。」こう言つて利用者保護の体制整備を答申しております。

この中では、先ほどから話が出ております金融サービス法、それから統一的消費者信用保護法、さらには苦情紛争処理体制、この検討がうたわれおりました。この三つは、金融被害者団体がその実現を求めて、また日弁連等も日本版ビッグバンに伴う消費者保護方策についての提言などで繰り返し要求しているものです。

それから、もちろん、新しい金融商品が出てくる、あるいは銀行等による投資信託の窓口販売などいうのがなされてくる、こうなつてまいりますと

いう、当然のことながら、一般消費者といいますか、そういう人たちの利益がきちっと守られるようにななければなりません。そのための消費者保護規定、これは必要なことなのであります。

既に金融自由化を行つたイギリスやアメリカなど経験に照らしても、そして一九八〇年代半ば以降の我が国での金融自由化とそのものとの金融被害の経験に照らしても、金融サービス法

それから消費者信用保護法、苦情処理体制の確立は、金融消費者保護の諸施策の中でも特に重要な三點セットというべきものだと私たちを考えています。

そこで、けさからの審議で問題になつたます金融サービス法についてですけれども、大蔵大臣はこの金融サービス法の制定については中期的課題だ、中期的ということをさつきおつしやいまして。この中期的というのが、ことしの十二月一日からいろいろな問題が始まつてまいりますけれども、そのときまでというような意味合いなのか、それとも「二年先」という意味なのか、それとも五年くらいということを考えているのか。一体中期的というのはどのくらいのことを考えておられるか、もう少し具体的に言つてくれませんか。

○松永國務大臣 お答えいたします。

まず、千二百兆の個人金融資産の争奪戦が始まるというお話をございましたが……(佐々木(陸)委員)「そんなことはどうでもいいのです」と呼ぶ)いや、物の考え方ですね。

国民が汗水流して働いて蓄えを持っている現在はその六割近くが預金か貯金、しかも金利は安いという状況でございますね。そこで、我々が考

えておるのは、そのお金というものをもう少し有利に運用するチャンスを国民に与えてはどうだ、

こういう考え方方が我々の考え方なのです。争奪戦をあおるということではないというふうに私たちには考えておるわけです。

それから、もちろん、新しい金融商品が出てくる、あるいは銀行等による投資信託の窓口販売などいうのがなされてくる、こうなつてまいりますと

いう、当然のことながら、一般消費者といいますか、そういう人たちの利益がきちっと守られるようになればなりません。そのための消費者保護規定、これは必要なことなのであります。

したがつて、御審議をいただいている法案においても、金融機関のディスクロージャーの充実、銀行等による顧客等への説明義務の導入、利益相反防止のための証券会社等の行為規制の拡充、投

資者保護基金、そういうことで所要の措置は盛り込んでおるわけありますけれども、午前中からお話をございました網羅的な消費者保護規定といったもの、そういう一般法を、全部を網羅で

きるような消費者保護の規定を設けるべしという御主張でございます。

この点につきましては、先ほども銀行局長が答弁いたしておりましたけれども、大蔵省だけではなくて、ほかの省庁にもたくさん関係がある。そ

うしたもののが集まつて今や勉強会が始まっているということでありますので、勉強会の結果として成案がまとまればその時期になつて法案ができ上がる、こういったことだと思いますので、十年も十五年もということではありません。そうすると

それは中期以上になりますから。数年、二、三年ないし三、四年はかかるのではないかと云う感じでござります。

○佐々木(陸)委員 大変無責任な答弁だと思いますよ。争奪戦がどうかということは、それは解釈の違いですか。ひとまずおくことにしますけれども、一千二百兆円の個人の金融資産

をいかに投資に振り向けるかというのが今回のビッグバンの一つの目的であるわけです。自由化によってさまざまな金融商品が開発されて広範な

国民に向かつて売り込まれることになる。イギリスでは、ビッグバンの開始後、金融商品が爆発的に増加して、現在では三万種類にも及ぶと言われています。イギリスでは、御承知のとおり、八六年のビッグバンとほぼ同時に金融サービス法を施行して投資家保護の仕組みをつくっている。ところが、我が国では自由化だけが先に進む。

今の答弁は、投機的商品の大波が国民に向かつて押し寄せようとしているときに、その大波への規制は全部取り扱うけれども、国民を守るために必要な高さの堤防は築かず、大波をかぶつた後

にその影響を見ながら対応しようというものにならぬないと私は申し上げたいと思うのです。

我々は、金融サービス法を、五年とか六年とか、この懇談会は、ではいつまでに結論を出すことになっているのですか。

○山口政府委員 午前中にも御答弁申し上げましたように、種々の観点からの検討をしなければいけない非常に難しい問題でございます。したがいまして、いつまでに結論を出すとかあるいは方向性を出すということまでは決まっておりません。

各省庁がそれを持ってる金融分野の監督体制のあり方にもかかる問題です。法制全体にもかかる問題です。

ただ、先生にぜひ御理解いただきたいのは、金融サービス法がなければ何が今の時点で重大な欠陥があるということではないような手当てはしてあるということです。それは、大臣が御説明されましたように、ディスクロージャーとか説明義務とか、いろいろ各業法の中で入れました。

それで、もし、では縦割りの業法でなくて横断的な法律にしたらどうか。例えば、イギリスは縦割りではなくて横割りだけなのです。アメリカは縦割りですね。そうすると、横割りだけに変えたときに、ではエンフォースメントをどうするかと

いう問題があるのです。司法で解決するのですか、行政で解決するのですか、それとも自主規制機関で解決するのですかとかいうまた難しい問題が出るのです。

今の業法の体制は、ある程度監督官庁がきちっと見るべきものと、行為規制として司法当局で摘要するというようなものといろいろ分かれております。それは各業態によって分かれていますが、一応、そういう消費を保護するためであります。

が、一応、そういう消費を保護するためであります。それは各業態によって分かれていますが、一応、そういう消費を保護するためであります。

が、一応、そういう消費を保護するためであります。

いろな商品が出てくる。いろいろな組み合わせが出てくるかも知れない。それだったら少し横割り的な発想も考慮に入れて検討してみよう、こういふことでございますので、ぜひそこは御理解いただきたいと思います。

○佐々木(陸)委員 さつきの堤防の問題に例えれば、幾つかの堤防が並んで立つ、しかしその間隙を縫つて波が押し寄せてくるだろう、そういうところをどうするのかという問題にもなるわけです。まあ、それは後にしてしまう。

次に、実際の金融機関との間のトラブルが起きたときの十分な救済体制があるかどうかという問題です。

金制調答申は、「今後、多様かつ複雑な商品が登場することに対応して、司法手続に至る前段階で簡便に苦情・紛争の処理を図るために民間レベルで、利用者に信頼されるような苦情処理・紛争処理のための仕組みを整える必要がある」関係業者を中心として早急に検討が進められることが必要である」と述べて、苦情処理体制の検討を早急に必要なものというふうに位置づけておりますが、この具体化はどうなっておりますか。

○山口政府委員 各業態によって少しずつ違う事実もあると思いますけれども、銀行について申し上げますと、銀行に関する苦情等の処理は、各銀行の相談、苦情受付窓口及び各地銀行協会の相談窓口において対応しております。

実は、この国会の審議におきましてもいろいろな問題が提起されました。そういうこともありますして、八月十一月十三日に各銀行に対しまして、相談、苦情処理体制の充実強化を図り、適切に対応するよう要請をいたしましたし、また、全銀協の連合会に対しても、各地銀行協会の相談所の苦情処理体制の充実強化を図ることとともに、相談窓口の存在の一般への周知を図るように要請しております。

現在の体制としては、銀行がその役割として、自費でもってそういうふうな苦情あるいは御相談、問

い合わせてといふものに対応するという形で、それが充実するという形でやらせていただいていると、いうのが現状でございます。

○佐々木(陸)委員 金制調の答申は、そういう現状のものでは不十分だから早急に仕組みを整えろ、そう言っているわけでしょう。それはどう具体化されていくかという問題です。

○山口政府委員 それは、先ほど申し上げたような金融サービス法の問題と同じように、エンフォースメントをどうするかという問題であります。だれがそれではやるのか、だれがお金を出すのかという問題になるわけでございます。司法の方に期待をかける人もいらっしゃいます。もっと簡便にやれないだろうかという御意見もあります。いや、行政がということもありますが、行政は余り手出しをするなどいうような方向にありますし、やはり、業界が自分の負担でお客様に対しても親切に対応するという方向で、それをまず充実するという方向でやつております。

さらに、将来の問題としては、いや、それだけでも不十分だということになれば、それはまたいろいろ考えて、より消費者のためになる方策を考案する必要があります。しかし、そのときだれがやるのか、だれが負担するのかという問題も必ず出てまいります。それと、司法との関係も必ず出てきます。そこをどう調整するかというのは、私どもこれから真剣に考えていくべきことだと思っています。

○佐々木(陸)委員 だから、そんなことはわかり切っている話ですよ。そういうことを含めて処理の体制を検討しなさいと言っているわけでしょう。

現状の銀行協会の窓口なんか、資料をいただきましたけれども、例えば銀行協会の銀行よろず相談所、ここでは例えれば平成九年には一千百七十四件の相談を受けた。それからまた生命保険協会では、平成八年、一千九十六件の相談を受けたとか、あるいは損害保険協会、六千九百八十八件の相談を受けたとか、あるいは損害保険協会、六千九百八十八件の相談を受けたとか、うことは私どもにも報告が来

ていますけれども、ではその中で処理されたのが何件かというようなことは、全然報告にもなっていません。

だから、今の機関があるからといって、それに任せておいたらだめなことはわかり切っています。充実させなければいかぬこともわかり切っています。しかし、それをさっぱりまだやつていないと、いうことになるわけでしょう。大蔵省としてもそういう指導をしていない。

この業界の団体では、もうはつきりしています。だれがそれではやるのか、だれがお金を出すのかという問題になるわけでございます。司法のほうへ期待をかける人もいらっしゃいます。もっと簡便にやれないだろうかという御意見もあります。いや、行政がということもありますが、行政は余り手出しをするなどいうような方向にありますし、やはり、業界が自分の負担でお客様に対しても親切に対応するという方向で、それをまず充実するという方向でやつております。

さらに、将来の問題としては、いや、それだけでも不十分だということになれば、それはまたいろいろ考えて、より消費者のためになる方策を考案する必要があります。しかし、そのときだれがやるのか、だれが負担するのかという問題も必ず出てまいります。それと、司法との関係も必ず出てきます。そこをどう調整するかというのは、私どもこれから真剣に考えていくべきことだと思っています。

○佐々木(陸)委員 やつていてるといつても、通達を出して督撃しているという程度の話でありまして、その実態は、いろいろな件数が来ているけれども、解決されたという報告がさっぱりないということが実情だということを申し上げているわけではありません。

○佐々木(陸)委員 やつていてるといつても、通達を出して督撃しているという程度の話でありまして、その実態は、いろいろな件数が来ているけれども、解決されたという報告がさっぱりないということが実情だということを申し上げているわけではありません。

○佐々木(陸)委員 やつていてるといつても、通達を出して督撃しているという程度の話でありまして、その実態は、いろいろな件数が来ているけれども、解決されたという報告がさっぱりないということが実情だということを申し上げているわけではありません。

○佐々木(陸)委員 やつていてるといつても、通達を出して督撃しているという程度の話でありまして、その実態は、いろいろな件数が来ているけれども、解決されたという報告がさっぱりないとい

うのが実情だということを申し上げているわけではありません。

○佐々木(陸)委員 やつていてるといつても、通達を出して督撃しているという程度の話でありまして、その実態は、いろいろな件数が来ているけれども、解決されたという報告がさっぱりないとい

金業法や割販法では過剰融資あるいは悪質な資金回収が禁止されるなどの行為規制が定められていて、銀行法にはそれがない。その法の不備が浮き彫りになっている。

この是正は緊急の課題でありまして、金制調の答申はこういうふうに言つておられるのですよ。「消費者信保護の諸施策について、今後検討を進めて九七年度中に結論を得、速やかに所要の措置を講ずることが望ましい。その際、「欧米の統一的な消費者信用保護法のように、消費者信用を行う全ての業態に対し横断的に適用される法を構築することを視野に入れ検討すべきである」、こう言つておられるのです。

九七年度中に結論を得るとして、統一的消費者信用保護法の構築も視野に入れて検討することとしていたのに、大蔵省には何の対応も見られないと。もう九七年度は終わっているわけですから、これは一体どうするつもりなのです。

○山口政府委員 消費者信用保護、つまりお金を貸す場合のケースでございますけれども、現行法はいろいろな法体系によりまして少しずつ違うところです。こういう問題意識が出ていていると思うわけでございます。私どもとしてはこの法制を統一的にするということも課題として掲げておりますけれども、今非常に問題になっておりますのは、消費者の信用情報が漏れるというような問題でございます。

まず、これについては、個人信用情報保護、利用のあり方ということで、これは通産省と一緒にして懇談会を開いて検討を進めております。それから銀行につきましては、融資に係る約款でござりますね、これをやはり見直していく必要があるだろうということでお金協において見直しに向けた検討が進められております。

したがって、やれるものからどんどんそういう消費者信保護という観点を取り入れていくべく、今努力をしておるところでございます。

○佐々木(陸)委員 金制調の答申は、今も言つた信用情報の保護とかあるいは約款の改定とかとい

うのは、今私が言つた統一的消費者信用保護法とは別の項目で言つておられるのですよ。だからそれを幾ら言つたからといって、それはこの統一的信用保護法を九七年度中に結論を得て推進しなさいといったことに全然関係ないのですよ。

そんなごまかしをしてはまずいですよ。

もう私の時間が来ましたから、これ以上続けませんけれども、要するに、金融サービス法は中期的な課題として、十五年は先送りしないだろだけれども、五、六年先送り、金制調が早急な検討を求めていた苦情処理体制の整備あるいは消費者信用保護、こういうものの具体化もまとまにまだ手がついていないわけですよ。イギリスやアメリカでは、このような消費者保護制度があるもとで金

融自由化を進めた。ところが、日本の政府は、十分な消費者保護体制をつくらないまま、ビッグバンだけを推進しようとしている。全く逆立ちしたやり方と私は言わざるを得ないと思っています。

そして、大臣、最後に私は強調したいのですけ

れども、先ほどは答申をそのままみんなうのみに

して大蔵省はやっているからけしからぬという話

も出ましたけれども、私に言わせれば、この答申

さえ言つておる消費者保護の方は全部オミットし

て、まともに推進しないで、規制緩和の方ばかり

進めておる、業界に有利な問題だけを進めておる

と言わざるを得ないし、それが大蔵省全体が接待

することを私は率直に申し上げざるを得ないというふうに思つておる

大蔵大臣、何か反論ありますか。

○松永国務大臣 質問であれば答えますけれども。

○佐々木(陸)委員 では、結構です。

終わります。

○坂井委員長代理 次に、佐々木憲昭君。

○佐々木(憲)委員 日本共産党の佐々木憲昭でございます。

本日最後の質問ですので、どうかよろしくお願いいたします。

きょうは、ビッグバン関連法案について総論的

にお聞きをしたいというふうに思います。

まず初めに、日本のビッグバンがどれほどの大きさの影響力を持つておるかという問題でございま

す。

日本版ビッグバンというのは、金融、証券、保

険のすべての分野を含んでいますことであり

ますが、アメリカの場合には手数料自由化を中心とするメーテー、イギリスの場合には証券市場改革のビッグバン、それと比べまして日本版ビッグバンというのは、産業経済、日本国民生活への影響というものは比較にならないほど大きいというふうに思つておられます。その点の大蔵の基礎認識をまずお聞きしたいと思います。

○松永国務大臣 お答えいたします。

先ほどの佐々木先生は、ビッグバンについて國民の千百兆の個人金融資産の争奪戦が始まるという感じから議論を展開されました。私どもの考え方方は違うのです。個人の持つていらっしゃる金融資産をより有利に運用できる機会を拡大しないこゝ、それによって国民の利益を図つうといふことが一つ。もう一つは、日本の金融市场といふものが活性化してくれば事業者の方はそこから必要な事業資金を手に入れることができる、それを通じてベンチャーエンタープライズと言われるようなものを含めて事業活動が活性化する、それによって国の経済が発展をし、国民全体の利益につながる、こういう考え方でこの法案の審議をお願いしております。

そういう意味で、この金融ビッグバン法を成立させていただければ、これは国民の利益につながる、ひとつ大いにつながるようやつていかなければならぬ、こう思つておるところでございま

す。

○佐々木(憲)委員 爭奪戦という言葉のことでお

どからいろいろ議論がありますが、新たな商品が次々と生み出されまして、国民の金融資産、それをどのように運用するか、こういう話でありますから、金融機関にとつてみるとお客様をどのよう

よに争奪するか、こういうことになるわけであ

ります。

しかし、どんなことがあっても、銀行について

言えば、預金者の預金は全額保護するという仕組みがきちっとできました。それから、自己資本比率が低いがために、自己資本が不足しているがために経営の将来について心配があるような銀行があれば、条件が合えば、預金保険機構に資本注入

の申請をすればそれに對して審査の上資本注入にも応ずる、それを通じて金融システムをより安定したものに持つておけるといったための仕組みもおかげさまできちっとつくらせていただきました。

こういった仕組みができますから、銀行等に關する限り何の不安もない、安心して商売に励んでいただきたいというふうに私は申し上げるわけであります。

○佐々木(憲)委員 大銀行はかなり体力があるといふことがあります、地方銀行の場合には大変不安を抱えておられる方々かいらっしゃいます。例えば名古屋銀行の加藤頭取は、九六年十二月十九日付の日経で次のように言つておられます。

「地域金融機関にとって問題点もあるといふのが本音だ。証券などとの垣根が低くなつても、中小の地域金融機関は対応しきれないのできつい。」

金融界でもすみ分けがなくなると大手銀行が我々の営業基盤に攻め込み、外國勢も乗り込んでくる。中小が淘汰される局面が出てくるだろう。しかし日本の金融界にとってそれでいいのか。」このように述べておられるわけでござります。

ですから、競争が激化するということはもう明らかであります。そうなりますと、こういう危険性は一層強まるわけですね。今まで以上に、弱いところは淘汰の可能性といふのはかなり強くなつてくる。ですから、当然加藤幹事長もこのよううに言つておられるわけでございます。

そこで、金融の公共的性格、公共性といふ点についてぜひお聞きをしてみたいと思うのです。

銀行法あるいは保険業法の場合には、例えば、公共性について銀行法では「銀行の業務の公共性にかんがみ、」このようないくつかの規定がござります。あるいは、保険業法でも「保険業の公共性にかんがみ、」このように規定しています。

言うまでもなく、金融機関というのは、経済活動の血液といふべき欠くことのできない金融サービスを提供しているわけであります。とりわけ銀行の場合には、信用創造、決済機能、大変重要な

機能を持っております。

この金融サービスを受ける機会は一部の者に偏つてはならない、これは当然だと思うわけであります。どの地域に住んでいようと、すべての国民にあまねく公平にその機会は提供されなければならぬといふふうに私は思います。公共性といふのはやはりそういうものだと思うのですけれども、大蔵大臣はどのようにお考えでしようか。

○松永国務大臣 今委員が読み上げられました銀行法の規定、要するに銀行というのは町の金融機関と違うぞ、やはり預金を預かり、あるいはまた資金を必要とする企業に融資をし、それを通じて経済の発展に貢献するという責務がある、そういったことを表現した規定だろうといふうに思っています。

先ほど委員の言葉の中に、どこに住んでいようと、という話がございましたけれども、それは例えば埼玉県にある銀行が北海道の人にはなかなか応対できませんよ。民間金融機関でござりますから、やはり自分の事業活動というものが便利にやれるところを中心にして事業活動をやっていくといふのは無理からぬことだろうといふうに思いますが。

○佐々木(憲)委員 ここに住んでいようと、どうふうに申し上げましたのは、どの地域にいようと、金融というサービスを受けるその条件は、できる限りこれは平等でなければならない。つまり、民営している、そこに北海道の人が平等にというこ

とではなくて、北海道なら北海道のBという銀行が当然その地域のサービスを提供する責任がある、そういうふうに私は思うわけであります。それがやはり公共性といふことの一つの内容だろう

といふうに思つておられます。そこで、金融の公共性についてぜひお聞きをしてみたいと思うのです。

銀行法あるいは保険業法の場合には、例えば、金融機関であると公共性といふことが言われているわけですから、Aという銀行が埼玉県で営んでいる、そこに北海道の人が平等にというこ

とによってサービスがよくなる、その利益を消費者が受ける、こういう考え方が妥当だらうと思うのです。

したがいまして、金融ビッグバンが実行されたとして公共性といふものが損なわれるといふことはないであります。それは変わらないといふうに思います。

○佐々木(憲)委員 弱小の金融機関がこの競争の中では、この坂井隆憲議員の、今委員長席に座つておられるけれども、「日本版ビッグバン構想の視点」、これは私、じっくりとこの連休に勉強させていただいたわけでござります。この中で、イギリスのビッグバンに精通しているピーター・タスカさんという方が次のようにおっしゃっているわけです。「いまの銀行、証券、損保の垣根がなくなつてしまつと、互いの分野にすぐ乗り入れができるようになるんです。そしていまある程度までの採算があつたとしてももつと低くなる可能性があります。」しかし金融システム全体は、能力縮小がいざれ起こらざるを得ず、その場合どういうセーフティーネットがあるか。私たちはまだ不透明感を持っています」というふうにおっしゃっているわけですね。

なつたとしますと、この金融といふサービスはその点では低下を招くことになるのではないかと思いませんけれども、その点はいかがでしょう。

○松永国務大臣 もし、ある地域にCという銀行しかないならば、その地域は相当Cが支配していきますよ。そういうたところはまず破綻するなどということはないのです。小さい銀行であつても、地域によいサービスを提供しておればいいお客様がつきますから、小さいからといって倒れるといふことはないですよ。問題はいかにして消費者の信用を得るか、そしてより効率のいい事業活動をしているか、それによって勝敗は決まるのだと思います。

大臣は、ビッグバンによって公共的な性格といふのはより一層強まるといふうにお考えか、それともこれは弱まつていく可能性があるといふうに考えておられるか、この点についてお聞きをしたいと思います。

○松永国務大臣 先ほど、埼玉県にはAという銀行がある、だから埼玉県はAという銀行がやるのだと、こういう考え方にはいけない。これは地域独占、消費者のサービスにならないのです。だから、Aという銀行もあればBと、いう銀行もある、Cという銀行もある。それが公正競争をしていく、それによってサービスもよくなる、そのよくなるサービスの利益を消費者は受ける、これが公正な自由競争の一番の利点なんですね。そういう意味で、いろいろな金融機関が公正な競争をすることによってサービスがよくなる、その利益を消費者が受ける、こういう考え方が妥当だらうと思うのです。

したがいまして、金融ビッグバンが実行されたとして公共性といふものが損なわれるといふことはないであります。それは変わらないといふうに思います。

○佐々木(憲)委員 弱小の金融機関がこの競争の中で倒けてしまつ、競争に負けて破綻するといふ可能性もこれはかなり高くなるわけであります。しかし残念ながらそのCといふ金融機関が競争に勝つて店を開めざるを得ない、こういう状況に

激化し、コスト切り下げ競争、こういうことが起こります。そうなりますと、当然その中で今まで採算がとれたところがそれなくなってしまいます。例えば、手数料の自由化によって手数料引き下げ競争というのが起ころ。そうなりますと、その競争の中で採算がとれなくなつて赤字に転落をしていく。その結果、セーフティーナギヤー方がどういうことが可能なのか、まだ不透明感を持つている、イギリスのビッグバンを体験された方がこのように述べておられるわけでございます。

○佐々木(憲)委員 私が申し上げておりますのは、金融サービスの低下といふのは、個別のこういう金融機関の破綻を通じて、ある地域、あるところ、ある方々にとつては突然起ころ得る可能性があるというふうに私は思つてございます。そういう可能性といふのはやはり否定できません。しかしながら、大臣はどのようにお考えでしようか。

○山口政府委員 お答え申し上げます。

先生、ビッグバンの、ある意味では競争が悪い

面に働くケースを大変御心配いただいてお話しに

なつておられるわけございませんけれども、例えれば、

イギリスで、ビッグバン後にGNPにおける金融業のウエートは著しく向上したわけでございま

す。結局、こういった改革というものを乗り越えていかないと産業としても成り立たない。その途

中、雇用の問題とかいろいろ生ずるかもしれません。しかし、より効率化し、金融機関そのものがしっかりとすることによって、また経済にもプラスに働くということあります。

いろいろ先生の御指摘は、ある意味ではある局

面、ミクロで起きた、そのときどうするかといふ

問題は当然出てくるかもしれません。しかし、か

がいいということにはならないといふに思う

われであります。

○佐々木(憲)委員 私が申し上げておりますのは、金融の持ついる公共的性格、この性格を弱めてはならないということを申し上げておられるわけ

でございます。ビッグバンを推進するという、坂井委員長代理退席、委員長着席

でございます。

○山口政府委員 せんだけての公的資金を活用し

た資本注入の際に健全性確保のための計画を出し

ていただいたのですが、それによりますと、平成

八年度実績にして、平成十二年度までに都市銀行

九行で、国内、海外、本支店合計で約三百五十カ

所。銀行の店舗が、今までほどどんどん店舗の配置

をふやしていった。しかし、この数年は店舗が縮

小の方向に転じております。

○山口政府委員 例えれば、この点について、昨年の四月二十二日、当山口委員会で我が党の佐々木座海議員が、

清瀬市のさくら銀行清瀬旭が丘出張所の廃止問題

を取り上げました。また、世田谷の住友銀行希望ヶ丘出張所の廃止問題、これを公共性とのかか

わりで、地域の暮らしをどう支えていくかという

点の公共性、そういう点のかかわりで取り上げた

われであります。店舗の統廃合については地域の

方々には全く連絡がなかつた、あるいは通帳の更新

新規定期の手続にバスに乗つて遠くの支店まで行

かなければならなかつた、毎日の現金処理で困る

など大変大きな問題になり、そのやり方について

の批判というのがかなり大きく広がつたわけでござ

ります。

○佐々木(憲)委員 海外の数字というものは極めて

少ないと思うのですね。大半が国内の店舗の縮小

だと思います。それでも、九行で三百五十カ所の

店舗縮小ということでありまして、これは極めて

地域の方々にとつては大変な事態を引き起こす可

能性があるわけござります。そういう点では、

住民に対するサービスの切り捨てということが競

争激化の中で当然生まれてくるわけでございま

す。

私は、ビッグバンという前にまずやらなければ

ならないのは、このよくな地域の中小金融機関の

役割も一層高めるという点だと、あるいは大手

銀行の地域に対する責任、こういう点をより一層

明確にするということが必要だと、うつに思う

わざでござります。公共性を高めるということが

やはり今後の日本の金融にとってますます重要な

ことになります。国民の不安が広がるということが

なつてくるわけでござります。

○佐々木(憲)委員 は、やはり国民の不安が広がるということが生ま

れてくるわけで、その点をぜひ考慮に入れていた

次にお聞きしたいのは、雇用の問題でござい

ます。

○佐々木(憲)委員 言うまでもなく、現在、雇用是最悪の事態でござります。

○佐々木(憲)委員 失業率は三・九%。若い方々それから

中高年の方々の失業率というのは大変なものでござります。

○佐々木(憲)委員 これがこれにとどまらない

ことがあります。これは、戦後調査を始めて以来、最悪

の事態になつてゐるわけですが、問題は、雇用の

吸収力のある産業が日本経済の中で失われつあ

るという点だと思います。金融機関が雇用を吸

取できるのかどうか、これが今後問われると思

います。

○佐々木(憲)委員 どういうレンジで見るかという

ことにかかるくると思います。

○山口政府委員 ビッグバンが進めば雇用はふえるのかという点をお聞き

をいたしましたところ、当時の柳原国際金融局長

は、ビッグバンで東京市場が活性化すれば雇用は

ふえる、このよう答弁をされました。松永大蔵

大臣も、ビッグバンをやれば金融で雇用がふえる、このようにお考えでしようか。

○佐々木(憲)委員 どういうレンジで見るかという

ことにかかるくると思います。

○山口政府委員 ビッグバンが来ますと各銀行もリストラを迫ら

れます。リストラは人を減らせ、給料を減らせ、

この国会でも随分そういう御議論がありまして、

私も金融機関にそれをしようと聞いてお

ります。しかし、それは新たなまた発展のものと

になるわけあります。金融界がしっかりしていく

れば、今度は千二百兆の個人金融資産をパック

に、またアジア経済というものを背景に、我が國

の金融界が雇用を吸収できる力はあるのではないか

か。これは、ビッグバンが成功しなければできな

いということありますけれども、そういう意味

では、榎原財務官が申し上げたふえるというよう

なことは、長期的にはそういうだろうし、そういう

アリたいというふうに考へておるわけでございま

す。

○佐々木(憲)委員 どうも、具体的に雇用がふえ

ていくという展望がなかなか見えにくいわけでござります。

○佐々木(憲)委員 一九九四年三月から一九七九年九月までの三年半

で、都市銀行、信託銀行、長信銀、地銀、第二地

銀、それぞれの従業員の削減の数を示していただ

きたいと思います。そして合計で何人の削減にな

るか、数字をお聞きしたいと思います。

○山口政府委員 先生の御指示の平成六年三月末の従業員数と平成九年九月末の従業員数を比較して申し上げます。

都市銀行は、拓銀を除く九行では一万八千三百八十六人の減少、長期信用銀行三行では千九十二人の減少、信託銀行七行では三千七百四十一人の減少、地方銀行六十四行では四千六百一人の減少、第二地方銀行では五千五百三十四人の減少となり、これら五業態を合計いたしますと、全国銀行百四十六行で三万三千三百五十六人の減少でございます。

○佐々木(憲)委員 たった三年半で三万三千三百五十六名の減少である。これは、まさに今雇用不安が広がっている一つの要因となつていることは明らかでございます。

それでは、証券それから保険、この二つの業界でこの三年間で従業員は何人減ったでしょうか。

○山本(晃)政府委員 お答えいたします。証券会社の従業員数は、平成七年の三月末から平成十年三月末までの三年間で、平成七年の三月末が約十二万三千人でございました。これが平成十年三月末には約九万九千人ということで、約二万四千人減少をしておるところでございます。

○福田政府委員 お尋ねの数字でございますが、保険業界全体では三年間で六千四百人の減でございます。

○佐々木(憲)委員 今お聞きした数字だけでも変な数になるわけでございます。約六万数千人の金融業界全体での減少というところでございます。これは実に経済全体に大きな影響を与えておりまして、例えば、証券業界の場合のピーク時の人員は十六万七千人だったわけでございますので、この間に四一%の落ち込みといふことがあります。

さてそこで、ビッグバンをやれば雇用はふえるのかという点であります。大蔵省にお聞きしますけれども、銀行、証券、保険業界ではそれぞれ何人の雇用拡大計画を持っているでしょか。

○山口政府委員 銀行における従業員の雇用の問題については、各銀行それぞれ経営判断として持つていると思いますが、当局としてはそれは承知しております。

○佐々木(憲)委員 ビッグバンによって活性化して雇用がふえるといいながら、実際に今後雇用を拡大するという具体的な計画はつかんでいない。むしろ拡大計画がないのではないかというふうに私は思います。これでは雇用がふえるといつても全く無責任なことになるわけでございまして、実際に出されているのはリストラ計画、人員削減計画だと思います。

どのような人員削減計画を出されているか、この点についてお答えを願いたいと思います。

○山口政府委員 健全性確保計画を先ほど御紹介いたしましたが、同じその計画で、二十一行の合計でちよつと申し上げますと、平成九年三月末に比べ、本年三月末で六千九百人の削減の見込みでございます。平成十二年三月末までは二万二千六百人を削減する計画であるというふうに承知しております。

○佐々木(憲)委員 一九九七年の三月から二〇〇〇年の三月、その間に三万二千六百二十六人の削減計画になつておるはずでございます。つまり、ビッグバンを推進していくことによって雇用はますます減らされるということが明確でございます。これは二十一行ですけれども、これが全銀行、さらには保険、証券、それぞの業界のそれの会社の見通しを出せば、当然それを集計しますとともにたくさん、何万人という単位の削減計画になると思います。そうしますと、ビッグバンを推進する中で雇用がふえるといいながら、現実には雇用はふえる展望がないということになります。

したがって、雇用がふえるというのは言つてみれば願望でありまして、現実の動きは極めて過酷であります。そういう意味で、私は、このビッグバンの問題について考える際に、そういう面も頭に入れて対応しなければならないと思うのです。

それで、日本経済全体で今雇用不安が非常に広がり、それが将来不安をさらに増幅させて、その結果、財布のひもが締まつて消費が落ち込んでいく、その一つの大変重要な構造的要因になつてゐるわけであります。

そこで、私は、ビッグバンを推進する際の考え方として、本当に雇用をふやし、国民の生活を安定させていくという展望を示すということが政府にとって大事なことではないか、そういう方向が必要ではないかといふふうに思うわけですけれども、この点で大蔵大臣の見解をお聞きしたいと思ひます。

○山口政府委員 銀行業界、保険業界、証券業界、いずれも大変なリストラをしております。それは次なる飛躍のための苦しみでもあるわけでございます。当局の方で雇用が幾らふえるべきだということを示すという状況ではないと思ひます。

マーケットの信認を得べく各金融機関は努力をし、その結果として効率的な金融機関になる。それで、世界にロンドン、ニューヨーク、東京と並び称されるような金融マーケットをつくっていく。そういうことになれば先生の御心配の雇用問題も解決されるというふうに考へるべきだろうと思うわけでございます。今までに問題がありますと、それは逆だと思います。

○佐々木(憲)委員 次の展望を示すことができる。これは二十一行ですけれども、これが全銀行、さらには保険、証券、それぞの業界のそれの会社の見通しを出せば、当然それを集計しますとともにたくさん、何万人という単位の削減計画になると思います。そうしますと、ビッグバンを推進する中で雇用がふえるといいながら、現実には雇用はふえる展望がないということになります。

したがって、雇用がふえるというのは言つてみれば願望でありまして、現実の動きは極めて過酷であります。そういう意味で、私は、このビッグバンの問題について考える際に、そういう面も頭に入れて対応しなければならないと思うのです。

○鴻野説明員 御説明いたします。

山一証券からの報告によりますと、山一証券が本年一月末、二月末、三月末の三度に分けて解雇した従業員は全体で約九千三百人であります。そのうち再就職を希望する従業員は約八千二百人おりました。そのうち、三月末時点で約五千八百人、七〇%の従業員が再就職の内定を受けております。

このうち、メリリンチ証券などへ就職が内定した者約一千人など、多くの者が四月からの再就職ということで、再就職の内定を受けた従業員が三月末までに既に何人ぐらい就職していただかといふ点については把握できております。また、再就職を希望する五十歳以上の従業員は九百七十人の方々の就職状況でございますが、再就職を希望する外務員は全体で千三百十二人、うち内定者は六百十二人、約四六%でございます。また、再就職を希望する五十歳以上の従業員は九百七十人でございまして、内定者は四百七十五人、約四九%といふふうに報告を受けております。

○佐々木(憲)委員 今の数字でも明らかのように、全体として八千人以上の再就職希望者がいらっしゃいますけれども、ところが、実際に内定をされたのが七〇%であります。確定したのはまだわかつていないということであります。

特に重要なのは、五十歳以上の場合は内定率が四割台、約五割近いわけですが、そういう大変低い状況にある。ですから、新しい金融商品の開発等とかビッグバンに対応できる、そういう分野に専門的な職を求める方々は比較的就職問題というのは極めて深刻な状況でございまして、例えば、既に破綻をしました山一証券あるいは拓銀、徳陽シティ、三洋証券など、阪和銀行や日産生命も含まれますけれども、これらの再就職問題というのは言つてしまつたけれども、それでも、次の飛躍の苦しみと言いますけれども、飛躍につながらないのですよ。

労働省にきょうは来ていただいていると思いますが、昨年十一月に自主廃業を決めました山一証券の三月末の再就職状況、これは全体の就職の確定状況、それから外務員の場合の確定率、それから五十歳以上の再就職の確定率、これについて示していただきたいと思います。

したがいまして、このビッグバンを推進する場合には、先ほど来の議論にありますように、国民全体が一つは極めて重要でありますし、同時に、その金融界で働いておられる方々、従業員のローチが一つは極めて重要でありますし、同時に、その金融界で働いておられる方々、従業員の方々がどのような雇用状態に置かれるのか。人員が減らされれば、当然また労働強化、サービス残業というのも広がっておりますし、そういう状況なども念頭に置かなければならぬ。あるいは地域の中、中小金融機関が整理、淘汰されていく、そういう危険性も広がっていく。したがいまして、体力のある大手の銀行はますます巨大になる、そういう独占的集中といいますか、これは一層進みますけれども、しかし、多くの国民にとって必ずしもこれはプラスばかりではなくて、逆に大変な被害を受けるという面もあるという点をぜひ認識をしていただきながらなければならないというふうに私は思ふわけでございます。

最後に、大蔵大臣に、そのような状況についてどのように考えておられるか、対応についての決意をお聞きをいたしまして、質問を終わらせていただきます。

○松永国務大臣 どうも兩佐々木先生は物事を悲観的、悲観的にばかり議論をしていらっしゃるような感じがするわけでありまして、やはり公正な競争を通じて経済の発展を図る、その中で国民の福祉が充実していく、こういう考え方で私どもは取り組んでいくつもりであります。

そしてまた、雇用の問題であります、御存じと思いますけれども、英國におけるビッグバン、これは成功したと言われるわけですが、実は、金融関連部門の雇用者数は、一九八六年から一九九〇年の間に十数%ふえておるという実例もあるわけでありまして、日本の金融市场も、そういうロンドンに比肩するような活気のある金融市场を創出することによって雇用もふえていくといふふうに考えるわけであります。

○佐々木(憲)委員 今後、具体的な問題についてさらに突っ込んで、十分時間をとつて質疑をした

いと思いますので、きょうはこれで終わりたいと思ひます。

○村上委員長 次回は、来る五月八日金曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会するごととし、本日は、これにて散会いたします。  
午後七時四十四分散会

平成十年六月四日印刷

平成十年六月五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局